中 野 区 子 ど も 総 合 計 画
令 和 6 年 度 事 業 実 績

令和7年10月

中野区

＜本書の目的＞

区は、子どもに関する総合的な計画である、「中野区子ども総合計画」を令和5年3月に策定しました。同計画の中では、毎年度、各事業の実施状況や成果指標の進捗状況等について、「中野区子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめる、と定めています。また、これに加え、各事業の取組内容について、「中野区子どもの権利委員会」において子どもの権利の視点に基づいた検証を行うことについても定めています。

以上のことから、「中野区子ども総合計画令和6年度事業実績」を本書のとおり取りまとめました。

取りまとめた事業実績を踏まえ、取組のさらなる推進やPDCAサイクルに基づき改善を図ります。

目 次

1 各目標における主な取組みの各事業実績

目標Ⅰ　子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する
取組みの方向性（1） 子どもの権利に関する理解促進 … 1
取組みの方向性（2） 子どもの意見の表明・参加の促進 … 3
取組みの方向性（3） 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援 … 5
取組みの方向性（4） 子どもの権利侵害の防止、相談・救済 … 11

目標Ⅱ　子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する
取組みの方向性（1） 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援 … 18
取組みの方向性（2） 生活に困難を抱える子育て家庭への支援 … 24
取組みの方向性（3） 子どもの発達・成長に応じた支援 … 27

目標Ⅲ　子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する
取組みの方向性（1） 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備 … 30
取組みの方向性（2） 質の高い教育・保育サービスの提供 … 33

目標Ⅳ　あらゆる若者の社会参画を支援する
取組みの方向性（1） すべての若者のすこやかな育成支援 … 36
取組みの方向性（2） 若者の課題解決に向けた支援 … 38

目標Ⅴ　子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する
取組みの方向性（1） 地域における子育て支援活動の推進 … 43
取組みの方向性（2） 子育て世帯が住み続けたくなる環境の整備 … 45

2　需要見込みと確保方策の事業実績

(1)幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

■ 幼児期の学校教育…認定こども園、幼稚園
1号認定(満3歳以上) … 48
■ 保育…認定こども園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設
2号認定(満3歳以上) … 48
3号認定(0歳児) … 49
3号認定(1・2歳) … 49

(2)地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

■ 利用者支援事業 … 50
■ 地域子育て支援拠点事業 … 50
■ 妊婦健康診査 … 50
■ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) … 51
■ 養育支援訪問事業 … 51
■ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 … 51
■ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ) … 52
■ 幼稚園における一時預かり事業 … 52
■ 一時預かり事業(一時保育、短期特例保育)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート事業) … 53
■ 延長保育事業 … 53
■ 病児・病後児保育事業 … 54
■ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) … 54
■ キッズ・プラザ事業・放課後子ども教室推進事業 … 55
■ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 … 55
■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 … 55

3　中野区子ども総合計画令和6年度事業実績～子どもの権利の視点による評価・検証結果について～ … 56

１　各目標における主な取組みの各事業実績

★1　各目標における主な取組みの各事業実績のみかた

・各事業実績は、下図⑤の担当課にて、①～④に記述しています。
・下図②の「令和６年度取組内容等」について、記号の分類について以下のとおりです。
　◎……令和６年度予算の新規・拡充・推進事業を行ったもの　　○……計画どおりに行えたもの
　△……当初の予定どおり行えなかったもの（一部実施できなかったもの等）　　×……実施しなかったもの
・下図③については、子どもの権利の視点での自己評価が必要な事業のみ記述があります。対象となった事業について、抽出に至る経緯や、対象事業の一覧は、本書 P.60～をご覧ください（対象外事業は記述がないため、塗りつぶしを行っています）。
・下図⑥について、「重点事業」については、「成果指標」、「計画策定時点の現状値」、「令和９年度目標値」を設定しています。「事業」については、これらの設定を行っていないため、記述がありません（塗りつぶしを行っています）。

事業分類	事業名	事業内容	成果指標（重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ）※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度目標値（重点事業のみ）	① 令和5年度実績（重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	② 令和5年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	③ 子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）	④ 今後の課題・改善点（子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	⑤ 担当課
目標Ⅰ　子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する										
取組の方向性(1)子どもの権利に関する理解促進										
主な取組①子どもの権利の普及啓発（計画冊子:P.64）										
重点事業 ⑥	条例の普及啓発	子ども用、大人用のリーフレットや、子どもに分かりやすい動画、ポスター、チラシの作成など、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。	子どもの権利に関する啓発事業の数	-	15事業（5年間延べ）	6事業	条例を多くの人に知ってもらうため、大人用、子ども用のリーフレットを作成し、配布した。	(1)子ども向けの条例リーフレットについては、区立中学校の生徒の意見を聴いて作成した。 (2)子どもたちに分かりやすいよう、子ども向けの条例リーフレットは小学校1～3年生、4～6年生、中高生向けの三種類を作成し、配布した。 (3)今後、子どもに対し、条例の認知度や、子どもの権利が守られているかについての調査の実施を検討していく。	18歳以上の区民を対象とした意識調査では、条例の認知度等の調査を行っているため、子どもに対しても調査を行い、効果を確認することを検討する必要がある。	子ども・教育政策課
重点事業 ⑥	「子どもの権利の日」事業	条例第8条で定める「中野区子ども権利の日（11月20日）」を中心とした期間に、区民参加のもと子どもの権利に関する広報・啓発事業を実施します。	「子どもの権利の日」事業の参加団体	⑥	7団体（5年間延べ）	3団体	条例の内容の普及と促進、子どもにやさしいまちづくりをしていく上での区、大人、地域それぞれの役割などについて、区民等の理解と関心を深めるため、子どもの権利の日フォーラムなかのを開催し、「パネルディスカッション」や「造形ワークショップ」、「愛称・マスコットキャラクター作品展示」などを行った。	(1)子ども相談室愛称・マスコットキャラクターの発表は、選定ワークショップに参加した子どもたちと一緒に準備し、発表してもらった。 (2)区報やホームページのみの周知ではなく、作成したチラシを関係課窓口、児童館や図書館などに配布することで、子どもに情報が届くよう工夫した。 (3)粘土と絵具を使った「造形ワークショップ」では、アンケートにて「子どもが楽しそうにしていた」と多く回答いただけた。	翌年度以降は、子ども・若者・大人など、多世代交流できるイベントを行うことで、より様々な意見や気づきを得られるよう改善していく。	子ども・教育政策課
事業	児童虐待防止月間に合わせた普及啓発	児童虐待防止月間（11月）に合わせて集中的に子どもの権利に関する広報・啓発を行い、子どもの権利について考える機運の醸成を図ります。				○	-	(1)「子どもの権利の日」事業では、子どもたちが応募してくれた「子ども相談室愛称・マスコットキャラクター」の作品を展示した。 (2)児童虐待防止のため、区報やリーフレットでの周知のみではなく、中野駅前でオレンジリボンキャンペーンを行った。 (3)「子どもの権利の日」事業終了後のアンケートにて、「最初、子ども相談室愛称・マスコットキャラクターの募集の話を聞いたとき、やる意義がわからなかったが、イベントに参加してよかった、やる意義があるイベントだ」という感想をいただけた。	子ども相談室愛称・マスコットキャラクターの発表は、選定ワークショップに参加した子どもたちと一緒に準備し、発表してもらった。また、粘土と絵具を使った造形ワークショップには多くの子どもが参加できた。 引き続き、子どもが参加しやすく主体的に関われるような工夫を凝らしていく。	子ども・教育政策課
事業	国・都等と連携した普及啓発	国や都、他の区市町村等と連携し、子どもの権利に関する理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業を実施します。				○	-	(1)今後、国や都、他の区市町村等と連携し取り組む事業において、可能な限り子どもの意見を取り入れていく予定である。 (2)子どもでもアクセスしやすいよう、人権啓発動画は法務局、東京都、中野区の公式YouTubeで公開した。 (3)今後、この事業の子どもに対する効果を図る方法を検討していく。	他の区市町村との連携が情報共有にとどまっているため、各自治体の子どもの意見を反映させながら、より深い連携事業を目指していく。	子ども・教育政策課

1ページ

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
目標Ⅰ　子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する											
取組の方向性（1）子どもの権利に関する理解促進											
主な取組①子どもの権利の普及啓発（計画冊子：P.64）											
重点事業	条例の普及啓発	子ども用、大人用のリーフレットや、子どもに分かりやすい動画、ポスター、チラシの作成など、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。	子どもの権利に関する啓発事業の数	-	15事業 （5年間延べ）	7事業	子どもの権利を多くの人に知ってもらうため、子ども相談室ワークショップや子どもの権利の日フォーラム等を実施した。また、子ども相談室周知カードや子どもの権利に関する条例リーフレットを区内小・中・高校生に配布した。	（1）	子ども相談室ワークショップでは、子どもの権利を広めるアイディアを一緒に考え、成果の発表や配布を行った。	子どもも大人も生活の中で多く目にすることができるような普及啓発活動を検討する必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	ポカコロだよりや子ども相談室ワークショップの成果物などを子どもが日々使用する区立小中学校学習用端末へ配信した。		
								（3）	子どもの権利に関することを知り、学ぶワークショップを開催し、参加した子どもからは、「子どもの権利条例というものを知れたから楽しかった」といった声が寄せられ、子ども自身が自分の権利を実感することができる機会となった。		
	「子どもの権利の日」事業	条例第8条で定める「中野区子ども権利の日（11月20日）」を中心とした期間に、区民参加のもと子どもの権利に関する広報・啓発事業を実施します。	「子どもの権利の日」事業の参加団体	-	7団体 （5年間延べ）	5団体	子どもの権利の日フォーラムを開催し、パネルディスカッションやおもちゃ作りワークショップ、出張プレーパークなどを行った。	（1）	パネルディスカッションにおいて、ハイティーン会議メンバーの声を聞いたり、子ども相談室ワークショップメンバーと一緒に準備し、発表をしてもらった。	多くの子どもや大人に届くような周知方法を工夫していく。	子ども・教育政策課
								（2）	優しい色使いや表現等でチラシの工夫をし、作成したチラシは児童館や図書館などへの配布、区立小中学校学習用端末への配信を行った。		
								（3）	子ども主体のワークショップの成果を発表する場を設けることで、参加した子どもからは、「自分の意見を他の人に伝えて、他の人の意見も聞くことができ楽しかった」といった声が寄せられ、子ども自身が自分の権利を実感することができる機会となった。		
事業	児童虐待防止月間に合わせた普及啓発	児童虐待防止月間（11月）に合わせて集中的に子どもの権利に関する広報・啓発を行い、子どもの権利について考える機運の醸成を図ります。				○	-	（1）	大学との連携による若者も参加した取り組みを行い、虐待防止の啓発グッズを親子連れや学生に積極的に配布を行った。	子どもからの意見を取り入れやすく、子どもにも分かりやすい広報・啓発方法や啓発グッズ引き続き検討していく。	子ども・若者相談課
								（2）	児童虐待防止のため、区報やリーフレットでの周知のみではなく、中野駅前でオレンジリボンキャンペーンを行った。		
								（3）	駅前オレンジリボンキャンペーンでは子どもにも関心を持ってもらうためにうさごはんを登場させ、うさごはんに関心を示して、近寄ってきてくれる子どもに直接普及啓発のグッズを配布して、より多くの子どもたちに児童虐待防止を知ってもらう機会となった。		
	国・都等と連携した普及啓発	国や都、他の区市町村等と連携し、子どもの権利に関する理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業を実施します。				○	-	（1）	他自治体の視察等を行い、取り組み状況を共有した。	今後は、国や都、他の自治体との連携により普及啓発の実施機会を設定したい。	子ども・教育政策課
								（2）	国や東京都の関連リンク先を中野区ホームページに掲載している。		
								（3）	今後、他自治体との連携した普及啓発を検討するにあたっては、子どもからの意見・アイデアも踏まえて検討していく。		
	子ども相談室の普及啓発	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談室に愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うなど、普及啓発を進めます。				◎	子どもの権利の普及啓発等をテーマとした子ども向けワークショップのほか、子どもの権利の日フォーラムの開催や子ども相談室の愛称・キャラクターを活用し、子どもの権利の普及啓発を実施。	（1）	マスコットキャラクター”だんごーず”の新ポーズ作成にあたり、児童館において子どもの意見を聴き反映させた。	”だんごーず”をより広め、”だんごーず”を切り口にしたより効果的な普及啓発を進めていく。	子ども・教育政策課
								（2）	子どもが日々利用する児童館において、子どもに直接アクセスし意見を聴くことができた。		
								（3）	子ども相談室が児童館に出向き、子どもから直接意見を聴くこと中で、「だんごーず知ってる！、緑のカード見た！」といった声を聴くことができた。		
	「子どもの権利」に関わる図書の充実	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会として、子どもの権利に関わるブックリストの作成や、図書館と連携した企画展示等を行います。				○	-	（1）	中野東図書館で開催された子どもの権利写真展では、中野東中学校の中学生が実際に書いたポップをつけるなど、また、子どもの権利の4原則について、思うことを意見表明できる参加型コーナーを設けた。	より多くの子どもが、子どもの権利について考えてもらえるよう、引き続き事業運営していく。	子ども・教育政策課
								（2）	子どもの権利に関わる本を読む際に、どのような本なのか手に取りやすいよう、パスファインダーを作成したことで、多くの本が貸出された。また、ブックリストの作成により、子どもが興味をもつような工夫を行った。		
								（3）	常時置いている子どもの権利に関わるブックリストや子どもの権利の写真展における参加型コーナーの設置により、子どもの権利について、自分事として考えるきっかけとなった。資料の貸出冊数は98冊中95冊、新たに作成したパスファインダーは50部中32部が配布され、多くの子どもたちに手に取ってもらうことができた。		
	「子どもの権利」に関わる学校での取組	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。				◎	子どもの意見を反映させた教育活動推進の予算を各校に配当し、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにした。	（1）	各小・中学校において学級活動や生徒会活動、学校行事等において、児童・生徒の意見や考え、思いを安心して表明できる取組を充実させるため、各校に予算を配当し、特色ある学校づくりを推進した。	令和6年度の予算費目が報償費のみであったが、翌年度以降は費目を選択可能とし、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにする。	指導室
								（2）	11月20日の「中野区子どもの権利の日」をきっかけとするなど、教育活動の様々な場面において、子どもの権利について知る機会を設けた。		
								（3）	自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実させたことで、生徒からは「全校でテーマについて話し合い、講演を実現できて達成感があった。」との感想があるなど、子どもたちの達成感、成就感、自己肯定感、他者とのつながり等を高めることにつながった。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
主な取組②子どもの権利に関する学習機会の充実（計画冊子：P.66）											
重点事業	子どもの権利に関する研修・講座	区の職員や学校の教職員、施設職員等の子どもに関わる専門職、子ども支援・子育て支援団体等に関わる大人に対して、子どもの権利に関する研修や講座を実施します。	研修・講座の実施回数	-	30回 （5年間延べ）	9回	・区新規採用職員研修 ・区係長級職員対象研修 ・児童館運営協議会 ・図書館職員研修 ・青少年地区委員会 ・地区懇談会 ・児童館等職員研修　等 子どもの権利に関する研修を実施した。	（1）	子どもからの相談やつぶやきなどから大人に知ってもらいたいことなどを含んだ内容としている。	乳幼児期から当然に子どもの権利が意識されるよう、広く区民を対象とした日常の中で取り入れられる普及啓発方法を検討していく。	子ども・教育政策課
								（2）	大人に対して研修・講座を実施していることが子ども自身にも伝わるよう,区HPなどに実施状況を掲載するよう改善していく。		
								（3）	研修・講座の参加者からは「子どもの最善の利益を考え、研修で学んだことを活用していく」といった意見・感想を得ており、子どもの権利について意識して、子どもへの関わりができる大人が増えたと考えている。		
			研修・講座の参加人数	-	1,000人 （5年間延べ）	454人	同上	（1）	同上	同上	子ども・教育政策課
								（2）	同上		
								（3）	同上		
事業	「子どもの権利」に関する学習機会の充実	子どもの居場所等において、子ども向けの出前授業や学習プログラムを実施します。				○	-	（1）	児童館や出張プレーパークを利用する子どもがつぶやきや意見を言えるような工夫をして活動した。	より多くの子どもが、日常や遊びの中で知り・学べるような実施場所や方法を検討していく。	子ども・教育政策課
								（2）	実施児童館や出張プレーパークで直接子どもと関わることができた。		
								（3）	児童館や出張プレーパークに子ども相談室が出向き、子どもから直接意見を聞くだけでなく、飲み物提供のコップの裏に「本日の気持ち」「うれしかったこと」などお題をつけておく等、子どもが安心して意見を伝えることができる工夫を行った。子どもからは、自分にとって嬉しいことやこうなりたいなどの声を聴くことができた。		
	「子どもの権利」に関わる学校での取組（再掲）	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。				◎	子どもの意見を反映させた教育活動推進の予算を各校に配当し、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにした。	（1）	各小・中学校において学級活動や生徒会活動、学校行事等において、児童・生徒の意見や考え、思いを安心して表明できる取組を充実させるため、各校に予算を配当し、特色ある学校づくりを推進した。	令和6年度の予算費目が報償費のみであったが、翌年度以降は費目を選択可能とし、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにする。	指導室
								（2）	11月20日の「中野区子どもの権利の日」をきっかけとするなど、教育活動の様々な場面において、子どもの権利について知る機会を設けた。		
								（3）	自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実させたことで、生徒からは「全校でテーマについて話し合い、講演を実現できて達成感があった。」との感想があるなど、子どもたちの達成感、成就感、自己肯定感、他者とのつながり等を高めることにつながった。		
	人権教育、道徳教育	教育活動全体を通して生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。				○	-	（1）	日常の授業において、一人ひとりが安心して考えたり、発言したりできるように、各校の教員が配慮している。また、一人ひとりがどんなことができるか、子どもの意見を聴きながら教育活動を進めている。	児童・生徒の実際の行動につながるようにすることが必要である。	指導室
								（2）	学校の様々な教育活動を通して、人権教育や道徳教育の大切さに触れながら指導している。道徳授業地区公開講座や人権尊重教育推進校の研究成果の発表等を行い、子どもや地域・保護者に周知している。		
								（3）	人権教育・道徳教育の充実を図ったことで、「周りの人のために、自分にできることから行いたい」という思いをもって生徒会中心に主体的な人権活動の取組を行うなど、発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに，他の人の大切さを認めること」ができるようになっている。		
	「子どもの権利」に関わる図書の充実（再掲）	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会として、子どもの権利に関わるブックリストの作成や、図書館と連携した企画展示等を行います。				○	-	（1）	中野東図書館で開催された子どもの権利写真展では、中野東中学校の中学生が実際に書いたポップをつけるなど、また、子どもの権利の4原則について、思うことを意見表明できる参加型コーナーを設けた。	より多くの子どもが、子どもの権利について考えてもらえるよう、引き続き事業運営していく。	子ども・教育政策課
								（2）	子どもの権利に関わる本を読む際に、どのような本なのか手に取りやすいよう、パスファインダーを作成したことで、多くの本が貸出された。また、ブックリストの作成により、子どもが興味をもつような工夫を行った。		
								（3）	常時置いている子どもの権利に関わるブックリストや子どもの権利の写真展における参加型コーナーの設置により、子どもの権利について、自分事として考えるきっかけとなった。資料の貸出冊数は98冊中95冊、新たに作成したパスファインダーは50部中32部が配布され、多くの子どもたちに手に取ってもらうことができた。		
	「子どもの権利」に関する保護者向け講座の実施	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉え、保育施設や学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する保護者向けの講座を実施します。				×	児童館運営協議会や地区懇談会での研修等を実施しながら、子どもの権利に関する認知等についての地域の状況を把握してきたが、保護者向けの講座を実施することはできなかった。	（1）	-	乳幼児期から、子どもには当然に権利があるという意識付けができるよう保護者に知ってもらう機会を設定していく必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	-		
								（3）	-		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
取組の方向性（2）子どもの意見表明・参加の促進											
主な取組①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり（計画冊子：P.68）											
重点事業	区政運営における子どもの参加の推進	区政運営において、対面、アンケート、オンラインなど幅広い方法を活用して子どもの意見を聴取します。聴取にあたり、子どもの意見聴取の機会の設定の仕方や聴取の方法などをまとめた子ども参加に関する実践的な手引きを作成します。	区の計画や方針の策定、施設整備等の過程における子どもの意見聴取の実施回数	-	30回 （5年間延べ）	12回	子ども・子育て支援事業計画（第3期）や社会的養育推進計画など、区の計画策定において子どもからの意見を聴取。また、常設プレーパーク設置に向けたオープンハウス開催やキッズ・プラザ及び学童クラブに関する利用者満足度アンケート、中高生年代向け施設整備検討のためのアンケート、公園再整備における子どもへの意見聴取などを実施。	（1）	子ども・子育て支援事業計画（第3期）の意見交換会では、行政サービスの広報・周知方法について、「SNSを使った周知がいいと思う」や、「動画での広報・周知がいいと思う」など、子ども当事者の意見を計画に反映した。（子どもの意見を踏まえ、計画素案から5項目を修正している）	各所管において、子ども参加の取組を推進していく必要がある。令和6年3月に策定した、「子どもの意見表明・参加に関する手引き」を活用し、より庁内に子ども参加の風土を根付かせていく必要がある。	子ども・教育政策課 各課
								（2）	子ども向けにふりがなを付したチラシの作成、学習用端末に意見交換会の情報を発信する等、子ども目線での情報発信を実施。また、実施場所を児童館や図書館、公園でのオープンハウス形式等に設定し、普段子どもがいる場所で意見聴取を行うことで、より子どもが参加しやすくなるよう工夫を行った。		
								（3）	子ども自身が利用する施設や子どもが関連する行政計画について、子どもの意見を聴取し、反映しつつ子どもへのフィードバックを行った。試行プレーパーク事業では、現地でヒアリングボードを設置し、プレーパークにほしいもの・やりたいことをポストイットに書いて貼るコーナーを用意。他の子どもが書いた内容を見て「だとしたら〇〇もしたいな」とイメージや発想が広がる子ども、書いた後に遊んでいたら「思いついた！」と追加で記入をする子どもも見受けられ、子どもの多様な意見を引き出すことができた。		
事業	子どもと子育て家庭の実態調査	子育て家庭の保護者及び子どもに対してアンケート調査を行い、子育て家庭の生活実態を把握・分析します。				○	-	（1）	小学校4年生から中学校3年生までの子ども本人とその保護者及び未就学児保護者を対象とした調査であり、年代に応じて設問にふりがなを付すなど、子どもの回答のしやすさに配慮して実施した。	アンケートに回答できる子どもだけでなく、より広く子どもも含めた区民の傾向やニーズを把握し、施策に反映していく必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	紙媒体のみでなく、Web調査票を併用することで、子どもからの回答のしやすさ（アクセシビリティ）を向上した。		
								（3）	「意見を言えてよかった」「自分の意見が区の役に立ってほしい」といった、区政への意見表明・参加に対する前向きな感想も見られ、子どもの権利、意見表明・参加に関する普及啓発の一助となった。令和6年度末に取りまとめた調査であり、子どもの声も含めた傾向やニーズについて、次期基本計画などに反映していく。		
	子どもの生活実態調査	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。				○	-	（1）	（調査自体は令和4年度に実施済み）	詳細分析により、生活困難度により高校卒業後の進学先に関する親の進学期待や子ども本人の進学希望などに差が生じていることや、大学等への進学予定がない子どものうち3割程度が経済的制約を理由にあげていることを把握した。経済的理由で高校卒業後の進学を諦めることがないよう、進学・修学を支援する制度について検討を進める必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	（調査自体は令和4年度に実施済み）		
								（3）	詳細分析の結果を踏まえて、経済的な困難を抱える家庭に対し、多額の費用がかかる高等学校等への入学準備について支援金を支給することで、進学に対する経済的な負担や不安を軽減し、子どもと子育て家庭の希望に応じた進学の支援を図るため、高校入学支援金の支給を令和6年度より新たに開始した。（子育て支援課）		
	児童・生徒への選挙啓発	区立小・中学校へのリーフレットの配布や学校での模擬選挙の実施などにより、児童・生徒に対して選挙に関する理解促進を図り、主権者教育を推進します。				○	-	（1）	児童・生徒が参加しやすいテーマをとりあげるなど模擬選挙の授業内容を工夫した。事業実施後にアンケート等をとり次年度以降の事業の実施に活かしている。	アンケートの内容を授業内容に反映させる等子どもたちが選挙を身近に感じられるよう模擬選挙の内容を拡充していく必要がある。	選挙管理委員会事務局
								（2）	「選挙だより」の内容や表現を工夫し、学校を通して全児童・生徒に配布した。		
								（3）	「マイナスな面が注目されがちな政治を明るいお笑いと合わせることで知識をつけながら楽しく学ぶことができた」「これを通してより政治に参加しようという気持ちが高まった」などの意見があり、政治や選挙の仕組みを理解し、自分の課題としてとらえ、課題解決に向けて行動できることを学ぶ機会となった。		
	子ども向けの情報発信	子どもに関する情報について、子ども向けの掲示物を作成したり、区のホームページで分かりやすく発信したりするなど、区政運営において子ども向けの情報提供・情報発信を行い、子ども参加を促進します。				○	-	（1）	子ども・子育て支援事業計画（第3期）や社会的養育推進計画における素案の意見交換会において、子どもからの意見を計画へ反映させた。	区政運営への子どもの参加を促進するためのさらなる取り組みを検討していく。	子ども・教育政策課
								（2）	ホームページ、掲示物での周知、ふりがなや平易な言葉を用いる等の工夫を行った。		
								（3）	区ホームページやSNSでの情報発信のほか、子どもが目にしやすいよう、学校に紙媒体の事業チラシを配布する等、事業に応じて情報発信を工夫をしている。「学校で配られたチラシを見て参加した」という子どもが見受けられるなど、子ども参加の促進に寄与する情報発信手法を行っている。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
主な取組②子どもの意見表明・参加の機会の確保（計画冊子：P.69）											
重点事業	ハイティーン会議（子ども会議）の開催	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代を対象にハイティーン会議を実施します。また、条例第14条に基づく「子ども会議」として、子どもに関する区の計画等について、区がハイティーン会議に参加する子どもに意見を求めます。	ハイティーン会議の参加者数	-	150人 （5年間延べ）	20人	全7回ワークショップを実施。フィールドワークや地域で活動するイベントを通して区長への意見表明を行った。	(1)	令和5年度テーマで提言のあった「中高生の居場所」事業を試行的に2回実施した。令和7年度からは本格的に実施する予定である。（年間5回Teen'sCafeの開催）	参加者の意見表明にあたり、より充実した内容としていくため、取り組むテーマに応じた所管課の伴走体制をより整えていく必要がある。	子ども・教育政策課
								(2)	区立中学校をはじめ、区内私立・区立高校等へ募集案内チラシを配布し、より参加対象者へ情報が行き届くような工夫をした。		
								(3)	中高生自らが企画し地域で活動した内容を区長へ意見表明する機会を設けることで、達成感や自己肯定感の向上に寄与している。参加者アンケートでも「自分たちの本音を大人が耳を傾けてくれていることを知れて嬉しかった」「みんなと話しながら自分たちの達成したいことに向かって活動ができたのが良かった」などの意見があった。 また、区長への意見表明後は、意見表明内容とその反映状況についてHPへ掲載し、参加者の成果を可視化している。		
			ハイティーン会議におけるチャレンジ件数	-	50件 （5年間延べ）	5件	昨年度のテーマを発展させるチームに加え、新たに自分たちのやりたいことを追及するテーマや区立中学校・区内私立中学校生徒会の合同チームを設置し、あらゆる視点の活動を実施した。	(1)	同上	同上	子ども・教育政策課
								(2)	同上		
								(3)	同上		
			区が子ども会議に意見を求めた件数	-	20件 （5年間延べ）	15件	報告会ででた意見をとりまとめ、所管課の回答を記載した一覧を区ホームページへ掲載し、提言に対する反映内容を見える化した。	(1)	同上	同上	子ども・教育政策課
								(2)	同上		
								(3)	同上		
事業	「子どもの権利」に関わる学校での取組（再掲）	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。				◎	子どもの意見を反映させた教育活動推進の予算を各校に配当し、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにした。	(1)	各小・中学校において学級活動や生徒会活動、学校行事等において、児童・生徒の意見や考え、思いを安心して表明できる取組を充実させるため、各校に予算を配当し、特色ある学校づくりを推進した。	令和6年度の予算費目が報償費のみであったが、翌年度以降は費目を選択可能とし、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにする。	指導室
								(2)	11月20日の「中野区子どもの権利の日」をきっかけとするなど、教育活動の様々な場面において、子どもの権利について知る機会を設けた。		
								(3)	自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実させたことで、生徒からは「全校でテーマについて話し合い、講演を実現できて達成感があった。」との感想があるなど、子どもたちの達成感、成就感、自己肯定感、他者とのつながり等を高めることにつながった。		
	中高生年代向け施設の整備	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。				◎	若宮児童館を中高生機能強化型児童館として整備していくにあたり、中高生等から意見を聴取し、その内容を踏まえて「若宮児童館整備基本構想」を策定した。	(1)	若宮児童館に整備する諸室・機能等については、中高生等から意見を踏まえ検討を行った。	今後の設計や運営にあたり、中高生の参画を促していくが、その時期や手法について検討する必要がある。	育成活動推進課
								(2)	若宮児童館の近隣の小中学校、高校の児童・生徒に向けてアンケート調査を行ったほか、「中野区若者情報発信アカウント」（X）においてもアンケート実施の周知を図った。		
								(3)	中高生年代へのアンケートでは「音楽スタジオのような防音で楽器演奏できる部屋がほしい」、「運動・スポーツできる空間がほしい」、「勉強できるスペースがほしい」、「自由に飲食できると良い」といった意見を得ることができ、中高生年代のニーズを踏まえた基本構想の策定につなげることができた。		
	社会的養護のもとでの子どもの権利擁護の推進	第三者の関与等により一時保護、里親委託、施設措置等のもとにある子どもの声（意見・意向等）を聴取し、処遇等に関し子どもの声を尊重する仕組みを作ります。				○	-	(1)	委託により一時保護所や里親家庭、児童福祉施設への訪問を行い、子どもからの意見を聞き取り、関係者へ伝え、子どもの希望を叶える取り組みを行った。	意見表明等支援事業を希望していない児童への働きかけや意見表明が難しい乳児に対するアプローチについて、他自治体での取組等を参考にしながら検討を行っていく。	児童福祉課 子ども・教育政策課
								(2)	対象児童に子どもの権利ノートを手渡し、その内容等について児童福祉課職員が丁寧に説明を行った。（児相）		
								(3)	子ども達がいつでも意見を言える環境を整えたことによって、意見表明しやすくなり、子ども達の意見を支援につなげることができた。（児相）		
	区民と区長のタウンミーティング	区政への区民参加を目的として、区民から区長が幅広く意見を伺い、対話する場として実施します。小・中学校において、児童・生徒を対象とした対話による意見交換も行います。				○	-	(1)	「将来の中野のまち」をテーマに、子ども向けの区長とのタウンミーティングを実施。次期中野区基本計画の策定に向け、公園のルールや子どもの居場所、きれいなまちづくりについてなど、子ども・若者ならではの多くの意見を伺うことができた。（小学生4名、中学生5名、高校生2名）	子どもに対し、より率直な思いや意見を聴取するため、学校以外の場において、子ども向けのタウンミーティングの開催を検討する。 また、今後、子どもたちの提案や意見がどのように反映されたか、子どもにわかりやすい形でのフィードバックを行っていく。	広聴・広報課
								(2)	区SNSやHP、区報での周知のほか、児童館や区内学校へのチラシ配布、ハイティーン会議参加者への周知など、対象となる子どもに届くような工夫を行った。		
								(3)	フィードバックとして、タウンミーティングでの意見について子どもからの意見であることが分かるようにした上で公開している。タウンミーティングでのアンケートでは、満足度で9割を超え、「色々な人と交流でき、区長と直接意見を伝えられてよかった」等の意見があり、参加者が達成感を得ることができた。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	施設運営における子どもの参加の推進	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。				○	-	（1）	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。	子ども会議の実施方法や普段子どもと接する中での子どもの声の聴き方等について、研修などを通じて職員が正しい知識を身に付け、実践できるようにする必要がある。	育成活動推進課 子ども・教育政策課
								（2）	各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。		
								（3）	子どもからは、「欲しいおもちゃや遊び方などを自分たちで決められて嬉しい」などの声があがっている。また、子どもが自分たちで決めたルールの中で過ごすことで、主体性が感じられるようになった。		
取組の方向性（3）子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援											
主な取組①安心して過ごせる居場所づくり（計画冊子：P.71）											
重点事業	児童館の運営	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。	児童館1館あたりの年間利用者数（延べ）	19,438人 （令和3年度）	24,000人	23,103人	「中野区児童館運営・整備推進計画」に基づき、令和7年度から機能を強化した運営を行うため、モデル事業の実施や機能強化に向けた検討を行った。	（1）	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。	令和7年度より、9館が基幹型児童館、2館が乳幼児機能強化型児童館として運営を開始した。それぞれの機能を強化する中で、より子どもの声を運営に反映できるよう工夫していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。		
								（3）	利用者アンケートでは、多くの子どもが「児童館で過ごすのは好き」「児童館は楽しい遊びやイベントがある」と回答しており、子どもの声や思いを尊重した運営ができていることがうかがえる。		
	キッズ・プラザ整備・運営	小学校の施設を活用して居場所・遊び場を展開します。小学校の校舎改築等に併せて整備を進めます。	キッズ・プラザの年間利用者数 （延べ）	277,612人 （令和3年度）	408,000人	414,776人	令和6年度にキッズ・プラザ鷺の杜を開設し、14箇所でキッズ・プラザの運営を行った。また、令和7年度のキッズ・プラザ南台開設に向けた準備を行った。	（1）	子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや行事内容を工夫している。	キッズ・プラザの利用者が年々増加する中で、1年生から6年生のすべての子どもたちが楽しく安全・安心に過ごせるよう工夫していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	キッズ・プラザで行うイベントや行事などについて、おたよりや掲示などを通じてわかりやすく情報発信している。		
								（3）	利用者アンケートでは、多くの子どもが「キッズ・プラザで遊ぶのは好き」「キッズ・プラザは楽しい遊びや行事があると」と回答しており、子どもたちが安心して楽しく過ごせていることがうかがえる。		
			「キッズ・プラザは楽しい遊びや行事がある」と思う児童の割合 【出典】利用者アンケート	85.9% （令和4年度）	90.00%	85.8%	同上	（1）	同上	同上	育成活動推進課
								（2）	同上		
								（3）	同上		
	中高生年代向け施設の整備（再掲）	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。				◎	若宮児童館を中高生機能強化型児童館として整備していくにあたり、中高生等から意見を聴取し、その内容を踏まえて「若宮児童館整備基本構想」を策定した。	（1）	若宮児童館に整備する諸室・機能等については、中高生等から意見を踏まえ検討を行った。	今後の設計や運営にあたり、中高生の参画を促していくが、その時期や手法について検討する必要がある。	育成活動推進課
								（2）	若宮児童館の近隣の小中学校、高校の児童・生徒に向けてアンケート調査を行ったほか、「中野区若者情報発信アカウント」（X）においてもアンケート実施の周知を図った。		
								（3）	中高生年代へのアンケートでは「音楽スタジオのような防音で楽器演奏できる部屋がほしい」、「運動・スポーツできる空間がほしい」、「勉強できるスペースがほしい」、「自由に飲食できると良い」といった意見を得ることができ、中高生年代のニーズを踏まえた基本構想の策定につなげることができた。		
	学童クラブ整備・運営	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。				◎	・学童クラブの需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を実施した。 ・日常的に医療的ケアを必要とする児童が学童クラブを利用できるように看護師を配置し、必要な医療的ケアを行った。	（1）	子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。	今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	育成活動推進課
								（2）	学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。		
								（3）	看護師を配置することで医療的ケア児も学童クラブで過ごすことができており、医療的ケア児からは「学童は楽しい」「テンションが上がる」という声を聴くことができた。		
	子育てひろば整備・運営	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。				○	-	（1）	各子育てひろばにおいて、乳幼児親子からの要望を取り入れながらイベントなどを実施している。	身近なところで気軽に相談や交流ができる場として、子育てひろばを利用してもらうことで子育て家庭の孤立化を防ぐことにつながるため、必要な家庭に利用してもらえるよう周知していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	ホームページ等での広報のほか、委託事業者の運営する子育てひろばについてはSNSの活用などにより乳幼児親子に対する周知を行っている。		
								（3）	利用者アンケートでは、多くの保護者が「子育てひろばを利用して心地よく過ごすことができた」と回答しており、保護者の不安感の解消や負担感の軽減につながっている。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	ふらっとサンデー（乳幼児親子日曜開放事業）	一部の児童館において、乳幼児親子を対象として児童館の一部を開放し、親子の遊びや保護者同士の交流の場を提供します。				○	-	（1）	乳幼児親子からの日曜日に居場所や遊び場がほしいという声を受け、事業を実施している。	今後、乳幼児機能強化型児童館を委託化する中で、乳幼児親子向けの事業や居場所について検討していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	ホームページでの広報や児童館にチラシを設置することなどにより乳幼児親子に対する周知を行っている。		
								（3）	「日曜日に、近くの児童館で遊ぶ場所を提供してもらえてありがたい」という声が乳幼児の保護者からあがっている。		
	放課後子ども教室推進事業	地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。				○	-	（1）	プレーパーク事業等では、子どもたちがやりたいことを主眼にプログラムを組んでいる。	同地域で同日に複数の事業が開催されている場合があり、子どもに選択肢がある半面、未開催日も重複しているため、プログラムを提供する地域団体同士の連携を図っていく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	チラシは子どもが手に取りやすい学校や児童館に配布している。		
								（3）	子どもたちがやりたいことを自分で選択することにより、積極性や主体性が育まれている。また、運営にも携わることで計画性や強い責任感も生まれつつある。		
	放課後の子どもの安全な居場所の確保	キッズ・プラザ未整備の小学校において、放課後の子どもの安全な居場所を確保するため、小学校の敷地内に児童が利用できる暫定的な居場所・遊び場の確保を検討します。				○	-	（1）	北原ランドにおいては、職員が子どもの声を聴きながら遊びの内容や過ごし方を決めるなど、子どもたちの意見を取り入れた運営を行っている。	キッズ・プラザが整備されるまでに年数を要する学校について、北原児童館と同様の事業を実施するなど、子どもの放課後の居場所・遊び場について検討していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	事業の実施について、児童館のおたよりやホームページ、保護者あての通知などにより周知している。		
								（3）	キッズ・プラザがない学校において、学校施設に放課後の遊び場・居場所があることで、「子どもたちが安心して楽しく過ごせている」という声があがっている。		
	施設運営における子どもの参加の推進（再掲）	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。				○	-	（1）	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。	子ども会議の実施方法や普段子どもと接する中での子どもの声の聴き方等について、研修などを通じて職員が正しい知識を身に付け、実践できるようにする必要がある。	育成活動推進課 子ども・教育政策課
								（2）	各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。		
								（3）	子どもからは、「欲しいおもちゃや遊び方などを自分たちで決められて嬉しい」などの声があがっている。また、子どもが自分たちで決めたルールの中で過ごすことで、主体性が感じられるようになった。		
	子ども食堂への支援	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。				○	-	（1）	-	令和7年度は食堂数が大幅に増える見込みであり、団体に対し必要な支援が行えるよう、予算規模の拡大に取り組む。	子育て支援課
								（2）	各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。		
								（3）	視察した子ども食堂では、親子で会話を楽しみながら、ゆったりと過ごす様子を伺うことができた。また、中学生の子どもが友人と利用する姿も見られ、気軽に利用できる場所になっていることが感じられました。		
	学習支援団体への支援	子どもの学びを支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。				○	-	（1）	子どもソーシャルワーカーが学習支援団体を訪問、視察し、活動が参加している子どもたちにどのように広がっているかを確認した。	訪問、視察で団体から出た意見を踏まえ、団体や活動の情報発信に取り取り組む。	子育て支援課
								（2）	-		
								（3）	-		
	プレーパーク活動支援事業	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、活動を担う人材の養成への支援及び普及啓発のための取組を行います。				○	-	（1）	子育て世帯へ向けた普及啓発を目的とし、普及啓発講演会の中で参加者の意見交換の時間をとるなどして、子どもの意見を聴取し、次回以降行う講演会実施内容に反映させている。	子どもも含めた区民のニーズを把握し、より効果的な講演内容にしていく必要がある。また、広報周知に力をいれ、より多くの参加が実現できるようにする。	子ども・教育政策課
								（2）	普及啓発講演会全3回実施のうち1回は中野区役所1階スペースにて実施し、子育て世帯や区役所利用者が気軽に参加ができる仕組みとした。		
								（3）	プレーパーク普及啓発講演会の参加者から、「あそびをあそびの目で見るということについて、いかに自分が「大人の常識」の目になっているか思い知った」などの意見をいただいており、子育て世代がプレーパークを知ることで、子どもがプレーパークに親しみやすい環境をつくることができると考えている。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	遊び場開放事業	小学校の校庭について、平日は当該校児童を対象に、学校休業日は当該校児童及び中学生以下の地域の方を対象に、年間を通して遊び場として開放します。				○	-	（1）	保護者の同伴を望む声を取り入れ、保護者の付き添いを認める試行を始めた。	学校休業日の実施は当該校以外の児童および幼児・中学生も利用するため、より安全にかつ幅広いニーズに対応できるよう、子どもたちの意見をくみ取りながら利用方法などを考えていく必要がある	学務課
								（2）	区立小学校は全児童にお知らせを配布して周知を図った。また、区ホームページに掲載し広く周知している。		
								（3）	放課後に帰宅しなくても（条件あり）遊び場として校庭が開放されていることにより、多くの子どもたちに利用されている。 子どもたちからは、「放課後すぐに遊べるので友達と一緒の時間が増えてうれしい」「公園ではできないボール遊びができるのがいい」などの声があると学校から聞いている。 今後も体を動かして外遊びができる環境づくりに努めていきたい。		
	学校開放事業	区立小中学校の校庭や体育館を、区民がスポーツ活動で利用できるよう開放することで、子どもたちが安心してスポーツできる場所を確保します。				○	-	（1）	-	子どもが求めていること、考えていることを把握し、それをどう学校開放事業に反映させていくかが今後の課題である。	スポーツ振興課
								（2）	ホームページとチラシによる周知を行っているが、プールについては、子どもがよりアクセスしやすいXやためまっぷなかのなどによる情報発信の活用も引き続き検討していく。		
								（3）	区立小学校の校庭開放については、利用を区内在住または在学の小学生10人以上で構成された団体としており、小学生の日常的なスポーツ活動の機会となっている。		
	公園再整備	時代やニーズの変化に対応し、あらゆる世代のだれもが利用しやすい魅力的な公園を整備します。整備にあたっては、子どもの意見を取り入れた幼児用トイレや幼児用遊具の検討を行います。				◎	令和3年度策定の公園再整備計画に基づき、令和5年度に実施設計を行った大和公園について、整備工事を実施した。 近隣小学校での出張授業やワークショップ等によって寄せられた意見を踏まえて、南台公園、上鷺東公園については実施設計、丸山塚公園、中央公園、中央西公園については基本設計等を実施した。	（1）	ホームページや現地での意見募集に加え、近隣の小学校・幼稚園・保育園に周知、アンケートを実施し、公園ごとに200～300件ほどの回答を受けた。その内容とオープンハウス、ワークショップでの意見を踏まえて遊具などを選定した。 （例：R5.6年度に設計業務を実施した上鷺東公園では、複合遊具やバスケットゴール、ジャングルジムが欲しいというような意見を踏まえフィードバック資料を作成、住民参加型の話し合いの中で、計画に反映した。）	子どもをはじめとしたあらゆる世代の意見募集を行い、時代やニーズの変化に対応し、だれもが利用しやすい魅力的な公園の整備を進めていく。	公園課
								（2）	ホームページのみでなくチラシを近隣小学校等に配布して再整備の検討状況の周知を行った。子どもたちに分かりやすいようにアンケートや資料にはルビを付した。		
								（3）	近隣小学校で出張授業を行い、自分たちの造りたい公園を話し合ったことにより、区の再整備計画に興味を持ってもらえた。再整備公園のワークショップに小学生の参加があった。 （例：R5.6年度に設計業務を実施した上鷺東公園では、ワークショップ参加者12人中1人の子どもの参加があった。）		
	常設プレーパーク設置に向けた検討	子どもの好奇心を大切にし、自由にやりたいことができる遊び場を充実するため、常設プレーパークの設置について検討します。				◎	子どもの意見を常設プレーパークの整備・運営内容に反映することを目的に、常設プレーパーク設置予定地で24日間試行のプレーパーク事業を実施し3,695人の来園があった。遊びに来た子どもから常設プレーパークに欲しいもの、やりたいこと等の意見を聞き取りその内容を設計内容及び運営事業者の委託仕様書に反映した。	（1）	試行プレーパークに遊びに来た子どもへのヒアリングや、近隣小学校のPTAと協力して実施したアンケートを通して取集した子どもの意見を、設計内容や運営委託仕様書に反映した。	-	子ども・教育政策課
								（2）	近隣小学校全生徒へのチラシ配布、周辺地域のお知らせ掲示板へのチラシ掲示等、子どもがアクセスできる手法での事業周知を行った。		
								（3）	9月～11月に実施した試行プレーパークにおける、子どもたちからのアンケートでは、「いつもだったらできないことができる」、「走ったり、自由や自然を感じられる」などの声があり、子どもが自由にやりたいことができる遊び場を実現することができた。		
	地域施設の有効活用	区民活動センター等を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、予約方法の見直しや集会室の空き状況の可視化などにより、利便性の向上を図ります。				○	-	（1）	地域で活動する子育て支援団体等の要望の一部を取り入れながら、オンラインによる施設予約システムの構築に向けて、予約ルールの見直し等の検討を行っている。新しい施設予約システムは、令和7年度中に運用開始する予定である。	オンラインによる施設予約システムの本稼働により、施設に足を運ばなくても予約や支払いができるようになり、子育て支援団体を含む地域団体の利便性が一層向上する。 システムについて、理解を深めていただくため、説明会等で適切かつ効果的な周知を図る必要がある。	地域活動推進課
								（2）	集会室の空き状況の可視化について、引き続き実施した。また、施設予約システム構築に向けて、子育て支援団体をはじめとする地域団体にとってより利用しやすい仕組みにできるよう検討を進めた。		
								（3）	改築を予定している昭和区民活動センターにおいて、「中高生の居場所」としての区民活動センターのあり方について、地域（運営委員会）主導で議論を進めた。		
主な取組②学習機会の充実（計画冊子：P.74）											
重点事業	学習支援事業	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。 なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。	学習習慣の定着や学力の向上等の効果を感じた参加者の割合	小学生：64.3% 中学生：83.8% （令和3年度）	小学生：70.0% 中学生：89.0%	小学生：92.2% 中学生：89.0%	対象学年を小学校4年生まで拡大した。また、進路相談に加え、キャリア教育や不登校支援のセミナー等の実施や、体験格差の是正や学習意欲の向上を目的としたイベント事業を充実するなど、総合的な学習支援に取り組んだ。	（1）	指導を行うにあたり、子どもが自由に教材を持ち込めるよう対応している。	参加者が効果を感じる割合が上がっている。 一方、高校生年代の学習支援事業があれば参加したい、という声が参加者及び保護者からも多く、今後対象や学習支援の内容について検討する。	子育て支援課
								（2）	子どもが親しみやすいデザインの募集チラシを作成するなど、子どもの視点に立った情報発信を行った。		
								（3）	アンケートでは、「集中して勉強できる環境でよい」、「学校よりも質問しやすい」、といった声がありました。また、「苦手なこと、やりたくないことから逃げなくなった」、「諦めない根性がついた」といった声も多くあり、学力の向上だけでなく、生きる力をつけるための支援につながっていると感じられました。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	学習スペースの提供	子どもの自主的・自発的な学習を支援するため、区有施設において、子ども専用の学習スペースや子どもが利用できる多様な勉強場所を提供します。				○	-	（1）	-	広聴・広報課で実施している広報クリニックで助言を受け、子どもたちに情報が伝わりやすいチラシとなるよう改善を予定している。	子育て支援課
								（2）	子どもが親しみやすいデザインの募集チラシを作成するなど、子どもの視点に立った情報発信を行った。		
								（3）	夏休みなど長期休業期間は利用者が増え、「グループでの学習で利用したい」といった声もあり、区内の子どもたちに広く認識されている。		
	学習支援団体への支援（再掲）	子どもの学びを支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。				○	-	（1）	子どもソーシャルワーカーが学習支援団体を訪問、視察し、活動が参加している子どもたちにどのように広がっているかを確認した。	訪問、視察で団体から出た意見を踏まえ、団体や活動の情報発信に取り取り組む。	子育て支援課
								（2）	-		
								（3）	-		
	子どもの読書環境の充実	区立図書館、学校図書館の充実を図るとともに、相互に連携し、子どもの読書活動の推進を行います。				○	-	（1）	児童・生徒の意見やニーズに合わせて、蔵書を購入したり、学校図書館を活用したりできるようにした。	学校図書館の開放時間を拡充したことによって、子どもたちの読書意欲や読書の習慣付の向上、安心して過ごせる居場所づくりに寄与しており、今後とも継続して取り組むこととしたい。児童・生徒の希望に応じて蔵書の購入費と電子図書館の利用費等を検討していく必要がある。	子ども・教育政策課 指導室
								（2）	普段の利用だけでなく、長期休業中も学校図書館指導員を配置し、学校図書館を開放し、読書や学習を進めたり、居場所として活用したりできることを児童・生徒に伝えた。		
								（3）	「新しい本が増えてうれしい。」「夏休み中にも利用できるのは、自習室としても使えていい。」など、年間開放時間の増加に伴い、子どもたちが安心して過ごせる居場所として利用され、貸出冊数も増加傾向にあり子どもたちの読書の習慣づけに寄与していると考えられる。		
	補充学習教室	任期付短時間勤務教員等を各小・中学校に配置し、放課後や夏期休業中に学習教室を実施し、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育を推進します。				○	-	（1）	習熟度別少人数指導及び放課後学習教室等による一人ひとりの学習状況や興味関心等に応じた教育を展開することができた。習熟度別少人数指導のコースや放課後学習教室の参加については児童・生徒の希望を取りながら実施している。	一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育を継続して行っていくため、任期付短時間勤務教員を安定的に確保していくことが課題である。	指導室
								（2）	日常的な学習や放課後学習教室等において、児童・生徒の実態に応じて任期付短時間勤務教員を活用しており、その内容については各校が学校だより等で周知している。		
								（3）	児童・生徒は、それぞれの課題や自分のペースで学習を進めることができたので、「積極的に質問できたり、先生と一緒に考えることができたりした」と意欲的に取り組む姿が見られりなど、一人ひとりに応じた学習支援を行うことができた。		
	学童クラブICT環境整備	子どもの学習環境を充実するため、学童クラブ室にインターネット環境を整備します。				○	-	（1）	子どもたちが学童クラブでも学習できる環境整備を進めている。	今後、整備される小学校新校舎のキッズプラザにおいても、インターネット環境を整備していく。	育成活動推進課
								（2）	学童クラブ室においてタブレットが利用できることを子どもたちに周知している。		
								（3）	子どもたちが学童クラブでも学習できる環境整備を進めている。		
	ICT教育の推進	区立小・中学校におけるICT環境を整備し、ICTを活用した学習を推進します。				○	-	（1）	児童生徒に貸与されている端末について、学校内のすべての教室からネットワーク環境に接続することができる。	機器のリプレースや機器の増加により、今後も様々な利用方法が考えられる。引き続きICT環境の充実を図っていく。	指導室 学務課
								（2）	児童生徒に貸与されている端末について、利用操作時の不明点や機器の不具合があれば、教員に伝え、対応してもらえる環境がある。		
								（3）	教員のICT機器の操作方法取得に要する時間の削減により学校内でのICT機器の活用が進むことで、教員が授業準備や教材作成により多くの時間を割けるようになる。結果として、子どもにとって、より充実した授業が可能になっている。		
	教育支援室運営	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導や編入前支援等を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。				○	-	（1）	教育支援室では、子どもの意見を取り入れながら、バーチャルラーニングプラットフォームの運用・活用を進めたり、一人ひとりの興味関心に合わせて学習活動を選べるように、様々な場を提供するなど、学習支援とともに居場所としての機能も強化して実施した。また、区内の児童・生徒が通いやすいよう中部、南部に分室も設置した。	不登校児童・生徒の状況を分析し、一人ひとりのニーズに合った多様な学習の場や体験学習を充実させたり、居場所機能を強化し、児童・生徒がやりたいことを自由に選択できるようにする。	指導室
								（2）	教育委員会主催で不登校の児童・生徒の保護者会を実施し、支援先の情報や進学についての情報等を提供した。教育支援室で様々な体験活動を開催し、区のホームページや学校情報配信システムにて広報・周知した。		
								（3）	中学校3年生の生徒は、「志願申告書を書くときに先生が分かりやすく教えてくれた。」「面接練習も楽しかった。」と充実した支援が受けられた様子が見られ、ほぼ全員が希望する進学先に進学することができた。また、教育支援室への通室がきっかけで、みんなとゲームを楽しんだり、積極的にコミュニケーションがとれるようになり、自己肯定感が高まったため、学校への通学を再開した児童・生徒も複数いた。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
主な取組③遊び・体験の機会の充実（計画冊子：P.76）											
重点事業	プレーパーク活動支援事業（再掲）	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、活動を担う人材の養成への支援及び普及啓発のための取組を行います。	プレーパーク活動団体数	5団体 （令和4年度）	8団体	5団体	子育て世帯やプレーパークに興味のある人を対象とした普及啓発講演会の実施。 区内でプレーパーク活動を行っている者を対象とし、プレーリーダー養成講座受講料の補助事業を実施。	（1）	子育て世帯へ向けた普及啓発を目的とし、普及啓発講演会の中で参加者の意見交換の時間をとるなどして、子どもの意見を聴取し、次回以降行う講演会実施内容に反映させている。	子どもも含めた区民のニーズを把握し、より効果的な講演内容にしていく必要がある。また、広報周知に力をいれ、より多くの参加が実現できるようにする。	育成活動推進課
								（2）	普及啓発講演会全3回実施のうち1回は中野区役所1階スペースにて実施し、子育て世帯や区役所利用者が気軽に参加ができる仕組みとした。		
								（3）	プレーパーク普及啓発講演会の参加者から、「あそびをあそびの目で見るということについて、いかに自分が「大人の常識」の目になっているか思い知った」などの意見をいただいており、子育て世代がプレーパークを知ることで、子どもがプレーパークに親しみやすい環境をつくることができると考えている。		
	ブックスタート事業	区内在住の赤ちゃんを対象に、絵本2冊が入ったブックスタート・パックをプレゼントし、絵本を開く新しい「体験」を赤ちゃんに提供します。				○	－	（1）	－	・交付率の向上（68%→70%） ・ブックセカンド事業（3歳～6歳） の検討	子ども・教育政策課
								（2）	3.4か月児健診通知に事業案内を同封（保護者への情報発信は原則100%）		
								（3）	絵本を通しての乳児と保護者のふれあいの担保及び将来の読書活動への出発点の確保につながる。		
	区の体験型事業への優先枠の設定	区が主催する事業を中心に生活が困難な状態にある子どもや子育て家庭の優先参加枠を設けます。				○	－	（1）	参加者向けの事前説明会やアンケートを通じ、意見を次年度の事業内容に反映させた。	既存事業への優先参加ではなく、新たな事業として立ち上げ実施した。 令和6年度は試行として学習支援事業参加者を対象に実施した。 令和7年度は学習支援事業対象者に拡大し、実施回数も増やす予定である。	子育て支援課 各課
								（2）	－		
								（3）	参加した子どもに対してのアンケートでは、「初めて訪れた場所でいろいろな体験ができた」、「自然を感じることができた」、「新しい友達と出会えた」といった声があり、経済的に困難な状態にある子どもにとって、非日常的な経験・体験の機会となった。		
	小・中学生文化芸術振興事業	文化と芸術の力を生かし、次世代育成を強化するため、小・中学生に向けた文化事業の提供や音楽・美術教室の提供などを実施します。				◎	・小・中学校における文化芸術事業の実施にあたり参考として「区内文化芸術関連団体一覧」を教育委員会に提供【継続】 ・子ども育成文化・芸術事業認定制度の実施【新規】 ・子ども・若者文化芸術振興基金を活用した事業の実施【新規】	（1）	子ども対象にしたアンケートを行ったうえで、子ども・若者文化芸術振興基金を活用した事業の実施ジャンルを決定した。	今後も子どもたちが文化・芸術に触れる機会を提供していく。	文化振興・多文化共生推進課 学務課
								（2）	実施の実施にあたり、学校や児童館等にチラシを配布した。		
								（3）	多くの子どもに対して、学校や文化施設、区役所1階等で、身近に文化・芸術に触れる機会を提供できた。		
	政策助成	体験活動を行う地域団体への支援として、政策目的の実現に貢献する、区民団体が主催の中野区民を対象とした公益活動に係る経費について、助成を行います。				○	－	（1）	子どもの意見を取り入れながら体験プログラムを設定している。	申請件数が増加の一途をたどるなか、交付額の割り落としが発生しており、子どもの多様な体験の場や意見表明の機会の喪失につながりかねない。	育成活動推進課
								（2）	子どもが手に取りやすいよう、学校や児童館、区民活動センター等の区有施設へ各団体が配架している。		
								（3）	学年や学校を越えたつながりを持つことにより積極性が生まれ、子どもからは「将来リーダーとして戻ってきたい」との声があがっている。		
	常設プレーパーク設置に向けた検討（再掲）	子どもの好奇心を大切にし、自由にやりたいことができる遊び場を充実するため、常設プレーパークの設置について検討します。				◎	子どもの意見を常設プレーパークの整備・運営内容に反映することを目的に、常設プレーパーク設置予定地で24日間試行のプレーパーク事業を実施し3，695人の来園があった。遊びに来た子どもから常設プレーパークに欲しいもの、やりたいこと等の意見を聞き取りその内容を設計内容及び運営事業者の委託仕様書に反映した。	（1）	試行プレーパークに遊びに来た子どもへのヒアリングや、近隣小学校のPTAと協力して実施したアンケートを通して取集した子どもの意見を、設計内容や運営委託仕様書に反映した。	－	子ども・教育政策課
								（2）	近隣小学校全生徒へのチラシ配布、周辺地域のお知らせ掲示板へのチラシ掲示等、子どもがアクセスできる手法での事業周知を行った。		
								（3）	9月～11月に実施した試行プレーパークにおける、子どもたちからのアンケートでは、「いつもだったらできないことができる」、「走ったり、自由や自然を感じられる」などの声があり、子どもが自由にやりたいことができる遊び場を実現することができた。		
	児童館の運営（再掲）	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。				○	－	（1）	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。	令和7年度より、9館が基幹型児童館、2館が乳幼児機能強化型児童館として運営を開始した。それぞれの機能を強化する中で、より子どもの声を運営に反映できるよう工夫していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。		
								（3）	利用者アンケートでは、多くの子どもが「児童館で過ごすのは好き」「児童館は楽しい遊びやイベントがある」と回答しており、子どもの声や思いを尊重した運営ができていることがうかがえる。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	中高生年代向け施設の整備（再掲）	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。				◎	若宮児童館を中高生機能強化型児童館として整備していくにあたり、中高生等から意見を聴取し、その内容を踏まえて「若宮児童館整備基本構想」を策定した。	（1）	若宮児童館に整備する諸室・機能等については、中高生等から意見を踏まえ検討を行った。	今後の設計や運営にあたり、中高生の参画を促していくが、その時期や手法について検討する必要がある。	育成活動推進課
								（2）	若宮児童館の近隣の小中学校、高校の児童・生徒に向けてアンケート調査を行ったほか、「中野区若者情報発信アカウント」（X）においてもアンケート実施の周知を図った。		
								（3）	中高生年代へのアンケートでは「音楽スタジオのような防音で楽器演奏できる部屋がほしい」、「運動・スポーツできる空間がほしい」、「勉強できるスペースがほしい」、「自由に飲食できると良い」といった意見を得ることができ、中高生年代のニーズを踏まえた基本構想の策定につなげることができた。		
	放課後子ども教室推進事業（再掲）	地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。				○	-	（1）	プレーパーク事業等では、子どもたちがやりたいことを主眼にプログラムを組んでいる。	同地域で同日に複数の事業が開催されている場合があり、子どもに選択肢がある半面、未開催日も重複しているため、プログラムを提供する地域団体同士の連携を図っていく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	チラシは子どもが手に取りやすい学校や児童館に配布している。		
								（3）	子どもたちがやりたいことを自分で選択することにより、積極性や主体性が育まれている。また、運営にも携わることで計画性や強い責任感も生まれつつある。		
	遊び場開放事業（再掲）	小学校の校庭について、平日は当該校児童を対象に、学校休業日は当該校児童及び中学生以下の地域の方を対象に、年間を通して遊び場として開放します。				○	-	（1）	保護者の同伴を望む声を取り入れ、保護者の付き添いを認める試行を始めた。	学校休業日の実施は当該校以外の児童および幼児・中学生も利用するため、より安全にかつ幅広いニーズに対応できるよう、子どもたちの意見をくみ取りながら利用方法などを考えていく必要がある	学務課
								（2）	区立小学校は全児童にお知らせを配布して周知を図った。また、区ホームページに掲載し広く周知している。		
								（3）	放課後に帰宅しなくても（条件あり）遊び場として校庭が開放されていることにより、多くの子どもたちに利用されている。 子どもたちからは、「放課後すぐに遊べるので友達と一緒の時間が増えてうれしい」「公園ではできないボール遊びができるのがいい」などの声があると学校から聞いている。 今後も体を動かして外遊びができる環境づくりに努めていきたい。		
	学校開放事業（再掲）	区立小中学校の校庭や体育館を、区民がスポーツ活動で利用できるよう開放することで、子どもたちが安心してスポーツできる場所を確保します。				○	-	（1）	-	子どもが求めていること、考えていることを把握し、それをどう学校開放事業に反映させていくかが今後の課題である。	スポーツ振興課
								（2）	ホームページとチラシによる周知を行っているが、プールについては、子どもがよりアクセスしやすいXやためまっぷなかのなどによる情報発信の活用も引き続き検討していく。		
								（3）	区立小学校の校庭開放については、利用を区内在住または在学の小学生10人以上で構成された団体としており、小学生の日常的なスポーツ活動の機会となっている。		
	海での体験事業	区立小学校4年生から6年生の希望者を対象に、海という日常生活から離れた集団生活の中で、豊かな人間性や社会性、健康、体力などの「生きる力」を育むことを目的として実施します。				○	-	（1）	花火のプログラムにおいて、手持ち花火が無かったが、参加した児童に対するアンケートを踏まえ、手持ち花火を実施した結果、大変好評だった。	近年は各クール（計8クール）とも申込者数が定員を超えているため、落選者が多数発生している状況である。 クールの追加や分泊等、次期（令和9年度～）の定員の拡充について検討していく。	学務課
								（2）	児童・保護者にお知らせするチラシは、写真やアンケートの主な感想を掲載するなどして、児童にとって興味をひくよう工夫している。		
								（3）	子どもたちのアンケート結果では、「他の学校の子、他の学年の子とも仲良く楽しく過ごすことができた」、「海の生き物を守るために、ごみはきちんとゴミ箱に捨てたい」などの意見があり、本事業を通して「集団生活の中での経験を通じて、豊かな人間性や社会性、健康・体力などの生きる力が育まれていると考える。		
	地域スポーツクラブ事業	スポーツ・コミュニティプラザにおいて、区民によって主体的に運営される地域スポーツクラブが、子どもも対象としたスポーツ教室やイベント事業を実施します。				○	-	（1）	-	本事業に限らず、スポーツ事業の実施については、利用者の意見やニーズを確認しながら、企画、改善していくものであるため、対象が子どもである事業についても、一定程度、子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっていると考えている。 一方で、「子どもの意見を明示的に取り入れた事業」を実現できる可能性はあるが、他に実施している事業との兼ね合いも含め、検討していく必要がある。	スポーツ振興課
								（2）	施設で配布する紙チラシに加え、ホームページに教室等情報を掲載して広報・周知を行っている。		
								（3）	子どもを対象とする教室の参加人数に大きな変化はみられていない。引き続き子どもの体力向上や運動習慣の定着につながるような取り組みを推進していく。学校部活動の地域展開について、生徒の運動機会が保たれるよう地域の拠点として支援する。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
取組の方向性（4）子どもの権利侵害の防止、相談・救済											
主な取組①虐待の未然防止、養育支援体制の整備（計画冊子：P.79）											
重点事業	児童相談所の運営	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	虐待を理由とする一時保護の再保護件数	-	0件	0件	・専門人材の確保や育成、相談援助モバイルシステムの活用等、様々な相談等に対応できる体制や環境整備、各種検討を実施した。 ・各関係機関（すこやか福祉センター等）とのケース会議や研修、SV支援、実践共有などを通じたきめ細かい連携を実施した。 ・子どもを中心としたケースワーク及び一時保護所の運営を実施した。	（1）	相談支援において常に職員が子どもの声を聴き援助方針等に反映している。一時保護児童の意見表明、意見聴取については、意見箱の設置や第三者機関による意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）を継続している。また、子どもにとって過ごしやすい一時保護所を職員と考える「いちほ会議」などを実施した。	・児童相談所運営の安定運営と機能強化 ・子どもの意見聴取、意見表明等支援の推進 ・一時保護の司法審査に係る適切な対応	児童福祉課
								（2）	児童相談所の役割や相談支援の見通し、一時保護所の生活等について、絵や映像等を通じて子どもにわかりやすく伝えている。		
								（3）	児童相談所の援助方針を決める際には、子どもの意見を確認することとしている。会議への子どもの直接参加は試行的段階であるが、子どもの意見聴取を通じ、子どもの気持ちを大切にした支援により、児童の最善の利益の実現に努めている。		
事業	児童虐待防止の普及啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を行います。				○	-	（1）	関係機関を対象にした研修の実施や児童虐待防止月間のキャンペーンでは、大学との連携による若者も参加した取り組みを行い、虐待防止の啓発グッズを親子連れや学生に積極的に配布を行った。	子どもからの意見を取り入れやすく、子どもにも分かりやすい広報・啓発方法や啓発グッズ引き続き検討していく。	子ども・若者相談課
								（2）	児童虐待防止啓発ポスターやリーフレットを保育所、児童館、小中学校等へ配布し掲示している。		
								（3）	困っている時の相談先のひとつとして「知っている」という子どもたちの声があった。		
	「子どもの権利」に関する保護者向け講座の実施（再掲）	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉え、保育施設や学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する保護者向けの講座を実施します。				×	児童館運営協議会や地区懇談会での研修等を実施しながら、子どもの権利に関する認知等についての地域の状況を把握してきたが、保護者向けの講座を実施することはできなかった。	（1）	-	乳幼児期から、子どもには当然に権利があるという意識付けができるよう保護者に知ってもらう機会を設定していく必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	-		
								（3）	-		
	子ども配食事業	経済的な理由や保護者の疾病など、子どもの養育に支援が必要な家庭に対して食事を配達するとともに、配達時に家庭の状況を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。				○	-	（1）	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子ども配食事業の利用の可否の決定を行った。	運用の見直しを行い、離乳食の提供について、検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	-		
								（3）	「お弁当がおいしかった。」「毎回完食してる。」［一緒に食べながら親子でおしゃべりしている。」など聞かれ、家庭の中で配食を利用することで子どもの安全な生活が守られている。		
	子どもショートステイ	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。				○	-	（1）	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもショートステイの利用の可否について決定を行った。	子どもの考えを聴いた上で、子どもショートステイの利用をしてもらうこと、利用した際の子ども自身の感想、意見聴取等の方法を検討していく必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	区報とホームページ上で周知を行っている。		
								（3）	「施設でゲームをしたり、ゆっくり自分の時間を過ごすことが出来てよかった。」「また利用したい。」と、その後も定期的にショートステイを利用している事例あり。子どもの安全な生活の確保につながっている。		
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理などを行います。				○	-	（1）	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもが安全に生活できるよう、支援方針や役割を関係機関で共有して支援を実施した。	子ども向けの相談先がわかる広報物等を検討していく。	子ども・若者相談課
								（2）	-		
								（3）	ケース担当が関係機関と必要に応じ情報共有を行い、子どもの話を聞く中で、「お母さんから叩かれることがなくなった。」「家の中のルールが変わった。」「お母さんが優しくなった」など家庭の変化が見られ、子どもの安全・安心の生活につながっている。		
	養育支援訪問事業	養育支援が必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣して、養育環境の維持・改善を図ります。				○	-	（1）	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、養育支援ヘルパー派遣事業の利用等をしてきた。	【地域包括ケア推進課】 対象事業となる「産前家事支援事業」については、令和7年度からは、アセスメント後の申請を郵送と併せて電子（LoGoフォーム）での申請も実施する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター） 子ども・若者相談課
								（2）	妊婦及び産婦に対し適切な支援を行うことにより、胎児または乳児が安定して過ごすことができている。		
								（3）	家庭の事情で保育園に通えていないケースに送迎（ヘルパー）を行うことで保育園の利用することができ、子どもの養育環境の改善につながった。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	児童養護施設等の誘致に向けた検討	家庭での養育が困難な児童が養育される環境を整えるため、家庭的で適切な養育ができる機能を持つ施設等の確保に向けた検討を行います。				○	－	(1)	－	令和7年3月に策定した社会的養育推進計画における子どものパーマネンシー保障を実現していく観点を踏まえ、子どもとその家族が安全に安心・安定して生活することができる社会的養育を推進していくと共に、里親制度の充実に向けた取組みを行っていく。 事業の検討にあたっては、子ども本人や施設等から子どもが安心して過ごせる環境等について意見を聴いていく予定である。	児童福祉課 子ども・若者相談課
								(2)	－		
								(3)	－		
	里親支援、普及啓発	里親への研修事業や訪問支援、里子アフターケア等の支援を行うとともに、効率的な広報活動を進めることなどにより、里親の新規開拓と制度の理解・協力の促進を図ります。				○	－	(1)	里親家庭に暮らす子どもを対象とし、第三者の訪問による意見表明等支援事業を実施している。	・里親養育包括支援事業（フォスタリング）の運営 ・社会的養育推進計画の推進 ・里親家庭に暮らす子どもからの意見聴取、意見表明等支援の推進	児童福祉課
								(2)	本事業における広報・周知の対象は大人であるが、里親家庭で暮らす子どもにとっても分かりやすい広報・周知に力を入れている。		
								(3)	里親から「中野区の支援で安心させてもらえている」という意見も届いており、里親支援の充実が図られている。		
	未就園児に対する支援の検討	幼稚園や保育施設等に通っていない未就園児の実態把握と支援の検討を行います。				○	－	(1)	－	毎年、居所不明児童調査を実施し、未就園児を把握することは可能となっているが、その児童の詳細な状況についての確認は行っていない。 実態の把握と支援の必要性については課題であり、今後どのような支援のあり方が考えられるか、ということについて引き続き検討していく。	子ども・教育政策課 児童福祉課 地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター） 子ども・若者相談課
								(2)	－		
								(3)	乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、子どもの状況を確認できない場合に、該当の子どもの情報について把握し、子どもの安全確認を行っている。		
主な取組②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援（計画冊子：P.81）											
重点事業	いじめ防止等対策事業	中野区いじめ防止対策推進条例に基づき、区や学校のいじめ防止基本方針を定め、教職員と保護者や地域が連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	いじめの解決率	小学校：98.0% 中学校：100% （令和3年度）	小学校：100% 中学校：100%	小学校：88.5% 中学校：85.4% （令和6年度）	各校の取組を生活指導主任会やいじめ防止研修等で共有し、教師の対応力、SOSを受け止める力を高めている。また、いじめ防止フォーラムも実施し、学校・保護者・地域で連携したいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んだ。	(1)	未然防止の取組として、子どもたちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにするために、子ども同士が主体的にいじめ防止の取組について考えたり、行動したりする機会を設定している。	・児童・生徒が意見や考え、思いを表明することができる取組や学校と児童・生徒が話し合い合意形成を図る機会などを推進していく。 ・児童・生徒が不安や悩みがある場合は、些細なことでも相談しやすい環境を整える。 ・多くの保護者・地域の方がいじめ防止フォーラムに参加できるように開催方法を工夫していく。	指導室 子ども・教育政策課
								(2)	各学校のいじめ防止基本方針をホームページに掲載し、誰もがアクセスしやすいように取り組んでいる。		
								(3)	「友達を大切にしたい。」「相手の気持ちを考えて話したい。」や「友達が困っていたら手を差し伸べたい。」「少しでも気になることがあったら報告・連絡・相談をしたい。」など、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう取り組むことができた。		
	不登校支援事業	不登校の未然防止から初期対応、事後の自立支援を行い、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら不登校児童・生徒への支援に取り組みます。また、教育支援室の運営など、不登校児童・生徒が安心して過ごすことができる居場所支援に取り組みます。	不登校の児童・生徒のうち関係機関につながっていない子どもの割合	12.8% （令和3年度）	0%	19.9% （令和6年度）	・全中学校へ別室指導支援員の配置や不登校対応巡回教員の配置、中野中学校にチャレンジクラスN組の開設 ・全小中学校へスクールソーシャルワーカーの定期学校訪問の実施、不登校児童・生徒の状況把握及び支援の実施。 ・オンライン専門の支援員の配置やオンラインでの支援内容の拡大 ・教育相談室の相談時間・曜日の拡充	(1)	すべての児童・生徒が自分らしく学べるように、子どもたち自身が「自分で進む路」を選択するための環境づくりを進めることができた。	・中学校では生徒が選択できる支援先が充実したが、小学校の児童の選択肢を広げていくことが課題である。 ・教育相談室の相談時間を拡充したことで、相談員の勤務が分散し、相談のニーズに答えられない時間帯が生じたため、相談者のニーズに合った相談時間・曜日に変更する。	指導室 子ども・教育政策課
								(2)	リーフレットを作成し、各小・中学校に配布、掲示を行ったり、教育センターのホームページに掲載して、誰でもアクセスできるようにしたりした。また、不登校の児童・生徒・その保護者が支援先について相談できるよう電話相談窓口を設置した。		
								(3)	安心して学習に取り組むことができたり、別室に安定して通学できるようになったりした生徒が多くおり、「学習の見通しがもてて安心した。」「好きな教科は教室で学習したい。」と、結果的に学校に復帰できるようになった事例もある。また、オンラインでのコミュニケーションや学習に取り組む中で「直接、話してみたい。」「先生がいるなら通室できそう。」と教育支援室の通室につながった児童・生徒もいる。		
	教育相談	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。				○	－	(1)	「こども110番」を設置し、いじめや学校でいやなことや困っていること等があり、悩んでいる子どものための電話相談や、区独自のSNS相談窓口の設置など多様な相談体制を整えた。また、土曜日も相談できる体制を整えた。	これまでよりも相談しやすい体制を整えるために、教育支援室での相談を希望する場合、オンラインでも相談申込を行えるよう改善する。	指導室
								(2)	年間複数回、相談窓口の一覧を学校だよりやGoogle Classroom等で児童・生徒に配布した。区のホームページでも相談窓口について周知している。		
								(3)	不安や悩みを抱えたときに、それぞれが相談方法を選択できる環境を整えたことで、教育相談室では「学校では相談しにくいので、相談室で相談できるのが心強い。」、電話相談では「聞いてもらえてよかった。」など、多数の児童・生徒の相談に対応することができた。		
	スクールカウンセラーの配置	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。				◎	中学校区に週1日だった区のスクールカウンセラーの配置を、中学校区に月16日、週4日配置し、相談しやすい体制を整備した。	(1)	相談したいタイミングで予約がとれずスクールカウンセラーに相談ができなかったという児童・生徒の声を反映し、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置し、相談しやすい環境を整えた。	子どもたちの意見を聴きながら、相談したいときに相談できる体制を充実させていく。	指導室
								(2)	各校で学校だよりやスクールカウンセラーだよりを発行し、スクールカウンセラーの来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、区スクールカウンセラーの利用について周知した。		
								(3)	都のスクールカウンセラーに加え、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置したことで、「中学校に進学した後も続けて相談できるのは安心。」と言っている児童・保護者がいるなど、相談体制が充実し、相談件数が増加した。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	心の教室相談員の配置	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。				○	-	（1）	スクールカウンセラーなどがいない日でも、気軽に悩みや困っていること等を相談したいという意見に対応するため、小・中学校に週2日程度、心の教室相談員を配置し、平日はいつでも相談できる体制を整えている。	心の教室相談員は、スクールカウンセラーよりも児童・生徒に寄り添った対応ができるため、専門的な指導は必要としないが、信頼できる大人と関わりたい児童・生徒のためにも、継続して配置を行っていく。	指導室
								（2）	各校で学校だより等で、心の教室相談員の来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、心の教室相談員について周知した。		
								（3）	「話し相手になってくれるので、安心して過ごせる。」「気軽に相談できてうれしい。」と心の教室相談員に相談して気持ちが楽になったり、寄り添ってもらえることで教室で安心して過ごすことができたりしている児童・生徒がいた。		
	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。				○	-	（1）	支援に入った子どものニーズや希望に沿って、子どもを取り巻く家庭・学校・関係機関や地域といったさまざまな環境に働きかけて、より良い生活が送れるようにサポートを行った。	どこの相談機関等ともつながっていない児童・生徒へのアプローチを強化するため、学校との連携方法を工夫したり、オンライン等を活用した支援についても検討したりしていく。	指導室
								（2）	学校向けリーフレットに加えて、保護者向けリーフレットを作成し、学校を通して配布することで周知を行った。また、教育センターのホームページに掲載して、誰でもアクセスできるようにした。		
								（3）	スクールソーシャルワーカーが関わることで学校に登校できるようになった児童・生徒もいる。また、「これまでどこに相談していいかわからなかったけど、スクールソーシャルワーカーが関わってくれたことでどこを頼ればいいかわかった。」という声が聞かれるなど、多くの児童・生徒が学校、教育相談室、医療等の関係機関とつながることができた。		
	教育支援室運営（再掲）	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導や編入前支援等を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。				○	-	（1）	教育支援室では、子どもの意見を取り入れながら、バーチャルラーニングプラットフォームの運用・活用を進めたり、一人ひとりの興味関心に合わせて学習活動を選べるように、様々な場を提供するなど、学習支援とともに居場所としての機能も強化して実施した。また、区内の児童・生徒が通いやすいよう中部、南部に分室も設置した。	不登校児童・生徒の状況を分析し、一人ひとりのニーズに合った多様な学習の場や体験学習を充実させたり、居場所機能を強化し、児童・生徒がやりたいことを自由に選択できるようにする。	指導室
								（2）	教育委員会主催で不登校の児童・生徒の保護者会を実施し、支援先の情報や進学についての情報等を提供した。教育支援室で様々な体験活動を開催し、区のホームページや学校情報配信システムにて広報・周知した。		
								（3）	中学校3年生の生徒は、「志願申告書を書くときに先生が分かりやすく教えてくれた。」「面接練習も楽しかった。」と充実した支援が受けられた様子が見られ、ほぼ全員が希望する進学先に進学することができた。また、教育支援室への通室がきっかけで、みんなとゲームを楽しんだり、積極的にコミュニケーションがとれるようになり、自己肯定感が高まったため、学校への通学を再開した児童・生徒も複数いた。		
	スクールロイヤーの配置	学校で発生する様々な問題に対し、子どもの最善の利益を考慮しながら学校へ法律的な支援を行います。				○	-	（1）	-	今後も、法律的な観点を明確にした上で、児童・生徒の思いや願いに寄り添い対応していく必要があるため、オンラインやメールだけでなく、対面で相談できるような体制を整えていく。	指導室
								（2）	-		
								（3）	いじめや子ども同士のトラブルについて、法的な観点を取り入れた解決に結びつけることができた。		
	不登校児童等の中学校卒業後の支援	中学校で不登校等の課題があり支援されていた生徒について、中学校と連携して情報を共有し、卒業後も必要な相談支援が途切れることのないように継続的な支援を行います。				○	-	（1）	中学校の協力を得ながら、当事者生徒の思い、意見等を少しずつ把握し、卒業後の支援に活かしている。	卒業後の支援にあたって、すこやか福祉センターから対象者へアプローチできるように、在籍中から支援についての同意を得る必要がある。学校と協力し周知を徹底する中、生徒自身が相談することに対するハードルが下がるよう、生徒自らの相談も可能であることを適切に案内する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
								（2）	すこやか福祉センターで行っている相談支援に係るチラシを配布し、周知、情報発信を行っている。		
								（3）	生徒自身の悩みや困り感などについて、自ら発信できることにつながる。		
	外国籍の子どもの編入支援事業	区立学校に編入する外国人児童・生徒等に対し、教育支援室が外国語版入学のしおりの説明を行い、学校との事前打ち合わせ日と編入学初日に児童・生徒に同行し、支援を行います。				○	-	（1）	学校との事前打ち合わせ日と編入学初日に編入する児童・生徒が不安を感じている場合、希望に応じて同行し、支援を行えるように体制を整えた。また、就学後も日本語に不安がある児童・生徒の学習支援を行った。	多様な言語に対応するための職員の配置や方法、翻訳機等の活用について考える必要がある。また、オンラインでの日本語や学習支援も検討していく。	指導室
								（2）	学校への編入学時に、窓口で説明することで、取組の周知を行い、支援が必要かどうか直接相談を行った。また、日本語の支援や学習支援についてはリーフレットやホームページにて周知を行った。		
								（3）	「日本語に不安があったけれど、一緒に学校に行ってくれて安心だった。」など、安心して区立学校での生活をスタートすることができた児童・生徒及び保護者がいた。		
	外国人学校保護者補助事業	外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため授業料の一部を補助します。※所得制限あり				○	-	（1）	-	-	学務課
								（2）	前年度中に支給実績のある学校から直接申請書を渡してもらい周知を図っている。		
								（3）	経済的な支援により、子どもの学ぶ機会を確保している。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	日本語適応事業	日本語指導が必要な幼児・児童・生徒に対して、区立学校・幼稚園に日本語指導員を派遣し、家庭と学校との連絡補助や日本語言語指導により、学校生活や社会生活への円滑な適応を図ります。				○	-	（1）	日本語が不安という児童・生徒に対して、保護者・学校からの要請に応じて最大80時間の支援を行った。	日本語指導が必要な幼児・児童・生徒が増加しているため、支援員の確保や指導時間の拡充が必要である。	指導室
								（2）	学校への編入学時に、窓口で説明することで、取組の周知を行った。また、各校も保護者との面談で積極的に活用を周知した。		
								（3）	日本語の指導を行ったことで、「自分から友達と話かけて、一緒に遊べるようになった。」「授業に参加できるようになった。」などの感想が聞かれるなど、学校生活や学習に対する不安を解消することができた。		
	SNS相談窓口「STANDBY」	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。				○	-	（1）	一人1台端末が配備されたり、一人ひとりが携帯電話を持っていたりする環境の中で、その機器を活用すれば相談しやすいと感じる生徒や匿名で相談したいという生徒の思いに応じた環境を整えた。	ICT機器や匿名で相談できるため、相談のしやすさはあるが、子どもの最善の利益につなげていくためにも、相談をできるだけで十分なのか、相談内容の解決にどうつなげていってほしいのか、児童・生徒の希望に応じた対応を行っていくこと課題である。	指導室
								（2）	各校でポスターやカードの配布、啓発授業を実施し、相談することの大切さについてと合わせて相談窓口を周知した。		
								（3）	「匿名で相談できるのはとてもいい。」や「自宅から一人1台端末で相談できることがいい。」、「いじめ関連だけでなく、家族や友人、生活など様々な相談ができるので、困ったときは利用したい。」という意見があるなど、様々な悩みや不安に対して支援を行うことができた。		
	ヤングケアラー支援	発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。				◎	・ヤングケアラー支援啓発アニメを制作し、公開に合わせて中野東図書館で展示を開催し、周知啓発をおこなった。 ・ヤングケアラーに係る映画上映会を実施した。 ・ヤングケアラーコーディネーターの配置やLINE相談を継続して行った。	（1）	チラシの作成や啓発動画作成の際に、子どもや当事者の意見を取り入れながら作成した。	引き続き子ども目線での周知・啓発も行い、声を上げやすい環境をつくる必要がある。	地域包括ケア推進課 指導室 子ども・若者相談課 児童福祉課 子ども・教育政策課
								（2）	ヤングケアラー・ケアラーLINE相談について子ども向けチラシを作成し、区立小・中学校の全生徒に配布した。LINEが使えない子どももいるため、ポカコロのお手紙相談についてチラシに記載し、お手紙相談と同時期に学校へ配布した。		
								（3）	区内の中高生の意見をもとにショートアニメを制作し、ヤングケアラー支援の啓発行った。区立小・中学校での動画視聴を依頼したり、Youtubeで広く公開することで、ヤングケアラーへの理解を深めた。		
	子ども食堂への支援（再掲）	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。				○	-	（1）	-	令和7年度は食堂数が大幅に増える見込みであり、団体に対し必要な支援が行えるよう、予算規模の拡大に取り組む。	子育て支援課
								（2）	各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。		
								（3）	視察した子ども食堂では、親子で会話を楽しみながら、ゆったりと過ごす様子を伺うことができた。また、中学生の子どもが友人と利用する姿も見られ、気軽に利用できる場所になっていることが感じられました。		
	学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。				○	-	（1）	指導を行うにあたり、子どもが自由に教材を持ち込めるよう対応している。	参加者が効果を感じる割合が上がっている。 一方、高校生年代の学習支援事業があれば参加したい、という声が参加者及び保護者からも多く、今後対象や学習支援の内容について検討する。	子育て支援課
								（2）	子どもが親しみやすいデザインの募集チラシを作成するなど、子どもの視点に立った情報発信を行った。		
								（3）	アンケートでは、「集中して勉強できる環境でよい」、「学校よりも質問しやすい」、といった声がありました。また、「苦手なこと、やりたくないことから逃げなくなった」、「諦めない根性がついた」といった声も多くあり、学力の向上だけでなく、生きる力をつけるための支援につながっていると感じられました。		
主な取組③子どもの権利侵害に関する相談・救済（計画冊子：P.83）											
重点事業	子どもの権利救済機関（子ども相談室）の運営	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など子どもが相談しやすい相談手法を検討します。	子どもの権利侵害に関わる相談件数	-	100件	94件	区内小・中・高生への周知カードの配布やお手紙相談用紙の配布等を行った。また、児童館や出張プレーパークへのアウトリーチ活動により子どもの権利や子ども相談室の周知を図った。	（1）	子どもが子ども相談室を知り、子どもからの相談ができている。	子どもからアクセスしやすいツールとそれに対して直接的に子ども相談室が応じることができる仕組みを検討する必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	区内全児童・生徒に対し、子ども相談室の周知カードの配布を行った。		
								（3）	切手不要のお手紙から相談につながり、「お友達と仲直りできた」と、子ども自身の力や身近支援者を活かして子どもが主体となって解決していくことができた事例等があった。		
	子ども相談室の普及啓発（再掲）	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談室に愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うなど、普及啓発を進めます。				◎	子どもの権利の普及啓発等をテーマとした子ども向けワークショップのほか、子どもの権利の日フォーラムの開催や子ども相談室の愛称・キャラクターを活用し、子どもの権利の普及啓発を実施。	（1）	マスコットキャラクター”だんごーず”の新ポーズ作成にあたり、児童館において子どもの意見を聴き反映させた。	”だんごーず”をより広め、”だんごーず”を切り口にしたより効果的な普及啓発を進めていく。	子ども・教育政策課
								（2）	子どもが日々利用する児童館において、子どもに直接アクセスし意見を聴くことができた。		
								（3）	子ども相談室が児童館に出向き、子どもから直接意見を聴くこと中で、「だんごーず知ってる！、緑のカード見た！」といった声を聴くことができた。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	児童相談所の運営（再掲）	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。				○	-	（1）	相談支援において常に職員が子どもの声を聴き援助方針等に反映している。一時保護児童の意見表明、意見聴取については、意見箱の設置や第三者機関による意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）を継続している。また、子どもにとって過ごしやすい一時保護所を職員と考える「いちほ会議」などを実施した。	・児童相談所運営の安定運営と機能強化 ・子どもの意見聴取、意見表明等支援の推進 ・一時保護の司法審査に係る適切な対応	児童福祉課
								（2）	児童相談所の役割や相談支援の見通し、一時保護所の生活等について、絵や映像等を通じて子どもにわかりやすく伝えている。		
								（3）	児童相談所の援助方針を決める際には、子どもの意見を確認することとしている。会議への子どもの直接参加は試行的段階であるが、子どもの意見聴取を通じ、子どもの気持ちを大切にした支援により、児童の最善の利益の実現に努めている。		
	子ども・若者支援センター若者相談事業	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。				○	-	（1）	若者からの相談では、子ども・若者自身がどうしたいのか、どうなりたいのか等を傾聴し、個々の状況を踏まえて寄り添いながら助言・支援を行った。	潜在的ニーズの把握と周知方法について検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	中学3年生を対象にチラシを配布した。		
								（3）	「話を聞いてもらえてよかった。」「気持ちが落ち着いた。」「話を聞いてくれる人がいるのは安心感につながる。」などの意見をいただき、継続的な相談を行っている。また、高校入学まで伴走したケースは「毎日楽しい、休みたくない」と遅刻せずに通学できている。		
	人権擁護相談	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等人権侵害に関することについて、法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員による専門相談を実施します。				○	-	（1）	-	より子どもが利用しやすい相談窓口になるよう、広報や周知方法の見直しを検討するとともに、教育機関とも協力し、子どもが利用しやすいよう、広報・周知に力を入れていく。	企画課
								（2）	区ホームページやチラシを活用し広報を行った。チラシについては、区民活動センターや児童館など、子どもの目にも留まりやすい施設へ配架するなど工夫を施した。		
								（3）	子どもからの相談実績はないが、相談窓口を設置することにより、子どもが受ける人権侵害に対し一定の効果があったと考える。		
	SNS相談窓口「STANDBY」（再掲）	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。				○	-	（1）	一人1台端末が配備されたり、一人ひとりが携帯電話を持っていたりする環境の中で、その機器を活用すれば相談しやすいと感じる生徒や匿名で相談したいという生徒の思いに応じた環境を整えた。	ICT機器や匿名で相談できるため、相談のしやすさはあるが、子どもの最善の利益につなげていくためにも、相談をできるだけで十分なのか、相談内容の解決にどうつなげていってほしいのか、児童・生徒の希望に応じた対応を行っていくこと課題である。	指導室
								（2）	各校でポスターやカードの配布、啓発授業を実施し、相談することの大切さについてと合わせて相談窓口を周知した。		
								（3）	「匿名で相談できるのはとてもいい。」や「自宅から一人1台端末で相談できることがいい。」、「いじめ関連だけでなく、家族や友人、生活など様々な相談ができるので、困ったときは利用したい。」という意見があるなど、様々な悩みや不安に対して支援を行うことができた。		
	教育相談（再掲）	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。				○	-	（1）	「こども110番」を設置し、いじめや学校でいやなことや困っていること等があり、悩んでいる子どものための電話相談や、区独自のSNS相談窓口の設置など多様な相談体制を整えた。また、土曜日も相談できる体制を整えた。	これまでよりも相談しやすい体制を整えるために、教育支援室での相談を希望する場合、オンラインでも相談申込を行えるよう改善する。	指導室
								（2）	年間複数回、相談窓口の一覧を学校だよりやGoogle Classroom等で児童・生徒に配布した。区のホームページでも相談窓口について周知している。		
								（3）	不安や悩みを抱えたときに、それぞれが相談方法を選択できる環境を整えたことで、教育相談室では「学校では相談しにくいので、相談室で相談できるのが心強い。」、電話相談では「聞いてもらえてよかった。」など、多数の児童・生徒の相談に対応することができた。		
	スクールカウンセラーの配置（再掲）	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。				◎	中学校区に週1日だった区のスクールカウンセラーの配置を、中学校区に月16日、週4日配置し、相談しやすい体制を整備した。	（1）	相談したいタイミングで予約がとれずスクールカウンセラーに相談ができなかったという児童・生徒の声を反映し、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置し、相談しやすい環境を整えた。	子どもたちの意見を聴きながら、相談したいときに相談できる体制を充実させていく。	指導室
								（2）	各校で学校だよりやスクールカウンセラーだよりを発行し、スクールカウンセラーの来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、区スクールカウンセラーの利用について周知した。		
								（3）	都のスクールカウンセラーに加え、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置したことで、「中学校に進学した後も続けて相談できるのは安心。」と言っている児童・保護者がいるなど、相談体制が充実し、相談件数が増加した。		
	心の教室相談員の配置（再掲）	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。				○	-	（1）	スクールカウンセラーなどがいない日でも、気軽に悩みや困っていること等を相談したいという意見に対応するため、小・中学校に週2日程度、心の教室相談員を配置し、平日はいつでも相談できる体制を整えている。	心の教室相談員は、スクールカウンセラーよりも児童・生徒に寄り添った対応ができるため、専門的な指導は必要としないが、信頼できる大人と関わりたい児童・生徒のためにも、継続して配置を行っていく。	指導室
								（2）	各校で学校だより等で、心の教室相談員の来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、心の教室相談員について周知した。		
								（3）	「話し相手になってくれるので、安心して過ごせる。」「気軽に相談できてうれしい。」と心の教室相談員に相談して気持ちが楽になったり、寄り添ってもらえることで教室で安心して過ごすことができたりしている児童・生徒がいた。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。				○	-	(1)	支援に入った子どものニーズや希望に沿って、子どもを取り巻く家庭・学校・関係機関や地域といったさまざまな環境に働きかけて、より良い生活が送れるようにサポートを行った。	どこの相談機関等ともつながっていない児童・生徒へのアプローチを強化するため、学校との連携方法を工夫したり、オンライン等を活用した支援についても検討したりしていく。	指導室
								(2)	学校向けリーフレットに加えて、保護者向けリーフレットを作成し、学校を通して配布することで周知を行った。また、教育センターのホームページに掲載して、誰でもアクセスできるようにした。		
								(3)	スクールソーシャルワーカーが関わることで学校に登校できるようになった児童・生徒もいる。また、「これまでどこに相談していいかわからなかったけど、スクールソーシャルワーカーが関わってくれたことでどこを頼ればいいかわかった。」という声が聞かれるなど、多くの児童・生徒が学校、教育相談室、医療等の関係機関とつながることができた。		
	自殺対策事業	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。				○	-	(1)	インターネットを活用し、自殺に関するキーワードを検索した者に対し相談を促す広告を掲載し、相談しやすい環境を整えた。	自殺に関するデータ分析や社会情勢を把握し、関係団体と連携し、子どもに対してより効果的な普及活動を行っていく。	保健予防課
								(2)	インターネットを活用した相談を行った。子どもへの相談先などを周知出来るよう、中学校の卒業生へリーフレット配布した。2次元コードを掲載し、相談先の情報を得やすいように工夫した。		
								(3)	インターネットでの自殺関連用語検索によりこどものSOSを相談につなげるシステムで、匿名、24時間対応で相談可能な事業を実施。家族や友達に言えない気持ちをいつでも表出できる。気持ちを受け止め、言語化が難しい場合でも相談をくりかえすことで気持ちの整理ができたり、適切な援助機関につながれるよう支援した。		
	性的マイノリティ対面相談	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。				○	-	(1)	-	子どもでも参加がしやすい相談事業となるよう、効果的な普及啓発などを検討していく。	企画課
								(2)	区報や区ホームページのほか、区掲示板にチラシを掲示することで、子どもから大人まで目に届くような周知を行った。		
								(3)	相談できる場所があることで、性的マイノリティの悩みに対する一定の救済効果があったと考える。		
主な取組④有害環境等からの保護（計画冊子：P.85）											
重点事業	情報モラル教育	自他の権利や情報社会における行動に関する教育や犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための教育を推進します。	SNS学校ルールを「守っている」、「だいたい守っている」と答える子どもの割合 【出典】児童・生徒のスマートフォン等の所持状況及びインターネットの利用に関する調査	小学校：95.0% 中学校：85.0% （令和3年度）	小学校：100% 中学校：100%	小学校：76.0% 中学校：76.5% （令和6年度）	・児童・生徒の意見を生かしたSNS学校ルールの改定 ・GIGAワークブックとうきょうを活用した学習の実施	(1)	児童・生徒の意見を取り入れながら、SNS学校ルールを各校が策定している。また、そのSNS学校ルールを踏まえて、各自が自分自身の言葉で実現可能なSNS家庭ルールを考え、取り組めるようにしている。	一人1台端末の活用が浸透してきている中、有効的な活用と危険性の両面があることやオンライン上の犯罪等も刻々と変化していることについて、発達の段階や状況に応じた指導が必要である。	指導室
								(2)	セーフティ教室や各教科等の授業の機会を通して、児童・生徒が自分事として捉えることができるようにしている。また、学校公開日にセーフティ教室を実施することで広く周知を行っている。		
								(3)	「家でルールを決めていたが、これからもインターネットを使う際には気を付けていきたい。」「SNS上で会話をする際にも相手を意識して関わりやい」などの感想が聞かれ、情報を安全に利用するためのルールや方法について理解を深めることができた。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	薬物乱用防止	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、イベント等での啓発活動や、中学生からポスター・標語を募集し、優秀作の表彰を行います。				○	-	（1）	薬物乱用防止について、子ども自身が自由に考えて表現した内容を公の場で披露することができた。	今後も引き続き薬物防止について考える機会の提供、事業の普及・啓発を行っていく。	生活衛生課
								（2）	協議会指導員が地区の様々なイベントで啓発活動を行った。また、大学と協働したり、中学生向けに理解しやすい表現や構成を心がけたリーフレットを作成し啓発活動を実施した。		
								（3）	薬物の適正使用を学ぶことで、豊かな心と健やかな体の育成に寄与した。また、自身や身近な人の心と身体を大切にすることへの理解が深まるきっかけとなった。		
	DV、デートDV防止	児童・生徒向けに、いじめや心のあり方、人間関係等について考え、自他を尊重する意識を学ぶ講座を実施し、交際相手からの暴力（デートDV）根絶の契機とします。				○	-	（1）	-	DV、デートDVの防止に向け、より多くの児童、生徒が学べるよう、実施方法、回数について検討を行うとともに、アンケート等で子どもの意見を取り入れることを検討していく。	企画課
								（2）	高校・大学で講座を実施したほか、デートDV防止啓発冊子を作成し、区立中学校等の2年生に配布することで、事業の周知を図っている。		
								（3）	講座参加者より、「DV・デートDVについて、内容や現状を理解することができた。」、「今回学んだことを今後に活かしていきたい」といった声があり、子どもがDV・デートDVを理解する機会となった。		
	消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。				○	-	（1）	若者が活動する学校施設と連携し、消費生活センターの周知を図った。	子どもに対しより効果的な普及啓発を進めるため、子どもの意見、考えを取り入れた取組を検討していく必要がある。区の情報ツール（LINE）を活用し、分かりやすい情報発信の機会を増やしていくとともに、こどもの利用が多いSNSを使用した消費生活センターの周知を進めていく。	区民サービス課
								（2）	若者向け相談についてのご案内チラシや啓発ポスターを送り、周知を図った。		
								（3）	若者向け特別相談や区内学校に消費者トラブル防止ポスターを送付し、消費生活センターの周知やトラブル啓発を行う事ができた。		
	18歳成人の普及啓発（消費者トラブル）	学校等と連携を図りながら、消費者被害防止を目的とした出前講座を実施します。				○	-	（1）	依頼先の要望を聞き取り、年齢に応じた内容での出前講座を行った。	子どもに対し、より効果的な普及啓発を進めるため、アンケート結果を活用し、子どもの意見、考えを取り入れた取組を進めていくことやSNS等こどもの視覚に入るような普及啓発を進めていく。	区民サービス課
								（2）	出前講座の申込依頼を電話やLogoフォームなど、さまざまな方法で行えるようにした。		
								（3）	大学へ消費者トラブル啓発講座を実施「SNSやインターネットは身近にあるが同時に犯罪にあう機会もふえることがわかった」「闇バイトや勧誘など気を付ける」という声があり消費者トラブルの理解が深まるきっかけとなった。		
	セーフティ教室	児童・生徒の健全育成の充実を図るため、保護者や地域と連携して、非行防止や犯罪被害防止教育の推進を図ります。				○	-	（1）	セーフティ教室で学習した内容を実践する際に、児童・生徒自身の言葉で実現可能な目標を立て、取り組めるようにしている。	今後も、児童・生徒の実態に応じたセーフティ教室を工夫・改善しながら計画・実施していく。	指導室
								（2）	セーフティ教室の活動を通して、児童・生徒の実態に応じた内容となっているかを確かめている。		
								（3）	「今回学んだ『いかのおすし』を守って、犯罪に巻き込まれないようにしたい。」という声が聞かれるなど、児童・生徒の健全育成、防犯教育及び犯罪被害防止の一層の充実につながった。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
目標Ⅱ　子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する											
取組の方向性（1）妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援											
主な取組①妊娠、出産、子育てトータル支援の実施（計画冊子：P.88）											
重点事業	妊産期相談支援事業	中野区に妊娠届を提出した全ての妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に、保健師等が面接を行い、個別の支援プランを作成し、産前・産後のサービス提供につなげるとともに、面接後、地区担当保健師によるフォローを行います。	妊産期相談支援事業実施の割合	96.1% （令和3年度）	98.00%	94.0%	妊娠32週の架電を委託化した。架電の際には個々に寄り添った伴走型支援を行っている。また、適宜オンライン面接の実施を行っている。	(1) (2) (3)		妊産期相談支援事業の面接時に個々のニーズに応じたきめ細かい説明や相談に応じられるよう、委託事業者の選定も含め引き続き改善を図っていく必要がある。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	産後ケア事業	産後において心身の不調や育児不安のほか、支援が必要となった場合に、産婦及び乳児に対して、心身ケアや育児支援、その他必要な支援を専門職が行います。	産後ケア事業利用人数	1,220人 （令和3年度）	1,400人	2,107人	令和6年度途中よりデイケア2事業者、アウトリーチ1事業者と事業の拡充を行いニーズに応えることができている。	(1) (2) (3)		ニーズに応じた事業の拡充と共に、統一したオンラインでの予約システムについての検討を行っていく。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	妊婦健康診査	全妊婦を対象に14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。				○	-	(1) (2) (3)		令和5年度より、超音波検査回数増（1回→4回）、多胎妊婦に対する助成回数増（＋5回）を実施。	子育て支援課 地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	両親学級（こんにちは赤ちゃん学級）	初妊婦とその家族を対象に、妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりを促します。				○	-	(1) (2) (3)		対面式で実施する際の申請方法について、往復ハガキを使用しているが、申請者の利便性も鑑み令和7年度から電子申請へ変更する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	産前・産後サポート事業	出産に向けての情報提供、妊婦同士の交流の場の設定、出産や育児の不安及び孤立感の解消のための講座を実施します。また、産後の親同士の情報交換や交流機会を設けることで、育児不安の解消を図るとともに仲間づくりを促します。				○	-	(1) (2) (3)		ニーズに応じた事業実施内容の見直しに向けて検討を行い、受付方法についても電子申請へ変更する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	父親の育児参画	父親向けの栄養講習会や、児童館での地域育児相談会を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		令和6年度より父親向け講座（対象：これから赤ちゃんを迎える父親、パートナー及び子育てを経験している父親、パートナー。年4回対面式）を実施。人気があり、ニーズに応じきれていないため、回数を増やす等の検討が必要である。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	産前家事支援事業	妊娠中において家族等の援助が受けられないため支援を必要とする方に対し、妊婦の健康の回復及び負担の軽減を目的として、家事支援者を派遣して支援を行います。				○	-	(1) (2) (3)		令和7年度からは、アセスメント後の申請を郵送と併せて電子（LoGoフォーム）での申請も実施する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	産後家事・育児支援事業	1歳未満の子どもを育てる家庭の負担軽減、孤立化や産後うつの未然防止を目的として、「家事育児サポーター」（産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）を派遣して支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）		引き続き家事育児サポーターの人材育成や、委託事業者の拡充をとともに、利用時間の見直しを検討する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	区内に住所・居所を有する生後4か月に達するまでの乳児のいる家庭を、すこやか福祉センター職員または訪問指導員等が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）		継続的に訪問指導員の確保を行う必要がある。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	多胎児家庭支援事業	同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の困難に対しての支援として、移動経費補助、家事育児の支援、多胎妊産婦の交流事業を行います。				○	-	（1） （2） （3）		引き続き家事育児サポーターの人材育成や、委託事業者の拡充を行うとともに、利用時間の見直しを検討する。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	予防接種	感染症から子どもを守るとともに、社会全体に感染症がまん延することを防ぐため、接種年齢に合わせた予診票の個別送付を行い、各種予防接種を実施します。				◎	定期予防接種について、対象年齢に合わせて予診票を個別送付し、接種勧奨を行った	（1） （2） （3）		-	保健予防課
	乳幼児健診	月齢や年齢に応じた健康診査、歯科健診を実施し、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげます。また、結果に応じて、保健・栄養指導を実施するほか、医療機関での治療等を勧奨します。				○	-	（1） （2） （3）		【子育て支援課】 1か月健診、5歳児健診の実施について国より情報が出てきているため、適宜検討を行い、適切に事業実施・支払い事務を行う。 【地域包括ケア推進課】 引き続き健康診査や歯科健診を実施し、異常の早期発見や、早期治療を目指す。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター） 子育て支援課
	子育て専門相談	発育や発達、育児の不安、離乳食や食事等の栄養相談、歯と口の健康づくりなど子育てに関し、心理職・栄養士・歯科衛生士などによる個別相談を実施します。				○	-	（1） （2） （3）		子どもや子育てに関する相談から専門相談まで必要時に気軽に利用できるように、すこやか福祉センターの周知を図る。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	子育てに関する講座	乳幼児を育てる保護者向けに、子どもの発達・発育をはじめ、子育てに関する様々な講座を実施します。				○	-	（1） （2） （3）		子育て中の保護者が興味、関心を持てる内容の講座を実施していく。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	地域育児相談会	すこやか福祉センターや児童館において、子育てに関する情報提供や、子どもの健康等に関する講座や相談会を実施します。				○	-	（1） （2） （3）		特に父親向け、両親で参加できる企画等、対象やテーマについて引き続き児童館と連携しながら、テーマの拡充を図る。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	母子手帳の発行	妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳及び母と子の保健バッグ（妊婦健康診査受診票等を含む）を交付するとともに、アンケート及び面接を行い、その後の相談支援につなげます。				○	-	(1) (2) (3)		導入予定の母子健康手帳のデジタル化に対応した支援の仕組みについて検討していく。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター） 子育て支援課
	子ども医療費助成（乳幼児・義務教育就学児）	15歳到達後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分（食事療養標準負担額を除く）を助成します。				○	-	(1) (2) (3)		引き続き適切に医療費助成事務を実施するとともに、マイナンバーカードに関連した事業について適切に対応する。	子育て支援課
	子ども医療費助成（高校生等）	令和5年4月より、15歳から18歳到達後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分（食事療養標準負担額を除く）を助成します。				○	-	(1) (2) (3)		引き続き適切に医療費助成事務を実施するとともに、マイナンバーカードに関連した事業について適切に対応する。	子育て支援課
	児童手当	15歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に手当を支給します。※所得制限あり				◎	令和6年10月分から、児童手当の制度改正に対応した。所得制限の撤廃、支給対象期間を高校生年代まで延長、多子加算（第3子以降）の増額及び算定対象の拡充、支払月が年6回へ変更になった。	(1) (2) (3)		漏れのない周知に務めたが、改正内容について、受給者の認知度向上を課題とする。	子育て支援課
	食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣等の普及啓発を進めます。				○	-	(1) (2) (3)	- 食育マスコットキャラクター「うさごはん」をプリントしたグッズ（シール、エコバッグ）を作成し、区立保育園児や食育講習会等区内食育事業参加者等に配布し、食育の普及啓発を図った。 区が補助金を支出している事業に参加した方から「初めて田植えをして泥だらけになって楽しかった」、「味噌づくりで大豆をつぶすのが大変だったけど楽しかった」等の感想があり、「食」に対する関心や感謝を深めさせることができた。	関係部署と連携し、子どもを対象とした食育の講座やイベントの実施検討及び本事業の子どもの意見を踏る方法を検討していく。 また、将来の生活習慣病予防対策として、子どもの頃から栄養バランスのとれた食事の大切さを知り、健康的な食習慣を身につけてもらえるように引き続き積極的な支援、普及啓発を図っていく。	保健企画課
	運動習慣の定着・体力向上に向けた教育	子どもに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わわせることのできる指導の工夫や食育・健康教育の取組について、各学校の体力向上プログラムに位置付け、実践します。				○	-	(1) (2) (3)	児童・生徒が自分自身の体力の現状や課題を把握し、自分にあった運動や運動遊びを楽しみながら継続して行えるようにした。 前年度の自己の体力テストの結果を基にすることで、目標を明確にして体力向上に取り組むことができた。 子どもが学習課題を選択しながら主体となった授業を展開することで、「もっと上手にパトンパスができるようになりたい。」や「ICTを使って共有して次に生かそう。」など、運動への興味関心が高まり、運動に親しむことができた。	生徒会や委員会活動などを生かし、子どもたちの意見を取り入れた体育的活動を実施し、運動技能だけでなく、運動意欲の向上を目指す。	指導室
	妊娠相談支援	妊娠を望む方や不妊に悩む方に対し、不妊検査や不妊治療にかかった医療費の一部を助成するとともに、専門的な相談及び情報交換の機会を提供します。				○	-	(1) (2) (3)		令和6年度より、中野区特定不妊治療費（先進医療）助成事業を実施。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	入院助産	妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設（病院、助産院）での出産に必要な費用を援助します。				○	-	(1) (2) (3)		-	子ども・若者相談課
主な取組②子育て支援サービスの充実（計画冊子：P.91）											
重点事業	子育て支援サービスの利用促進	子育て家庭が必要なときに子育て支援サービスを利用することができるよう、育児情報や区の子育て支援情報をLINEにより配信します。また、窓口における手続き時など、様々な機会を捉えて情報提供を行います。	なかの子育て応援メール登録者数	1,605件 （令和4年3月31日）	3,400件	2,887件 （令和7年3月31日）	妊娠期及び子育て期の対象者へ育児支援情報や区の子育て支援情報の配信を行った。	(1) (2) (3)		今後も利用登録者を増やすため、様々な方法で周知を行っていく。	子育て支援課
	利用者支援事業【特定型】	保育所の入園相談等の各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに合わせたサービスにつなげます。				○	-	(1) (2) (3)		今後も各家庭のニーズに合わせた情報提供を行うため、引き続き情報収集を行っていく。	子育て支援課
	利用者支援事業【基本型・母子保健型】	子どもや保護者にとって身近な場所において、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行います。				○	-	(1) (2) (3)		引き続き、地域の相談に適切に応じていく。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	病児・病後児保育	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。				○	-	(1) (2) (3)		現在、病児保育は区内1か所、病後児保育は区内2か所で実施しているが、実施施設の立地や利用定員が限られることなどから、令和7年度に新たに病児保育1施設を開設する。現在、病児保育は区内1か所、病後児保育は区内2か所で実施しているが、実施施設の立地や利用定員が限られることなどから、令和7年度に新たに病児保育1施設を開設する。	子育て支援課
	ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		利用者が必要な時に利用できるためには十分な協力会員数の確保が必要である。このため、協力会員が増える、今会員である人が無理なく続けられるという視点での事業見直しを検討する。	子育て支援課
	一時預かり	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。				◎	近隣で実施していた、児童館での一時預かり事業の休止に伴い、地域ニーズを充足するため、新規施設1施設を開設した。	(1) (2) (3)		ニーズを把握したうえで今後の拡充の必要性を検討する。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	ベビーシッター利用支援（一時預かり）	日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。				◎	R5年度に実施した、「子どもの預かり関連サービスに係るアンケート結果」を踏まえ、10月より対象となる児童を保育園等に在園する児童にも拡充した。	(1) (2) (3)		都ベビーシッター利用支援事業においては、R7年度より、障害者児童の対象年齢の引き上げを行うなどの制度拡充を行っている。都の制度拡充を踏まえつつ、区としても区民のニーズを踏まえながら、令和8年度に向けて検討する必要がある。	子育て支援課
	児童館における一時預かり	保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童館において時間単位で子どもを預かります。				○	-	(1) (2) (3)		児童館における一時預かり事業は、令和6年9月末で休止している。	育成活動推進課
	子どもショートステイ （再掲）	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。				○	-	(1) (2) (3)	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもショートステイの利用の可否について決定を行った。 区報とホームページ上で周知を行っている。 「施設でゲームをしたり、ゆっくり自分の時間を過ごすことが出来てよかった。」「また利用したい。」と、その後も定期的にショートステイを利用している事例あり。子どもの安全な生活の確保につながっている。	子どもの考えを聴いた上で、子どもショートステイの利用をしてもらうこと、利用した際の子ども自身の感想、意見聴取等の方法を検討していく必要がある。	子ども・若者相談課
	トワイライトステイ	保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する方がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。				○	-	(1) (2) (3)		-	子ども・若者相談課
	子育て家庭ホームヘルプサービス	小学生以下の子どもを養育している親族その他の援助が得られないひとり親家庭、または小学生以下の子どもの疾病等により家事援助などが必要な子育て家庭に対し、利用要件に応じてホームヘルパーを派遣します。				○	-	(1) (2) (3)		令和6年度の実績はほぼ横ばいで、令和8年度については継続としつつ、他の制度も併せ、ヘルパーサービス全体の需要の整理を行う。	子育て支援課
	子育てひろば整備・運営（再掲）	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。				○	-	(1) (2) (3)	各子育てひろばにおいて、乳幼児親子からの要望を取り入れながらイベントなどを実施している。 ホームページ等での広報のほか、委託事業者の運営する子育てひろばについてはSNSの活用などにより乳幼児親子に対する周知を行っている。 利用者アンケートでは、多くの保護者が「子育てひろばを利用して心地よく過ごすことができた」と回答しており、保護者の不安感の解消や負担感の軽減につながっている。	身近なところで気軽に相談や交流ができる場として、子育てひろばを利用してもらうことで子育て家庭の孤立化を防ぐことにつながるため、必要な家庭に利用してもらえるよう周知していく必要がある。	育成活動推進課
	子育て情報提供サービス	子育て世帯向けのサービスや問合せ先などを掲載したパンフレット（おひるね）を発行します。また、区ホームページ内の子育てに関する支援やイベントなどを掲載した子育て家庭向けサイトで情報を発信します。				○	-	(1) (2) (3)		区ホームページ内の子育てサイト「おひるね」について、引き続き運営を行う。	子ども・教育政策課 広聴・広報課
	子育て家庭と区長のタウンミーティング（子育てカフェ）	区の子育て環境で不満に感じていることや、取り組んでほしい施策について、区長が児童館等を訪問し、子どもの保護者等と意見交換を行います。				○	-	(1) (2) (3)		引き続き、区の子育て・子育ち支援にかかる重要課題をテーマに設定する。また、より多くの意見を区政に反映できるよう、開催場所や実施内容の工夫、広報の充実をしていく。	広聴・広報課 子ども・教育政策課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	子ども・子育てに関する講演会	子ども・子育てに関する話題・課題等についての普及啓発、理解促進を図るため、子育て世代の関心が高い事項に関する講演会を開催します。						（1） （2） （3）			子ども・教育政策課
主な取組③子育てに関する相談体制の充実（計画冊子：P.93）											
重点事業	支援検討会議	養育や発達に課題を抱えるなど、支援の必要性を検討すべき家庭について、今後の支援方針や具体的な支援の内容等を決定するための会議を開催し、継続的な支援につなげます。	支援検討会議の対象者数（延べ）	3,307人 （令和3年度）	上昇	4,747人	特定妊婦をはじめとする妊娠期からの要支援ケースや子育てが困難な家庭、虐待のリスクのある保護者等をもれなく把握し、支援につなげることを徹底した。進行管理会議で児童相談所とも共有している。	（1） （2） （3）		支援を必要とするケースの数が増加している中、支援方針の検討や進行管理など適切に進めていくため、多様な支援者の参加による多角的な視点を入れるなど、支援検討会議のあり方を改善していく。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
事業	すこやか福祉センターの運営	子どもや妊産婦等が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、子育て、保健・福祉の地域拠点として、相談・支援のほか、各種事業やサービスの提供を行います。				○	-	（1） （2） （3）		こども家庭センターとしての役割を踏まえ、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、もれなく支援を行う。	地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	子ども・若者支援センターの運営	子ども・若者及びその家庭からのあらゆる相談を受け付け、助言や支援を行うほか、子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関と連携し、必要な支援につなげます。				○	-	（1） （2） （3）	子どもからの相談では、気持ちを聞きながら主訴に応じて対応を行った。 ホームページで広報を行い、子どもからも相談を受けられるようにした。 真摯に悩みごとを傾聴して、適切なアドバイスをしたところ、「もう1度自分で親にきちんと話してみます。」と気持ちに変化が起き、前向き言葉を子どもから得られた。	引き続き子どもに向けて広報を行い周知する方法を検討する	子ども・若者相談課
	児童相談所の運営（再掲）	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。				○	-	（1） （2） （3）	相談支援において常に職員が子どもの声を聴き援助方針等に反映している。一時保護児童の意見表明、意見聴取については、意見箱の設置や第三者機関による意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）を継続している。また、子どもにとって過ごしやすい一時保護所を職員と考える「いちほ会議」などを実施した。 児童相談所の役割や相談支援の見通し、一時保護所の生活等について、絵や映像等を通じて子どもにわかりやすく伝えている。 児童相談所の援助方針を決める際には、子どもの意見を確認することとしている。会議への子どもの直接参加は試行的段階であるが、子どもの意見聴取を通じ、子どもの気持ちを大切にした支援により、児童の最善の利益の実現に努めている。	・児童相談所運営の安定運営と機能強化 ・子どもの意見聴取、意見表明等支援の推進 ・一時保護の司法審査に係る適切な対応	児童福祉課
	児童館の運営（再掲）	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。 各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。 利用者アンケートでは、多くの子どもが「児童館で過ごすのは好き」「児童館は楽しい遊びやイベントがある」と回答しており、子どもの声や思いを尊重した運営ができていることがうかがえる。	令和7年度より、9館が基幹型児童館、2館が乳幼児機能強化型児童館として運営を開始した。それぞれの機能を強化する中で、より子どもの声を運営に反映できるよう工夫していく必要がある。	育成活動推進課
	要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理などを行います。				○	-	（1） （2） （3）	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもが安全に生活できるよう、支援方針や役割を関係機関で共有して支援を実施した。 - ケース担当が関係機関と必要に応じ情報共有を行い、子どもの話を聞く中で、「お母さんから叩かれることがなくなった。」「家の中のルールが変わった。」「お母さんが優しくなった」など家庭の変化が見られ、子どもの安全・安心の生活につながっている。	子ども向けの相談先がわかる広報物等を検討していく。	子ども・若者相談課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	教育相談（再掲）	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。				○	-	（1）	「こども110番」を設置し、いじめや学校でいやなことや困っていること等があり、悩んでいる子どものための電話相談や、区独自のSNS相談窓口の設置など多様な相談体制を整えた。また、土曜日も相談できる体制を整えた。	これまでよりも相談しやすい体制を整えるために、教育支援室での相談を希望する場合、オンラインでも相談申込を行えるよう改善する。	指導室
								（2）	年間複数回、相談窓口の一覧を学校だよりやGoogle　Classroom等で児童・生徒に配布した。区のホームページでも相談窓口について周知している。		
								（3）	不安や悩みを抱えたときに、それぞれが相談方法を選択できる環境を整えたことで、教育相談室では「学校では相談しにくいので、相談室で相談できるのが心強い。」、電話相談では「聞いてもらえてよかった。」など、多数の児童・生徒の相談に対応することができた。		
	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。				○	-	（1）	支援に入った子どものニーズや希望に沿って、子どもを取り巻く家庭・学校・関係機関や地域といったさまざまな環境に働きかけて、より良い生活が送れるようにサポートを行った。	どこの相談機関等ともつながっていない児童・生徒へのアプローチを強化するため、学校との連携方法を工夫したり、オンライン等を活用した支援についても検討したりしていく。	指導室
								（2）	学校向けリーフレットに加えて、保護者向けリーフレットを作成し、学校を通して配布することで周知を行った。また、教育センターのホームページに掲載して、誰でもアクセスできるようにした。		
								（3）	スクールソーシャルワーカーが関わることで学校に登校できるようになった児童・生徒もいる。また、「これまでどこに相談していいかわからなかったけど、スクールソーシャルワーカーが関わってくれたことでどこを頼ればいいかわかった。」という声が聞かれるなど、多くの児童・生徒が学校、教育相談室、医療等の関係機関とつながることができた。		
	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。				○	-	（1）	地域団体が行う活動に参加する子どもの声を子どもソーシャルワーカーが聞き取り、主催している団体と必要に応じて共有した。	これまで地域で活動する団体を中心に情報収集や共有、活動の助言支援などを行ってきた。今後は関係機関と地域団体を繋げ、連携体制の構築に取り組む。	子育て支援課
								（2）	-		
								（3）	-		
取組の方向性（2）生活に困難を抱える子育て家庭への支援											
主な取組①生活困窮家庭への支援（計画冊子：P.96）											
重点事業	子ども食堂への支援（再掲）	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	区内の子ども食堂の数	27か所 （令和4年4月）	40か所	24か所	物価高騰などの社会状況を受けて、助成額を増額した。	（1）	-	令和7年度は食堂数が大幅に増える見込みであり、団体に対し必要な支援が行えるよう、予算規模の拡大に取り組む。	子育て支援課
								（2）	各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。		
			子ども食堂がない小学校区数	7校区 （令和4年4月）	0校区	3校区	子どもソーシャルワーカーを中心に、区内の子ども支援団体を訪問等し、実施を検討している団体の情報収集や、立ち上げに関する相談等を実施した。	（3）	視察した子ども食堂では、親子で会話を楽しみながら、ゆったりと過ごす様子を伺うことができた。また、中学生の子どもが友人と利用する姿も見られ、気軽に利用できる場所になっていることが感じられました。		子育て支援課
	就学援助	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行います。				○	-	（1）		-	学務課
								（2）			
								（3）			
	生活困窮者自立支援事業	就職や住まい、家計管理、子どもの学習など、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。				○	-	（1）		ひとり親家庭や子どもに関する相談は、すこやか福祉センターや児童相談所などの関係所管と連携し、課題の解決に向けた支援を行っていく。	生活援護課 子育て支援課
								（2）			
								（3）			
	行政サービスの利用料減免・減額	所得やひとり親家庭など、条件により一部事業（病児・病後児保育、子どもショートステイ等）で利用料減免・減額を実施します。				○	-	（1）		今後も要綱等で定めた階層区分に則り、利用料の減免等を実施する。	各課
								（2）			
								（3）			

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	子ども配食事業（再掲）	経済的な理由や保護者の疾病など、子どもの養育に支援が必要な家庭に対して食事を配達するとともに、配達時に家庭の状況を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。				○	-	（1）	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子ども配食事業の利用の可否の決定を行った。	運用の見直しを行い、離乳食の提供について、検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	-		
								（3）	「お弁当がおいしかった。」「毎回完食してる。」「一緒に食べながら親子でおしゃべりしている。」など聞かれ、家庭の中で配食を利用することで子どもの安全な生活が守られている。		
	居住支援体制の推進	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。				○	-	（1）		・住宅部門と福祉部門の相互理解の促進と連携強化のため、住宅確保要配慮者とオーナー双方に対する情報提供を強化していく。 ・各関係機関に対して、協議会の取組みの周知を進める。に対して、協議会の取組みの周知を進める。	住宅課
								（2）			
								（3）			
	母子生活支援施設	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。				○	-	（1）	新たな運営事業者の選定にあたっては、運営方針や事業運営において、権利養護の考え方や取組が示されているか等を選定の評価基準とした。	令和7年度より新たな事業者による運営を開始した。 引き継いだ業務を滞りなく遂行してもらうとともに、事業者の強みを活かした支援方法や施設運営に取り組むよう指導していく必要がある。	子育て支援課
								（2）	-		
								（3）	-		
	子どもの生活実態調査（再掲）	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。				○	-	（1）	（調査自体は令和4年度に実施済み）	詳細分析により、生活困難度により高校卒業後の進学先に関する親の進学期待や子ども本人の進学希望などに差が生じていることや、大学等への進学予定がない子どものうち3割程度が経済的制約を理由にあげていることを把握した。経済的理由で高校卒業後の進学を諦めることがないよう、進学・修学を支援する制度について検討を進める必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	（調査自体は令和4年度に実施済み）		
								（3）	詳細分析の結果を踏まえて、経済的な困難を抱える家庭に対し、多額の費用がかかる高等学校等への入学準備について支援金を支給することで、進学に対する経済的な負担や不安を軽減し、子どもと子育て家庭の希望に応じた進学の支援を図るため、高校入学支援金の支給を令和6年度より新たに開始した。（子育て支援課）		
	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組（再掲）	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。				○	-	（1）	地域団体が行う活動に参加する子どもの声を子どもソーシャルワーカーが聞き取り、主催している団体と必要に応じて共有した。	これまで地域で活動する団体を中心に情報収集や共有、活動の助言支援などを行ってきた。今後は関係機関と地域団体を繋げ、連携体制の構築に取り組む。	子育て支援課
								（2）	-		
								（3）	-		
主な取組②ひとり親家庭への支援（計画冊子：P.98）											
重点事業	ひとり親家庭総合支援事業	ひとり親家庭相談員の配置による伴走型の相談体制の整備やひとり親家庭の自立に向けたプランの作成など、ひとり親家庭を総合的に支援するとともに、関係機関と連携した支援の強化やひとり親家庭のしおり等を活用した効果的な情報発信を行います。	ひとり親家庭等相談件数（延べ）	340件 （令和3年度）	500件	1,300件	ひとり親家庭のしおりを活用した情報発信や、区内転居の際の初期費用助成制度の開始などにより、相談件数が増加した。	（1）		関係機関との連携強化を目的に、情報交換や共有の場を設ける。 また、必要とする世帯に情報が行き届くよう、ひとり親家庭のしおりを個別配布する。 相談件数の増加や平日夜間、土日、等の相談ニーズに対応するため、相談体制の強化を検討する。	子育て支援課
								（2）			
								（3）			
	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	就業に結びつきやすい指定講座の受講や資格取得のため、養成機関で修業する場合、所定の給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。				○	-	（1）		制度改正による対象資格の拡充により、オンライン受講など多様な修業形態が増加している。 経済状況や生活状況、将来の展望などをふまえ、修業機会の確保のために必要なひとり親が活用できるように事業を運用していく必要がある。	子育て支援課
								（2）			
								（3）			

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	子育て家庭ホームヘルプサービス（再掲）	小学生以下の子どもを養育している親族その他の援助が得られないひとり親家庭、または小学生以下の子どもの疾病等により家事援助などが必要な子育て家庭に対し、利用要件に応じてホームヘルパーを派遣します。				○	-	（1） （2） （3）		令和6年度の実績はほぼ横ばいで、令和8年度については継続としつつ、他の制度も併せ、ヘルパーサービス全体の需要の整理を行う。	子育て支援課
	実質的なひとり親家庭への支援	離婚調停中で離婚成立前から実質ひとり親家庭となった、18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している世帯に対し、金銭給付を行います。				◎	対象を裁判中の場合にも拡充した。	（1） （2） （3）		物価スライドに応じた収入限度額等を検討する必要がある。	子育て支援課
	養育費確保支援事業	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成やADR（裁判外紛争解決手続き）に係る費用を助成します。				○	-	（1） （2） （3）		令和6年度に成立し、令和8年5月までに施行予定の民法等改正法における養育費に関する規定について、区民への漏れのない周知等、適正に対応する。	子育て支援課
	児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども（障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。				○	-	（1） （2） （3）		課内で連携し、漏れのない案内を継続する。	子育て支援課
	児童育成手当	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども（障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。				○	-	（1） （2） （3）		課内で連携し、漏れのない案内を継続する。	子育て支援課
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）を助成します。				○	-	（1） （2） （3）		引き続き適切に医療費助成事務を実施するとともに、マイナンバーカードに関連した事業について適切に対応する。	子育て支援課
	母子生活支援施設（再掲）	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）	新たな運営事業者の選定にあたっては、運営方針や事業運営において、権利養護の考え方や取組が示されているか等を選定の評価基準とした。 - -	令和7年度より新たな事業者による運営を開始した。 引き継いだ業務を滞りなく遂行してもらうとともに、事業者の強みを活かした支援方法や施設運営に取り組むよう指導していく必要がある。	子育て支援課
	学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。				○	-	（1） （2） （3）	指導を行うにあたり、子どもが自由に教材を持ち込めるよう対応している。 子どもが親しみやすいデザインの募集チラシを作成するなど、子どもの視点に立った情報発信を行った。 アンケートでは、「集中して勉強できる環境でよい」、「学校よりも質問しやすい」、といった声がありました。また、「苦手なこと、やりたくないことから逃げなくなった」、「諦めない根性がついた」といった声も多くあり、学力の向上だけでなく、生きる力をつけるための支援につながっていると感じられました。	参加者が効果を感じる割合が上がっている。 一方、高校生年代の学習支援事業があれば参加したい、という声が参加者及び保護者からも多く、今後対象や学習支援の内容について検討する。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	居住支援体制の推進（再掲）	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。				○	-	（1） （2） （3）		・住宅部門と福祉部門の相互理解の促進と連携強化のため、住宅確保要配慮者とオーナー双方に対する情報提供を強化していく。 ・各関係機関に対して、協議会の取組みの周知を進める。に対して、協議会の取組みの周知を進める。	住宅課
	女性相談	女性相談支援員を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行います。				○	-	（1） （2） （3）		ひとり親家庭や子どもに関する相談について、子育て支援課やすこやか福祉センター、児童相談所等と連携し、課題の解決に向けた支援を行っていく。	生活援護課
	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組（再掲）	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。				○	-	（1） （2） （3）	地域団体が行う活動に参加する子どもの声を子どもソーシャルワーカーが聞き取り、主催している団体と必要に応じて共有した。 - -	これまで地域で活動する団体を中心に情報収集や共有、活動の助言支援などを行ってきた。今後は関係機関と地域団体を繋げ、連携体制の構築に取り組む。	子育て支援課
取組の方向性（3）子どもの発達・成長に応じた支援											
主な取組①発達に課題や障害がある子どもへの支援（計画冊子：P.101）											
重点事業	療育施設運営	発達に課題や障害のある子どもとその家族が、持っている力を十分に発揮し、地域の中でともに生活できるよう支援を行うため、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、子ども発達センターたんぽぽ、放課後デイサービスセンターみずいろの管理運営を行います。	「通所を楽しみにしている」と考える子どもの割合 【出典】区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査	90.3% （令和3年度）	100%	89.0%	子どもの特性に合わせた支援を行っているため、苦手なプログラムでも楽しく行えるよう各施設で工夫を凝らしている。	（1） （2） （3）		発達に課題のある子どもの支援について、相談を受ける関係機関と連携し、適切な施設運営ができるような関係を継続していく。	障害福祉課
			「施設の療育や保護者支援に満足している」と考える保護者の割合 【出典】区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査	94.0% （令和3年度）	100%	89.20%	各施設における専門的支援については評価が高い。令和6年度は、療育センターアポロ園の運営事業所の変更による体制の変化で療育センターアポロ園の満足度が70%台となった。	（1） （2） （3）		同上	障害福祉課
	子ども発達支援事業	発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、ライフステージに合わせ、継続した相談支援を実施するとともに、必要に応じて療育センター等の関係機関調整を行います。また、子どもの発達等に不安を抱える保護者を対象とした支援プログラムやグループ活動を実施し、必要な支援につなげます。				○	-	（1） （2） （3）		【障害福祉課】 療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあで行っている相談は、療育の必要性を判断し適切なサービスにつなげる療育相談と施設の利用相談があるが、同じ相談枠で行っておりわかりにくく、整理が必要である。療育相談をすこやか福祉センターで実施する試行を継続していく。 【地域包括ケア推進課】 発達や育てにくさなどに課題のある幼児及び児の発達に不安を抱える保護者に対し、寄り添い前向きに子育てできるように、継続的なプログラムを実施し、必要な支援に繋げる。	障害福祉課 地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	ペアレントメンター養成事業	子どもの発達に不安や戸惑いのある保護者が、専門家とは違った立場で他の保護者を支援できるよう、ペアレントメンターを養成し、グループ相談等のペアレントメンター活動支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）		・常時一定程度の年齢層のメンターを必要としており、年間2人～3人のメンター補充が必要とされており、養成研修の継続が必要とされる。 ・家族支援の視点から父親のメンターも必要とされる。	障害福祉課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	子ども発達支援普及啓発	発達障害等に関する理解を促進するため、講演会やシンポジウムの実施等区民向けに普及啓発を行います。				△	区立通所施設2施設において、発達障害児に対する正しい理解と適切な対応を目的とした学習会を、保護者や保育園の職員等を対象に実施した。	（1） （2） （3）		広く区民に向けた講演会やシンポジウムについて、実施を検討していく。	障害福祉課
	保育ソーシャルワーク事業	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援します。				◎	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援した。	（1） （2） （3）		保育園の職員が子どもや保護者への対応に苦慮しているときには、迅速な対応が出来る体制を整えていく。保育所等訪問支援の対象以外の園児に対しても支援を行えるようにしていく。	保育園・幼稚園課
	区立療育センターにおける保育所等訪問支援	保育園、幼稚園等に区立療育センターの職員が訪問し、発達に課題や障害のある子どもの集団生活の支援等を行います。				○	-	（1） （2） （3）		訪問対象児・訪問対象園が増える中、保育園等や保護者のニーズに合わせた内容や体制の工夫が必要である。訪問後の保護者への報告支援をがタイムリーに行っていく。	障害福祉課
	医療的ケア児支援事業	こんにちは赤ちゃん訪問や医療機関からの情報提供を通じて、医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、区立・私立保育園、区立学校等での医療的ケア児の受け入れを進めます。				◎	【育成活動推進課】 日常的に医療的ケアを必要とする児童が学童クラブを利用できるように看護師を配置し、必要な医療的ケアを行った。 【保育園・幼稚園課】 区立保育園3園にて3名の受け入れを行った。	（1） （2） （3）		【育成活動推進課】 長期休業期間等で医療的ケア児が学童クラブを長時間利用する場合の看護師の確保が課題である。 【保育園・幼稚園課】 医療的ケア児受け入れのための人員、設備等体制を今後も検討する必要がある。 私立保育園の受け入れ支援について検討する必要がある。 【障害福祉課】 各関係機関が把握している情報を集約・更新するための調整取りまとめを行っていく。 【地域包括ケア推進課】 医療機関から情報提供を受け、保護者の気持ちを受け止め、確実に関係機関につながるよう支援する。	障害福祉課 保育園・幼稚園課 学校教育課 育成活動推進課 地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
	医療的ケア児等の協議の場の設置	医療的ケア児等への支援に係る区内の多様な地域課題の解決を目的として、関係機関等による協議の場を設置し、区内の実態把握や関係機関の連携支援体制の検討等を行います。				○	-	（1） （2） （3）		中野区の医療的ケアに関する支援体制の課題等を様々な視点から出し合い検討を行い、施策に生かしていく。	障害福祉課
	医療的ケア児コーディネーターの連携の場の確保	医療的ケア児コーディネーターの連携の場を確保し、医療的ケア児等への相談援助技術の向上のため、区内の相談支援の事例や社会資源に関する情報の共有を図ります。				○	-	（1） （2） （3）		中野区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化するとともに、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取組む必要がある。	障害福祉課
	民間障害児支援事業所運営支援	医療的ケアの必要な子どもが地域で療育が受けられるよう、区内の民間障害児通所支援事業所への運営費補助を行います。				○	-	（1） （2） （3）		障害児支援の体制整備のため、重症心身障害児を主たる対象とする事業等において、個別支援計画上支援に必要な回数を利用ができていない児童について、対応する必要がある。そのため、開設準備に係る費用を補助することで当該事業を行う予定の事業者を誘致する。	障害福祉課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	児童育成手当（再掲）	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども（障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。				○	-	（1） （2） （3）		課内で連携し、漏れのない案内を継続する。	子育て支援課
	特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害を有する 20歳未満の子どもを扶養している方等で、所得限度額未満の方に手当を支給します。				○	-	（1） （2） （3）		課内で連携し、漏れのない案内を継続する。	子育て支援課
主な取組②特別な支援を要する子どもへの教育の充実（計画冊子：P.103）											
重点事業	学校生活支援シートの活用	学校が児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、保護者の意向を伺いながら「学校生活支援シート」を作成します。また、啓発資料の見直しを行い、シートの理解・周知を図るとともに、教育・保健・医療・福祉等関係機関が切れ目なく一貫した支援が継続できるよう連携を進めます。	特別支援学級在籍児童・生徒のうち、学校生活支援シートを作成している児童・生徒の割合	小学校：58.3% 中学校：62.7% （令和3年度）	小学校：100% 中学校：100%	小学校：97.1% 中学校：98.5%	啓発資料の見直しを行い、学校及び関係機関へ配布し周知・理解を図った。加えて学校へはシート作成を徹底するよう通知した。	（1） （2） （3）		療育を利用している児童、就学に不安を感じている家庭に対し、移行支援を案内し、切れ目ない支援を継続する。	学務課 指導室 地域包括ケア推進課 （すこやか福祉センター）
事業	就学相談	子どもの特性や状況から、学校生活を送る上で必要な支援や一人ひとりに応じた適切な学習環境について、就学相談専門員が保護者と一緒に考えます。				○	-	（1） （2） （3）	就学先の決定にあたっては、本人や保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を図っている。 学級見学や体験を通じて、子どもの安心と理解が深まるようにしている。 就学相談専門員との相談や、就学支援会議での医学、心理学、教育学の専門家からの意見に基づいた提案により、保護者の子どもへの理解が深まった。	就学相談では保護者の意見が中心になりがちだが、子ども自身が理解できるような情報提供を行って行くよう取り組んでいく必要がある。また、子どもの成長や変化に応じた見直しを行い、柔軟な学びの場の変更に対応していくことも必要である。	学務課
	特別支援学級運営	特別支援学級在籍児童・生徒の教育課題の解決・達成を図るため、学級運営・事業実施の支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）		実施事業等について、子どもの意見がどのように取り入れられ、反映されているのか把握でいる機会が持てるよう、学校、指導室との連携を図っていく。	学務課
	特別支援教室における巡回指導	発達障害のある児童・生徒の在籍校において、巡回指導教員による特別な指導を、全小・中学校に設置している特別支援教室で行います。				○	-	（1） （2） （3）		-	学務課
	授業のユニバーサルデザイン化	全ての子どもたちが、分かりやすい、学びやすいと感じられるように配慮された授業のユニバーサルデザイン化を推進します。				○	-	（1） （2） （3）	学校は、子どもたちの分かりやすさ、学びやすさの状況を把握し、集団や一人ひとりに合った配慮を行っている。 物理的環境、人的環境、授業などを視覚的に調整することで、その配慮について共有できるようにしている。 授業のユニバーサルデザイン化を推進したことで、「何を学ぶのか、何をやるのかが明確になった。」、「学習の見通しを立てることができるようになった。」という子どもの感想が聞かれ、わかりやすく、安心して学習に取り組むことができるようになっている。	特別支援教室の巡回教員の協力も得ながら、合理的配慮の事例集を作成し、合理的配慮の提供プロセスや区内の幼稚園、小・中学校で提供されているユニバーサルデザインの取組を共有していく。	指導室
	区立小・中学校のバリアフリー化	「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」で改築年次が示されていない学校について、バリアフリー化に向けた改修を進めます。				○	-	（1） （2） （3）		各校で実施予定の他の工事と調整を図りながら、令和7年度までの完了をめざす。また、国や東京都の補助金を最大限活用できるよう、改修内容を確認しながら決めていく。	子ども教育施設課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
目標Ⅲ　子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する											
取組の方向性（1）幼児期から学童期の教育・保育施設の整備											
主な取組①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援（計画冊子：P.106）											
重点事業	教育・保育施設確保	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。	希望した施設に子どもを通わせることができている保護者の割合 【出典】保護者満足度調査	91.3% （令和3年度）	97.00%	90.0% （令和6年度）	年度途中での定員変更を行うことにより柔軟な定員管理を実施した。	(1) (2) (3)		今後の保育需要等を踏まえた上で、適切に定員管理を行うことにより、待機児童ゼロを維持していく。	保育園・幼稚園課
事業	区立教育・保育施設の建替	区立保育園・幼稚園が担うべき役割を踏まえ、教育・保育需要の推移、民間施設の定員充足状況、施設の耐用年数等を勘案した、区立施設の適正配置と建替計画を策定します。				○	-	(1) (2) (3)		医療的ケア児受入れ拡充に向けた検討を進める。	保育園・幼稚園課
	私立保育園・私立幼稚園の認定こども園化の支援	多様化する教育・保育のニーズに応えるため、希望する保育園、幼稚園の認定こども園化を支援します。				○	-	(1) (2) (3)		今後の教育・保育需要等を踏まえ、認定こども園化を検討する幼稚園・保育園の相談に丁寧に対応する。	保育園・幼稚園課
	認可外保育施設の認可化支援	認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対し、認可化移行に必要な改修費等の支援、保育内容や施設運営等についての助言・指導を行います。				○	-	(1) (2) (3)		今後の保育需要等を踏まえた上で、認可外保育施設からの認可化移行の要望に対して、移行後の保育所運営の継続性等も考慮しながら引き続き対応していく。	保育園・幼稚園課
	保育園等の指導検査の充実	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行います。				○	-	(1) (2) (3)		実地検査を2年に一度は必ず行えるようにするとともに、実地検査に行けない保育園の書類審査を徹底する	保育園・幼稚園課
	保育の質の維持・向上	小規模保育事業所及び認証保育所に定員未充足による減収に対する加算を行い、施設経営の安定と保育定数の維持を図り、保育定員を確保します。				◎	小規模保育事業所及び認証保育所に定員未充足による減収に対する給付費の加算を行った。	(1) (2) (3)		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	保育所等の空き定員対策	少子化の進行や保育需要の地域偏在等に伴って生じる保育所等の空き定員の有効活用と、空き定員が生じないための柔軟な定員管理について検討します。				◎	保育所等の空き定員を活用し、0歳～2歳児クラス相当の未就園児を対象としたこども誰でも通園制度の試行的事業を区内2園で実施した。	(1) (2) (3)		国が新たな通園給付として予定している乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施に向けて、利用定員の調整、空き定員・空きスペースの活用等、様々な方策を引き続き検討していく。	保育園・幼稚園課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	保育ソーシャルワーク事業（再掲）	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援します。				◎	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援した。	(1) (2) (3)		保育園の職員が子どもや保護者への対応に苦慮しているときには、迅速な対応が出来る体制を整えていく。保育所等訪問支援の対象以外の園児に対しても支援を行えるようにしていく。	保育園・幼稚園課
	園庭のない保育園への支援	園庭のない保育園が児童館や児童館隣接遊園を利用できるようにしているほか、保育園の希望に応じて、小学校校庭を利用するための手続きを仲介し、スムーズな利用につなげていきます。				○	-	(1) (2) (3)		保育園の要望に応じて児童館や児童館隣接遊園等を利用できるようにしている。今後、乳幼児強化型児童館として委託事業者による運営となっていく児童館においても、引き続き保育園と連携を行っていく必要がある。	保育園・幼稚園課 育成活動推進課
	区立保育園のICT化推進	保育園業務支援システムを導入し、欠席連絡の電子化等、保護者の利便性の向上を図ります。				○	-	(1) (2) (3)		区立保育園の無線LAN整備について検討を行っていく。	保育園・幼稚園課
	教育・保育業務システムの標準化	全国自治体間の標準化システムを構築することで、帳票の統一化やオンライン申請拡充等の区民の利便性の向上を図ります。				○	-	(1) (2) (3)		自治体システム標準化・共通化において、現時点の進捗状況を確認し、それぞれのフェーズにおける手順を着実に進め、遅延なく進められるよう努めていく。	保育園・幼稚園課
	私立幼稚園等の支援	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園等への補助を実施します。				◎	教育環境整備補助金の対象経費に教職員の健康診断に係る経費を追加した。また特別支援教育補助金などの毎年の補助金に加え、物価高騰対策など喫緊の課題に対する補助も実施した。	(1) (2) (3)		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
主な取組②学童クラブの整備（計画冊子：P.108）											
事業	学童クラブ整備・運営（再掲）	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。				◎	・学童クラブの需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を実施した。 ・日常的に医療的ケアを必要とする児童が学童クラブを利用できるように看護師を配置し、必要な医療的ケアを行った。	(1)	子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。	今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	育成活動推進課
								(2)	学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。		
								(3)	看護師を配置することで医療的ケア児も学童クラブで過ごすことができており、医療的ケア児からは「学童は楽しい」「テンションが上がる」という声を聴くことができた。		
	学童クラブ待機児童対策	待機児童が生じている区域に民間学童クラブを誘致します。また、キッズ・プラザや児童館等、多様な放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行して保護者の理解を進め、待機児童の減少を図ります。				◎	・谷戸・塔山小学校区の待機児童対策として令和6年4月からウィルキッズフィールド中野宮園クラブを開設した。 ・放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行した。	(1) (2) (3)		今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	育成活動推進課
	学童クラブICT環境整備（再掲）	子どもの学習環境を充実するため、学童クラブ室にインターネット環境を整備します。				○	-	(1)	子どもたちが学童クラブでも学習できる環境整備を進めている。	今後、整備される小学校新校舎のキッズプラザにおいても、インターネット環境を整備していく。	育成活動推進課
								(2)	学童クラブ室においてタブレットが利用できることを子どもたちに周知している。		
								(3)	子どもたちが学童クラブでも学習できる環境整備を進めている。		
	学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。				○	-	(1) (2) (3)		カードタッチ式の入退室管理システムを利用しているため、児童のタッチ忘れを防止するために職員の声掛けが必要な状況である。今後、システムを改修する際には児童、職員の負担軽減のため、カードタッチが不要なシステムの導入を検討する。	育成活動推進課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
取組の方向性（2）質の高い教育・保育サービスの提供											
主な取組①就学前の教育・保育の質の向上（計画冊子：P.110）											
重点事業	保育の質ガイドラインの運用推進	就学前教育・保育施設において、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に提供するため、令和元年度に策定しました。令和4年度の改訂では保育実践を掲載し、より活用しやすいものにしていきます。また、ガイドライン研修を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。	保育の質ガイドラインを活用している保育施設職員の割合 【出典】保育の質ガイドライン職員アンケート	86.2% （令和3年度）	90.00%	84.6%	保育園への保育の質ガイドラインの配布及び区立園保護者に対する周知を行った。また、ガイドライン研修を行い、保育の質の向上を図った。	(1) (2) (3)		中野区内の保育施設の保育の質が担保されるように、全園での保育の質ガイドラインの活用を推進する。各園の巡回時に活用方法を聞き取るとともに、保護者への周知を依頼する。	保育園・幼稚園課
事業	保育園の巡回支援と研修の充実	保育園・幼稚園課の職員による園訪問で保育施設の現状に応じ必要な助言指導を行います。また、保育施設職員を対象とするガイドライン研修を実施します。				◎	区内全施設の巡回を行い、必要に応じて助言を行った。また、ガイドライン研修を行い、保育の質の向上を図った。	(1) (2) (3)		保育園巡回の際には、保育の質の向上に向けての取り組みと共に、不適切保育防止の観点から助言を行っていく。 保育の質ガイドラインの項目に即したテーマでの研修を計画実施していく。	保育園・幼稚園課
	保育園等の指導検査の充実（再掲）	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行います。				○	-	(1) (2) (3)		実地検査を2年に一度は必ず行えるようにするとともに、実地検査に行けない保育園の書類審査を徹底する	保育園・幼稚園課
	保幼小中連携教育	就学前教育・保育施設、小・中学校の教員が互いの教育・保育のよさを理解し、幼児期から中学校までの15年間の学びの連続性を踏まえた教育の充実を図ります。				○	-	(1) (2) (3)		子どもたちが就学することに期待を持てるように、保育園・幼稚園と小学校の連携の機会を増やし、お互いに情報を共有して行く必要がある。	指導室 保育園・幼稚園課
	就学前教育推進	就学前教育プログラムを活用し、就学前教育・保育施設と小学校との教育連携を推進します。				○	-	(1) (2) (3)		-	指導室
	入園・在園関係手続きの簡素化	保育所入園申込み及び在園関係手続きについて、電子申請で可能となる項目を増やす等、保護者の負担軽減を図ります。				○	-	(1) (2) (3)		今後も保育所入園申込み及び在園関係手続きについて、電子申請で可能となる項目を増やす等、保護者の負担軽減を図っていきます。	保育園・幼稚園課
	保護者向け保育関連情報の発信	保護者へ紙面で提供している保育所の施設案内、保育サービス、入園手続き等の各種情報をより分かりやすく親しみやすい内容となるよう改善します。				○	-	(1) (2) (3)		今後も保護者へ紙面で提供している保育所の施設案内及び区のホームページにおいて、保育サービス、入園手続き等の各種情報をより分かりやすく親しみやすい内容となるよう改善していきます。	保育園・幼稚園課
	学童クラブ整備・運営（再掲）	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。				◎	・学童クラブの需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を実施した。 ・日常的に医療的ケアを必要とする児童が学童クラブを利用できるように看護師を配置し、必要な医療的ケアを行った。	(1) (2) (3)	子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。 学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。 看護師を配置することで医療的ケア児も学童クラブで過ごすことができており、医療的ケア児からは「学童は楽しい」「テンションが上がる」という声を聴くことができた。	今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	育成活動推進課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム（再掲）	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。				○	-	(1) (2) (3)		カードタッチ式の入退室管理システムを利用しているため、児童のタッチ忘れを防止するために職員の声掛けが必要な状況である。今後、システムを改修する際には児童、職員の負担軽減のため、カードタッチが不要なシステムの導入を検討する。	育成活動推進課
	施設運営における子どもの参加の推進（再掲）	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。				○	-	(1) (2) (3)	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。 各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。 子どもからは、「欲しいおもちゃや遊び方などを自分たちで決められて嬉しい」などの声があがっている。また、子どもが自分たちで決めたルールの中で過ごすことで、主体性が感じられるようになった。	子ども会議の実施方法や普段子どもと接する中での子どもの声の聴き方等について、研修などを通じて職員が正しい知識を身に付け、実践できるようにする必要がある。	育成活動推進課 子ども・教育政策課
主な取組②多様な教育・保育サービスの充実（計画冊子：P.112）											
重点事業	医療的ケア児保育の拡充	令和2年度より区立沼袋保育園、白鷺保育園、令和3年度より区立本町保育園で医療的ケア児（喀痰吸引・経管栄養・定時導尿）の受け入れを開始しました。今後は受け入れの拡充についての検討を進めていきます。	医療的ケア児受け入れ人数の拡充	区立保育園にて3名受け入れの体制整備 （令和4年度）	区立・私立保育園にて6名受け入れの体制整備	区立保育園にて3名の受け入れ	医療的ケア児受け入れの研修の実施	(1) (2) (3)		区立保育園において医療的ケア児の受け入れ人数は各園で原則1名とし、私立保育園の受け入れについても検討していく。	保育園・幼稚園課
	幼稚園における一時預かり	幼稚園等に在園する園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間に一時預かりを実施します。				○	-	(1) (2) (3)		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	延長保育	通常の利用時間以外に、保育認定を受けた子どもを対象に、保育施設において保育を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		【区立施設】 継続して実施する。 【私立施設】 継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	休日保育	休日に保護者全員が就労等の事由により家庭保育ができないときに、認可保育所で一時的に保育を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		多様な保育ニーズへの対応の限界	保育園・幼稚園課
	病児・病後児保育（再掲）	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。				○	-	(1) (2) (3)		現在、病児保育は区内1か所、病後児保育は区内2か所で実施しているが、実施施設の立地や利用定員が限られることなどから、令和7年度に新たに病児保育1施設を開設する。現在、病児保育は区内1か所、病後児保育は区内2か所で実施しているが、実施施設の立地や利用定員が限られることなどから、令和7年度に新たに病児保育1施設を開設する。	子育て支援課
	ファミリー・サポート事業（再掲）	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		利用者が必要な時に利用できるためには十分な協力会員数の確保が必要である。このため、協力会員が増える、今会員である人が無理なく続けられるという視点での事業見直しを検討する。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	一時預かり（再掲）	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。				◎	近隣で実施していた、児童館での一時預かり事業の休止に伴い、地域ニーズを充足するため、新規施設1施設を開設した。	(1) (2) (3)		ニーズを把握したうえで今後の拡充の必要性を検討する。	子育て支援課
	ベビーシッター利用支援（一時預かり）（再掲）	日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。				◎	R5年度に実施した、「子どもの預かり関連サービスに係るアンケート結果」を踏まえ、10月より対象となる児童を保育園等に在園する児童にも拡充した。	(1) (2) (3)		都ベビーシッター利用支援事業においては、R7年度より、障害者児童の対象年齢の引き上げを行うなどの制度拡充を行っている。都の制度拡充を踏まえつつ、区としても区民のニーズを踏まえながら、令和8年度に向けて検討する必要がある。	子育て支援課
	児童館における一時預かり（再掲）	保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童館において時間単位で子どもを預かります。				○	-	(1) (2) (3)		児童館における一時預かり事業は、令和6年9月末で休止している。	育成活動推進課
	子どもショートステイ（再掲）	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。				○	-	(1) (2) (3)	ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもショートステイの利用の可否について決定を行った。 区報とホームページ上で周知を行っている。 「施設でゲームをしたり、ゆっくり自分の時間を過ごすことが出来てよかった。」「また利用したい。」と、その後も定期的にショートステイを利用している事例あり。子どもの安全な生活の確保につながっている。	子どもの考えを聴いた上で、子どもショートステイの利用をしてもらうこと、利用した際の子ども自身の感想、意見聴取等の方法を検討していく必要がある。	子ども・若者相談課
	トワイライトステイ（再掲）	保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する方がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。				○	-	(1) (2) (3)		-	子ども・若者相談課
	障害児の標準時間保育の推進	障害児保育の充実を図るため、障害児を標準保育時間（11時間保育）として受け入れた認可保育所に対する支援について検討します。				◎	障害児の標準保育時間（11時間保育）の受け入れを行う認可保育所に対し給付費の加算を行った。	(1) (2) (3)		障害児を含めた11時間保育を前提として、常勤保育士の加配があった場合には継続して加算を行っていく。	保育園・幼稚園課
	認可外保育施設保護者の支援	認証保育所等の利用者負担軽減のため、子育てのための施設等利用給付に加えて、認証保育所及び認可外保育施設（待機児童の保護者に限る）を利用する保護者に対して補助を実施します。				◎	令和6年10月より、補助対象施設を認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に変更した。補助対象施設に、企業主導型保育所や院内保育所を追加した。	(1) (2) (3)		令和7年9月より、第一子無償化に伴い、第一子の補助額を増額する。	保育園・幼稚園課
	私立幼稚園保護者の支援	私立幼稚園等を利用する保護者に対して、子育てのための施設等利用給付に加えて、入園料と保育料を補助します。また、新制度へ移行した私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質の向上のために保護者に求める特定負担額について、一定の基準で補助を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
目標Ⅳ　あらゆる若者の社会参画を支援する											
取組の方向性（1）すべての若者のすこやかな育成支援											
主な取組①若者の活動・社会参画の機会の充実（計画冊子：P.116）											
重点事業	若者情報発信事業（X）	若者施策の認知度を高め、事業参加者や関与する区民等の増加を目的として、若者向けXアカウントを開設し、若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信を行います。	フォロワー数	－	2,000人	760人	若者施策であるハイティーン会議や若者会議、若者フリースペースだけでなく、子どもの学習スペースの周知など、他所管の子ども・若者が対象となる事業についても積極的に情報発信を行った。	（1）	ハイティーン会議・若者会議の周知広報のため、子ども・若者自身が出演するCM動画を制作し、区役所内の各デジタルサイネージで放映している。	フォロワー数が伸び悩む若者向け情報発信アカウント（X）については、より若者年代に訴求する情報発信の手法・運用について検討し、区の子ども・若者施策の認知度を高め、事業参加者や関係する区民の増加を目指していく必要がある。	育成活動推進課 子ども・若者相談課 子ども・教育政策課
								（2）	ハイティーン会議の報告会の様子をまとめたチラシを作成し、区立学校の生徒に対して、1人1台に貸与されている学習用端末へ配信した。若者情報発信アカウント（X）にて、子ども・若者向けの情報が取得できることを案内している。		
								（3）	ハイティーン会議及び若者会議参加者より、「アカウントをフォローした」と報告を受けており、若者施策に関心のある若者へ必要な情報を発信できたと考えている。また、広報動画作成時には参加者からの立候補を募り撮影しており、次年度撮影への参加希望も聞かれた。		
事業	ハイティーン会議・若者会議	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代対象のハイティーン会議や大学生・社会人対象の若者会議を開催します。				○	－	（1）	パネルディスカッションにおいて、ハイティーン会議メンバーの声を聞いたり、子ども相談室ワークショップメンバーと一緒に準備し、発表をしてもらった。	若者会議を修了した後の地域活動については参加者にとってハードルが高いため、応援制度が必要である。	子ども・教育政策課
								（2）	区立中学校をはじめ、区内高等学校、区内大学・専門大学等へチラシを配布し、より参加対象者へ情報が行き届くような工夫をした。		
								（3）	中高生・若者世代自らが企画し地域で活動した内容を区長へ提言する機会を設けることで、達成感や自己肯定感の向上に寄与している。参加者アンケートでも「自分たちの本音を大人が耳を傾けてくれていることを知れて嬉しかった」「みんなと話しながら自分たちの達成したいことに向かって活動ができたのが良かった」「普段中野区で生活している中で感じている疑問や課題、それに対する意見を率直に提案できたのがよかった」などの意見があった。 また、区長への提言後は、提言内容とその反映状況についてHPへ掲載し、参加者の成果を可視化している。		
	大学連携事業	地域との繋がり形成や地域で活躍する若者の育成を目的に、大学への教育・研究活動の実践の場の確保・提供を行うとともに、地域と大学をつなげる仕組みを作り、連携を図ります。				○	－	（1）		区主催の子どもの権利フォーラムなかの2024において、子ども向けワークショップを実施した。引続き、催しの趣旨にそったワークショップ実施に努めたい。また、デートDVや消費生活トラブル防止の講座を実施し、子どもを取り巻く有害環境への対策を進めた。今後も講座を通じて、有害環境への対策を強化し、更なる子どもの権利侵害の防止に努めたい。	育成活動推進課 企画課
								（2）			
								（3）			
	中高生年代向け施設の整備（再掲）	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。				◎	若宮児童館を中高生機能強化型児童館として整備していくにあたり、中高生等から意見を聴取し、その内容を踏まえて「若宮児童館整備基本構想」を策定した。	（1）	若宮児童館に整備する諸室・機能等については、中高生等から意見を踏まえ検討を行った。	今後の設計や運営にあたり、中高生の参画を促していくが、その時期や手法について検討する必要がある。	育成活動推進課
								（2）	若宮児童館の近隣の小中学校、高校の児童・生徒に向けてアンケート調査を行ったほか、「中野区若者情報発信アカウント」（X）においてもアンケート実施の周知を図った。		
								（3）	中高生年代へのアンケートでは「音楽スタジオのような防音で楽器演奏できる部屋がほしい」、「運動・スポーツできる空間がほしい」、「勉強できるスペースがほしい」、「自由に飲食できると良い」といった意見を得ることができ、中高生年代のニーズを踏まえた基本構想の策定につなげることができた。		
	中高生交流事業	児童館において、中高生年代の活動を支援し、地域での交流を進めます。				○	－	（1）	中高生年代向けの物品の購入やイベントの実施の際は、中高生年代の意見を取り入れている。	中高生年代の児童館の利用者数が他の年代に比べて少ないため、児童館が中高生年代にとって魅力的な居場所となるよう運営内容等を工夫していく必要がある。	育成活動推進課
								（2）	児童館のおたよりやチラシなどにより、中高生年代にもわかりやすい情報発信を行っている。		
								（3）	利用者アンケートでは、中学生以上の子どもの多くが「児童館で遊ぶのが好き」「児童館を安心して利用できる」と回答している。また、中高生年代の子どもが様々な児童館のイベントのボランティアとして参加しており、地域での活動や交流の場となっていることがうかがえる。		
	若者フリースペースの運営	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。				○	－	（1）	若者の意見を中心に事業内容を決定し実施している。また、利用者アンケートを実施し、事業の運営の見直し等に役立てている。	潜在的なニーズの把握と周知方法について検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	区報、ホームページでの広報やアクセスしやすいワードでのSNSでの発信を定期的に行った。		
								（3）	利用者の多くから「安心して安全に過ごせる」場所であるという意見をいただいている。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	二十歳（はたち）のつどい	対象年齢者（20歳）のうち、有志による実行委員会形式により企画・運営した式典を、成人の日の趣旨に基づき、大人になったことを自覚し、促すことを目的として実施します。				○	-	（1） （2） （3）		人生において節目となる行事として参加者の心に残るプログラムとなるよう、実行委員とともに創意工夫していく必要がある。	育成活動推進課
	18歳成人の普及啓発（消費者トラブル）（再掲）	学校等と連携を図りながら、消費者被害防止を目的とした出前講座を実施します。				○	-	（1） （2） （3）	依頼先の要望を聞き取り、年齢に応じた内容での出前講座を行った。 出前講座の申込依頼を電話やLogoフォームなど、さまざまな方法で行えるようにした。 大学へ消費者トラブル啓発講座を実施「SNSやインターネットは身近にあるが同時に犯罪にあう機会もふえることがわかった」「闇バイトや勧誘など気を付ける」という声があり消費者トラブルの理解が深まるきっかけとなった。	子どもに対し、より効果的な普及啓発を進めるため、アンケート結果を活用し、子どもの意見、考えを取り入れた取組を進めていくことやSNS等こどもの視覚に入るような普及啓発を進めていく。	区民サービス課
主な取組②若者の居場所の充実（計画冊子：P.118）											
重点事業	若者フリースペースの運営（再掲）	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。	若者フリースペース利用者数（延べ）	29人 （令和3年度※） ※令和3年11月29日から	1,440人	1,320人	毎月、様々なプログラムの企画・実施、ボランティアの参加等の活動を行った。また、子ども・若者支援センターへの交通利便性が低い地域へ「出張居場所」プログラムを実施した。	（1） （2） （3）	若者の意見を中心に事業内容を決定し実施している。また、利用者アンケートを実施し、事業の運営の見直し等に役立てている。 区報、ホームページでの広報やアクセスしやすいワードでのSNSでの発信を定期的に行った。 利用者の多くから「安心して安全に過ごせる」場所であるという意見をいただいている。	潜在的なニーズの把握と周知方法について検討する必要がある。	子ども・若者相談課
事業	児童館の運営（再掲）	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。				○	-	（1） （2） （3）	児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、購入する玩具や遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。 各施設において、子どもにもわかりやすいおたよりや掲示などを作成し、イベントや行事の内容を周知している。 利用者アンケートでは、多くの子どもが「児童館で過ごすのは好き」「児童館は楽しい遊びやイベントがある」と回答しており、子どもの声や思いを尊重した運営ができていることがうかがえる。	令和7年度より、9館が基幹型児童館、2館が乳幼児機能強化型児童館として運営を開始した。それぞれの機能を強化する中で、より子どもの声を運営に反映できるよう工夫していく必要がある。	育成活動推進課
	中高生年代向け施設の整備（再掲）	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。				◎	若宮児童館を中高生機能強化型児童館として整備していくにあたり、中高生等から意見を聴取し、その内容を踏まえて「若宮児童館整備基本構想」を策定した。	（1） （2） （3）	若宮児童館に整備する諸室・機能等については、中高生等から意見を踏まえ検討を行った。 若宮児童館の近隣の小中学校、高校の児童・生徒に向けてアンケート調査を行ったほか、「中野区若者情報発信アカウント」（X）においてもアンケート実施の周知を図った。 中高生年代へのアンケートでは「音楽スタジオのような防音で楽器演奏できる部屋がほしい」、「運動・スポーツできる空間がほしい」、「勉強できるスペースがほしい」、「自由に飲食できると良い」といった意見を得ることができ、中高生年代のニーズを踏まえた基本構想の策定につなげることができた。	今後の設計や運営にあたり、中高生の参画を促していくが、その時期や手法について検討する必要がある。	育成活動推進課
	区有施設の中高生年代の利用検討	既存の区有施設における、中高生年代の利用に向けた機能や利用方法の検討を行います。				○	-	（1） （2） （3）	ハイティーン会議で取り組むテーマの1つとして中高生の居場所を取り上げ、当該事業の参加者が考えた中高生の居場所事業を実施した。 二次元コード、LoGoフォームを使用したアンケートの実施やハイティーン会議に参加した中高生自らが作成したInstagramのアカウントを活用して事業周知を図った。 「中高生の居場所事業」においては、中高生自身のアイデアを運営に取り入れ、好きなことをして過ごせる場づくりを行うことで、参加者の満足度が高い事業となっている。2023年ハイティーン会議での意見表明を受け、2024年中野ハイティーン会議事業の中で試行的に中高生の居場所事業を区有施設にて実施した。意見表明をした中高生からは「自分たちの提案が実際に反映されてうれしい」などの意見があり、中高生の活動意欲が高まった。	オンラインによる施設予約システムの本稼働により、施設に足を運ばなくても予約や支払いができるようになり、子育て支援団体を含む地域団体の利便性が一層向上する。 システムについて、理解を深めていただくため、説明会等で適切かつ効果的な周知を図る必要がある。 また、区民活動センターの「中高生の居場所」機能の具体化に向け、昭和区民活動センター運営委員会におけるPTAを主体に、関係所管と連携し、学校やPTA、ティーンズ会議等を通じて中高生の意見を聴取していく。	育成活動推進課
	子ども食堂への支援（再掲）	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。				○	-	（1） （2） （3）	- 各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。 視察した子ども食堂では、親子で会話を楽しみながら、ゆったりと過ごす様子を伺うことができた。また、中学生の子どもが友人と利用する姿も見られ、気軽に利用できる場所になっていることが感じられました。	令和7年度は食堂数が大幅に増える見込みであり、団体に対し必要な支援が行えるよう、予算規模の拡大に取り組む。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
取組の方向性（2）若者の課題解決に向けた支援											
主な取組①若者に関する相談支援体制の整備（計画冊子：P.120）											
重点事業	子ども・若者支援センター若者相談事業（再掲）	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。	若者相談対応により課題の解決に至った件数（実人員）	58人 （令和3年度※） ※令和3年11月29日から	137人	88人	若者や家族等から学校、仕事、親族、対人関係、将来の不安、心身の不調等に関する相談・支援を行った。	（1）	若者からの相談では、子ども・若者自身がどうしたいのか、どうなりたいのか等を傾聴し、個々の状況を踏まえて寄り添いながら助言・支援を行った。	潜在的ニーズの把握と周知方法について検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	中学3年生を対象にチラシを配布した。		
								（3）	「話を聞いてもらえてよかった。」「気持ちが落ち着いた。」「話を聞いてくれる人がいるのは安心感につながる。」などの意見をいただき、継続的な相談を行っている。また、高校入学まで伴走したケースは「毎日楽しい、休みたくない」と遅刻せずに通学できている。		
	ひきこもり支援事業	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。				◎	○広域連携を推進するため、特別区第4ブロックのひきこもり支援担当者を集めて連絡会を開催した。 ○家族向けの勉強会を開催し、家族の理解促進を図った。 ○ひきこもり支援広報啓発まんがの冊子を関係機関に配布し周知した。	（1）	相談窓口の周知用チラシについて、当事者の意見を反映し制作した。	近隣区等との連携を深め、当事者家族が相談しやすい環境を整備することで、不登校やひきこもりに悩む子どもに対する支援を充実できるよう検討していく。	地域包括ケア推進課
								（2）	Webまんが冊子にして、区立小中学校や図書館等に配布することで、子どもたちの手に取りやすくなるよう工夫した。		
								（3）	ひきこもり状態にある子どもと接している中野区社会福祉協議会と協力し制作したWebまんがを冊子で配布し、ひきこもり支援に対する理解を促進した。		
	若者フリースペースの運営（再掲）	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。				○	-	（1）	若者の意見を中心に事業内容を決定し実施している。また、利用者アンケートを実施し、事業の運営の見直し等に役立てている。	潜在的なニーズの把握と周知方法について検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								（2）	区報、ホームページでの広報やアクセスしやすいワードでのSNSでの発信を定期的に行った。		
								（3）	利用者の多くから「安心して安全に過ごせる」場所であるという意見をいただいている。		
	子ども・若者支援地域協議会	関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関が必要な情報を共有し、進行管理などを行います。				○	-	（1）		-	子ども・若者相談課
								（2）			
								（3）			
	若者情報発信事業（X）（再掲）	若者施策の認知度を高め、事業参加者や関与する区民等の増加を目的として、若者向けXアカウントを開設し、若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信を行います。				○	-	（1）	ハイティーン会議・若者会議の周知広報のため、子ども・若者自身が出演するCM動画を制作し、区役所内の各デジタルサイネージで放映している。	フォロワー数が伸び悩む若者向け情報発信アカウント（X）については、より若者年代に訴求する情報発信の手法・運用について検討し、区の子ども・若者施策の認知度を高め、事業参加者や関係する区民の増加を目指していく必要がある。	育成活動推進課 子ども・若者相談課
								（2）	ハイティーン会議の報告会の様子をまとめたチラシを作成し、区立学校の生徒に対して、1人1台に貸与されている学習用端末へ配信した。若者情報発信アカウント（X）にて、子ども・若者向けの情報が取得できることを案内している。		
								（3）	ハイティーン会議及び若者会議参加者より、「アカウントをフォローした」と報告を受けており、若者施策に関心のある若者へ必要な情報を発信できたと考えている。また、広報動画作成時には参加者からの立候補を募り撮影しており、次年度撮影への参加希望も聞かれた。		
	子どもの権利救済機関（子ども相談室）の運営（再掲）	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など子どもが相談しやすい相談手法を検討します。				○	-	（1）	子どもが子ども相談室を知り、子どもからの相談ができている。	子どもからアクセスしやすいツールとそれに対して直接的に子ども相談室が応じることができる仕組みを検討する必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	区内全児童・生徒に対し、子ども相談室の周知カードの配布を行った。		
								（3）	切手不要のお手紙から相談につながり、「お友達と仲直りできた」と、子ども自身の力や身近支援者を活かして子どもが主体となって解決していくことができた事例等があった。		
	児童相談所の運営（再掲）	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。				○	-	（1）	相談支援において常に職員が子どもの声を聴き援助方針等に反映している。一時保護児童の意見表明、意見聴取については、意見箱の設置や第三者機関による意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）を継続している。また、子どもにとって過ごしやすい一時保護所を職員と考える「いちほ会議」などを実施した。	・児童相談所運営の安定運営と機能強化 ・子どもの意見聴取、意見表明等支援の推進 ・一時保護の司法審査に係る適切な対応	児童福祉課
								（2）	児童相談所の役割や相談支援の見通し、一時保護所の生活等について、絵や映像等を通じて子どもにわかりやすく伝えている。		
								（3）	児童相談所の援助方針を決める際には、子どもの意見を確認することとしている。会議への子どもの直接参加は試行的段階であるが、子どもの意見聴取を通じ、子どもの気持ちを大切にした支援により、児童の最善の利益の実現に努めている。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	教育相談（再掲）	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。				○	-	(1)	「こども110番」を設置し、いじめや学校でいやなことや困っていること等があり、悩んでいる子どものための電話相談や、区独自のSNS相談窓口の設置など多様な相談体制を整えた。また、土曜日も相談できる体制を整えた。	これまでよりも相談しやすい体制を整えるために、教育支援室での相談を希望する場合、オンラインでも相談申込を行えるよう改善する。	指導室
								(2)	年間複数回、相談窓口の一覧を学校だよりやGoogle Classroom等で児童・生徒に配布した。区のホームページでも相談窓口について周知している。		
								(3)	不安や悩みを抱えたときに、それぞれが相談方法を選択できる環境を整えたことで、教育相談室では「学校では相談しにくいので、相談室で相談できるのが心強い。」、電話相談では「聞いてもらえてよかった。」など、多数の児童・生徒の相談に対応することができた。		
	スクールカウンセラーの配置（再掲）	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。				◎	中学校区に週1日だった区のスクールカウンセラーの配置を、中学校区に月16日、週4日配置し、相談しやすい体制を整備した。	(1)	相談したいタイミングで予約がとれずスクールカウンセラーに相談ができなかったという児童・生徒の声を反映し、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置し、相談しやすい環境を整えた。	子どもたちの意見を聴きながら、相談したいときに相談できる体制を充実させていく。	指導室
								(2)	各校で学校だよりやスクールカウンセラーだよりを発行し、スクールカウンセラーの来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、区スクールカウンセラーの利用について周知した。		
								(3)	都のスクールカウンセラーに加え、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置したことで、「中学校に進学した後も続けて相談できるのは安心。」と言っている児童・保護者がいるなど、相談体制が充実し、相談件数が増加した。		
	心の教室相談員の配置（再掲）	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。				○	-	(1)	スクールカウンセラーなどがいない日でも、気軽に悩みや困っていること等を相談したいという意見に対応するため、小・中学校に週2日程度、心の教室相談員を配置し、平日はいつでも相談できる体制を整えている。	心の教室相談員は、スクールカウンセラーよりも児童・生徒に寄り添った対応ができるため、専門的な指導は必要としないが、信頼できる大人と関わりたい児童・生徒のためにも、継続して配置を行っていく。	指導室
								(2)	各校で学校だより等で、心の教室相談員の来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、心の教室相談員について周知した。		
								(3)	「話し相手になってくれるので、安心して過ごせる。」「気軽に相談できてうれしい。」と心の教室相談員に相談して気持ちが楽になったり、寄り添ってもらえることで教室で安心して過ごすことができたりしている児童・生徒がいた。		
	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。				○	-	(1)	支援に入った子どものニーズや希望に沿って、子どもを取り巻く家庭・学校・関係機関や地域といったさまざまな環境に働きかけて、より良い生活が送れるようにサポートを行った。	どこの相談機関等ともつながっていない児童・生徒へのアプローチを強化するため、学校との連携方法を工夫したり、オンライン等を活用した支援についても検討したりしていく。	指導室
								(2)	学校向けリーフレットに加えて、保護者向けリーフレットを作成し、学校を通して配布することで周知を行った。また、教育センターのホームページに掲載して、誰でもアクセスできるようにした。		
								(3)	スクールソーシャルワーカーが関わることで学校に登校できるようになった児童・生徒もいる。また、「これまでどこに相談していいかわからなかったけど、スクールソーシャルワーカーが関わってくれたことでどこを頼ればいいかわかった。」という声が聞かれるなど、多くの児童・生徒が学校、教育相談室、医療等の関係機関とつながることができた。		
	SNS相談窓口「STANDBY」（再掲）	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。				○	-	(1)	一人1台端末が配備されたり、一人ひとりが携帯電話を持っていたりする環境の中で、その機器を活用すれば相談しやすいと感じる生徒や匿名で相談したいという生徒の思いに応じた環境を整えた。	ICT機器や匿名で相談できるため、相談のしやすさはあるが、子どもの最善の利益につなげていくためにも、相談をできるだけで十分なのか、相談内容の解決にどうつなげていってほしいのか、児童・生徒の希望に応じた対応を行っていくこと課題である。	指導室
								(2)	各校でポスターやカードの配布、啓発授業を実施し、相談することの大切さについてと合わせて相談窓口を周知した。		
								(3)	「匿名で相談できるのはとてもいい。」や「自宅から一人1台端末で相談できることがいい。」、「いじめ関連だけでなく、家族や友人、生活など様々な相談ができるので、困ったときは利用したい。」という意見があるなど、様々な悩みや不安に対して支援を行うことができた。		
	消費生活相談（再掲）	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。				○	-	(1)	若者が活動する学校施設と連携し、消費生活センターの周知を図った。	子どもに対しより効果的な普及啓発を進めるため、子どもの意見、考えを取り入れた取組を検討していく必要がある。区の情報ツール（LINE）を活用し、分かりやすい情報発信の機会を増やしていくとともに、こどもの利用が多いSNSを使用した消費生活センターの周知を進めていく。	区民サービス課
								(2)	若者向け相談についてのご案内チラシや啓発ポスターを送り、周知を図った。		
								(3)	若者向け特別相談や区内学校に消費者トラブル防止ポスターを送付し、消費生活センターの周知やトラブル啓発を行う事ができた。		
	人権擁護相談（再掲）	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等人権侵害に関することについて、法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員による専門相談を実施します。				○	-	(1)	-	より子どもが利用しやすい相談窓口になるよう、広報や周知方法の見直しを検討するとともに、教育機関とも協力し、子どもが利用しやすいよう、広報・周知に力を入れていく。	企画課
								(2)	区ホームページやチラシを活用し広報を行った。チラシについては、区民活動センターや児童館など、子どもの目にも留まりやすい施設へ配架するなど工夫を施した。		
								(3)	子どもからの相談実績はないが、相談窓口を設置することにより、子どもが受ける人権侵害に対し一定の効果があったと考える。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	自殺対策事業（再掲）	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。				○	-	(1)	インターネットを活用し、自殺に関するキーワードを検索した者に対し相談を促す広告を掲載し、相談しやすい環境を整えた。	自殺に関するデータ分析や社会情勢を把握し、関係団体と連携し、子どもに対してより効果的な普及活動を行っていく。	保健予防課
								(2)	インターネットを活用した相談を行った。子どもへの相談先などを周知出来るよう、中学校の卒業生へリーフレット配布した。2次元コードを掲載し、相談先の情報を得やすいように工夫した。		
								(3)	インターネットでの自殺関連用語検索によりこどものSOSを相談につなげるシステムで、匿名、24時間対応で相談可能な事業を実施。家族や友達に言えない気持ちをいつでも表出できる。気持ちを受け止め、言語化が難しい場合でも相談をくりかえすことで気持ちの整理ができたり、適切な援助機関につながれるよう支援した。		
	性的マイノリティ対面相談（再掲）	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。				○	-	(1)	-	子どもでも参加がしやすい相談事業となるよう、効果的な普及啓発などを検討していく。	企画課
								(2)	区報や区ホームページのほか、区掲示板にチラシを掲示することで、子どもから大人まで目に届くような周知を行った。		
								(3)	相談できる場所があることで、性的マイノリティの悩みに対する一定の救済効果があったと考える。		
	就労支援プログラム事業（中野就労セミナー・中野就職サポート）	長期間働いていない、ひきこもり気味で就職したことがない等の理由により、すぐに仕事に就くことに不安のある方のため、関係機関と連携しながら就労に向けた支援を行います。				○	-	(1)		ひとり親家庭や女性の就労支援に関する相談は、子育て支援課やすこやか福祉センター等と連携するなど経済的自立に向けた支援を行っていく。	生活援護課
								(2)			
								(3)			
主な取組②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援（計画冊子：P.122）											
重点事業	ひきこもり支援事業（再掲）	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。	ひきこもりサポーター養成講座受講後のサポーター登録者数	-	30人	33人	○広域連携を推進するため、特別区第4ブロックのひきこもり支援担当者を集めて連絡会を開催した。 ○家族向けの勉強会を開催し、家族の理解促進を図った。 ○ひきこもり支援広報啓発まんがの冊子を関係機関に配布し周知した。	(1)	相談窓口の周知用チラシについて、当事者の意見を反映し制作した。	近隣区等との連携を深め、当事者家族が相談しやすい環境を整備することで、不登校やひきこもりに悩む子どもに対する支援を充実できるよう検討していく。	地域包括ケア推進課
								(2)	Webまんが冊子にして、区立小中学校や図書館等に配布することで、子どもたちの手に取りやすくなるよう工夫した。		
								(3)	ひきこもり状態にある子どもと接している中野区社会福祉協議会と協力し制作したWebまんがを冊子で配布し、ひきこもり支援に対する理解を促進した。		
	子ども・若者支援センター若者相談事業（再掲）	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。				○	-	(1)	若者からの相談では、子ども・若者自身がどうしたいのか、どうなりたいのか等を傾聴し、個々の状況を踏まえて寄り添いながら助言・支援を行った。	潜在的ニーズの把握と周知方法について検討する必要がある。	子ども・若者相談課
								(2)	中学3年生を対象にチラシを配布した。		
								(3)	「話を聞いてもらえてよかった。」「気持ちが落ち着いた。」「話を聞いてくれる人がいるのは安心感につながる。」などの意見をいただき、継続的な相談を行っている。また、高校入学まで伴走したケースは「毎日楽しい、休みたくない」と遅刻せずに通学できている。		
	若者の対応に悩む家族への支援	課題を抱える若者の対応に悩んでいる家族向けの講演会の実施や、家族同士が交流できる場の提供などにより、家族の孤立を防ぐとともに、継続的な支援を行います。				○	-	(1)		-	子ども・若者相談課
								(2)			
								(3)			
	不登校児童等の中学校卒業後の支援（再掲）	中学校で不登校等の課題があり支援されていた生徒について、中学校と連携して情報を共有し、卒業後も必要な相談支援が途切れることのないように継続的な支援を行います。				○	-	(1)	中学校の協力を得ながら、当事者生徒の思い、意見等を少しずつ把握し、卒業後の支援に活かしている。	卒業後の支援にあたって、すこやか福祉センターから対象者へアプローチできるように、在籍中から支援についての同意を得る必要がある。学校と協力し周知を徹底する中、生徒自身が相談することに対するハードルが下がるよう、生徒自らの相談も可能であることを適切に案内する。	地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）
								(2)	すこやか福祉センターで行っている相談支援に係るチラシを配布し、周知、情報発信を行っている。		
								(3)	生徒自身の悩みや困り感などについて、自ら発信できることにつながる。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	子どもの権利救済機関（子ども相談室）の運営（再掲）	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など子どもが相談しやすい相談手法を検討します。				○	-	（1）	子どもが子ども相談室を知り、子どもからの相談ができている。	子どもからアクセスしやすいツールとそれに対して直接的に子ども相談室が応じることができる仕組みを検討する必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	区内全児童・生徒に対し、子ども相談室の周知カードの配布を行った。		
								（3）	切手不要のお手紙から相談につながり、「お友達と仲直りできた」と、子ども自身の力や身近支援者を活かして子どもが主体となって解決していくことができた事例等があった。		
	子ども相談室の普及啓発（再掲）	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談室に愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うなど、普及啓発を進めます。				◎	子どもの権利の普及啓発等をテーマとした子ども向けワークショップのほか、子どもの権利の日フォーラムの開催や子ども相談室の愛称・キャラクターを活用し、子どもの権利の普及啓発を実施。	（1）	マスコットキャラクター”だんごーず”の新ポーズ作成にあたり、児童館において子どもの意見を聴き反映させた。	”だんごーず”をより広め、”だんごーず”を切り口にしたより効果的な普及啓発を進めていく。	子ども・教育政策課
								（2）	子どもが日々利用する児童館において、子どもに直接アクセスし意見を聴くことができた。		
								（3）	子ども相談室が児童館に出向き、子どもから直接意見を聴くこと中で、「だんごーず知ってる！、緑のカード見た！」といった声を聴くことができた。		
	児童相談所の運営（再掲）	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。				○	-	（1）	相談支援において常に職員が子どもの声を聴き援助方針等に反映している。一時保護児童の意見表明、意見聴取については、意見箱の設置や第三者機関による意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）を継続している。また、子どもにとって過ごしやすい一時保護所を職員と考える「いちほ会議」などを実施した。	・児童相談所運営の安定運営と機能強化 ・子どもの意見聴取、意見表明等支援の推進 ・一時保護の司法審査に係る適切な対応	児童福祉課
								（2）	児童相談所の役割や相談支援の見通し、一時保護所の生活等について、絵や映像等を通じて子どもにわかりやすく伝えている。		
								（3）	児童相談所の援助方針を決める際には、子どもの意見を確認することとしている。会議への子どもの直接参加は試行的段階であるが、子どもの意見聴取を通じ、子どもの気持ちを大切にした支援により、児童の最善の利益の実現に努めている。		
	教育相談（再掲）	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。				○	-	（1）	「こども110番」を設置し、いじめや学校でいやなことや困っていること等があり、悩んでいる子どものための電話相談や、区独自のSNS相談窓口の設置など多様な相談体制を整えた。また、土曜日も相談できる体制を整えた。	これまでよりも相談しやすい体制を整えるために、教育支援室での相談を希望する場合、オンラインでも相談申込を行えるよう改善する。	指導室
								（2）	年間複数回、相談窓口の一覧を学校だよりやGoogle　Classroom等で児童・生徒に配布した。区のホームページでも相談窓口について周知している。		
								（3）	不安や悩みを抱えたときに、それぞれが相談方法を選択できる環境を整えたことで、教育相談室では「学校では相談しにくいので、相談室で相談できるのが心強い。」、電話相談では「聞いてもらえてよかった。」など、多数の児童・生徒の相談に対応することができた。		
	スクールカウンセラーの配置（再掲）	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。				◎	中学校区に週1日だった区のスクールカウンセラーの配置を、中学校区に月16日、週4日配置し、相談しやすい体制を整備した。	（1）	相談したいタイミングで予約がとれずスクールカウンセラーに相談ができなかったという児童・生徒の声を反映し、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置し、相談しやすい環境を整えた。	子どもたちの意見を聴きながら、相談したいときに相談できる体制を充実させていく。	指導室
								（2）	各校で学校だよりやスクールカウンセラーだよりを発行し、スクールカウンセラーの来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、区スクールカウンセラーの利用について周知した。		
								（3）	都のスクールカウンセラーに加え、区のスクールカウンセラーを各中学校区に1名配置したことで、「中学校に進学した後も続けて相談できるのは安心。」と言っている児童・保護者がいるなど、相談体制が充実し、相談件数が増加した。		
	心の教室相談員の配置（再掲）	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。				○	-	（1）	スクールカウンセラーなどがいない日でも、気軽に悩みや困っていること等を相談したいという意見に対応するため、小・中学校に週2日程度、心の教室相談員を配置し、平日はいつでも相談できる体制を整えている。	心の教室相談員は、スクールカウンセラーよりも児童・生徒に寄り添った対応ができるため、専門的な指導は必要としないが、信頼できる大人と関わりたい児童・生徒のためにも、継続して配置を行っていく。	指導室
								（2）	各校で学校だより等で、心の教室相談員の来校日や相談方法を周知した。また、区のホームページや教育委員会主催の不登校の児童・生徒の保護者会等で、心の教室相談員について周知した。		
								（3）	「話し相手になってくれるので、安心して過ごせる。」「気軽に相談できてうれしい。」と心の教室相談員に相談して気持ちが楽になったり、寄り添ってもらえることで教室で安心して過ごすことができたりしている児童・生徒がいた。		
	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。				○	-	（1）	支援に入った子どものニーズや希望に沿って、子どもを取り巻く家庭・学校・関係機関や地域といったさまざまな環境に働きかけて、より良い生活が送れるようにサポートを行った。	どこの相談機関等ともつながっていない児童・生徒へのアプローチを強化するため、学校との連携方法を工夫したり、オンライン等を活用した支援についても検討したりしていく。	指導室
								（2）	学校向けリーフレットに加えて、保護者向けリーフレットを作成し、学校を通して配布することで周知を行った。また、教育センターのホームページに掲載して、誰でもアクセスできるようにした。		
								（3）	スクールソーシャルワーカーが関わることで学校に登校できるようになった児童・生徒もいる。また、「これまでどこに相談していいかわからなかったけど、スクールソーシャルワーカーが関わってくれたことでどこを頼ればいいかわかった。」という声が聞かれるなど、多くの児童・生徒が学校、教育相談室、医療等の関係機関とつながることができた。		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	SNS相談窓口「STANDBY」（再掲）	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。				○	-	（1）	一人1台端末が配備されたり、一人ひとりが携帯電話を持っていたりする環境の中で、その機器を活用すれば相談しやすいと感じる生徒や匿名で相談したいという生徒の思いに応じた環境を整えた。	ICT機器や匿名で相談できるため、相談のしやすさはあるが、子どもの最善の利益につなげていくためにも、相談をできるだけで十分なのか、相談内容の解決にどうつなげていってほしいのか、児童・生徒の希望に応じた対応を行っていくこと課題である。	指導室
								（2）	各校でポスターやカードの配布、啓発授業を実施し、相談することの大切さについてと合わせて相談窓口を周知した。		
								（3）	「匿名で相談できるのはとてもいい。」や「自宅から一人1台端末で相談できることがいい。」、「いじめ関連だけでなく、家族や友人、生活など様々な相談ができるので、困ったときは利用したい。」という意見があるなど、様々な悩みや不安に対して支援を行うことができた。		
	人権擁護相談（再掲）	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等人権侵害に関することについて、法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員による専門相談を実施します。				○	-	（1）	-	より子どもが利用しやすい相談窓口になるよう、広報や周知方法の見直しを検討するとともに、教育機関とも協力し、子どもが利用しやすいよう、広報・周知に力を入れていく。	企画課
								（2）	区ホームページやチラシを活用し広報を行った。チラシについては、区民活動センターや児童館など、子どもの目にも留まりやすい施設へ配架するなど工夫を施した。		
								（3）	子どもからの相談実績はないが、相談窓口を設置することにより、子どもが受ける人権侵害に対し一定の効果があったと考える。		
	自殺対策事業（再掲）	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。				○	-	（1）	インターネットを活用し、自殺に関するキーワードを検索した者に対し相談を促す広告を掲載し、相談しやすい環境を整えた。	自殺に関するデータ分析や社会情勢を把握し、関係団体と連携し、子どもに対してより効果的な普及活動を行っていく。	保健予防課
								（2）	インターネットを活用した相談を行った。子どもへの相談先などを周知出来るよう、中学校の卒業生へリーフレット配布した。2次元コードを掲載し、相談先の情報を得やすいように工夫した。		
								（3）	インターネットでの自殺関連用語検索によりこどものSOSを相談につなげるシステムで、匿名、24時間対応で相談可能な事業を実施。家族や友達に言えない気持ちをいつでも表出できる。気持ちを受け止め、言語化が難しい場合でも相談をくりかえすことで気持ちの整理ができたり、適切な援助機関につながれるよう支援した。		
	性的マイノリティ対面相談（再掲）	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。				○	-	（1）	-	子どもでも参加がしやすい相談事業となるよう、効果的な普及啓発などを検討していく。	企画課
								（2）	区報や区ホームページのほか、区掲示板にチラシを掲示することで、子どもから大人まで目に届くような周知を行った。		
								（3）	相談できる場所があることで、性的マイノリティの悩みに対する一定の救済効果があったと考える。		
	就労支援プログラム事業（中野就労セミナー・中野就職サポート）（再掲）	長期間働いていない、ひきこもり気味で就職したことがない等の理由により、すぐに仕事に就くことに不安のある方のため、関係機関と連携しながら就労に向けた支援を行います。				○	-	（1）		ひとり親家庭や女性の就労支援に関する相談は、子育て支援課やすこやか福祉センター等と連携するなど経済的自立に向けた支援を行っていく。	生活援護課
								（2）			
								（3）			
	子ども食堂への支援（再掲）	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。				○	-	（1）	-	令和7年度は食堂数が大幅に増える見込みであり、団体に対し必要な支援が行えるよう、予算規模の拡大に取り組む。	子育て支援課
								（2）	各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。		
								（3）	視察した子ども食堂では、親子で会話を楽しみながら、ゆったりと過ごす様子を伺うことができた。また、中学生の子どもが友人と利用する姿も見られ、気軽に利用できる場所になっていることが感じられました。		
	子どもの生活実態調査（再掲）	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。				○	-	（1）	（調査自体は令和4年度に実施済み）	詳細分析により、生活困難度により高校卒業後の進学先に関する親の進学期待や子ども本人の進学希望などに差が生じていることや、大学等への進学予定がない子どものうち3割程度が経済的制約を理由にあげていることを把握した。経済的理由で高校卒業後の進学を諦めることがないよう、進学・修学を支援する制度について検討を進める必要がある。	子ども・教育政策課
								（2）	（調査自体は令和4年度に実施済み）		
								（3）	詳細分析の結果を踏まえて、経済的な困難を抱える家庭に対し、多額の費用がかかる高等学校等への入学準備について支援金を支給することで、進学に対する経済的な負担や不安を軽減し、子どもと子育て家庭の希望に応じた進学の支援を図るため、高校入学支援金の支給を令和6年度より新たに開始した。（子育て支援課）		

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
目標Ⅴ　子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する											
取組の方向性（1）地域における子育て支援活動の推進											
主な取組①子育て関連団体への支援（計画冊子：P.126）											
重点事業	政策助成（子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動）	区の政策目的の実現に貢献する、区民団体が主催の中野区民を対象とした公益活動（子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動）に係る経費について、助成を行います。	助成事業数	27事業 （令和3年度）	60事業	52事業	地域における子育て支援活動の促進につながる活動など、全事業の助成を行った。	(1) (2) (3)	子どもの意見を取り入れながら体験プログラムを設定している。 子どもが手に取りやすいよう、学校や児童館、区民活動センター等の区有施設へ各団体が配架している。 ミニリーダー等のプログラムの中で子どもが自ら考えることで、自立心を促すことができた。	申請件数が増加の一途をたどるなか、交付額の割り落としが発生しており、子どもの多様な体験の場や意見表明の機会の喪失につながりかねない。 また、活動団体員の高齢化に伴う新たな担い手の確保や人材育成など経費助成以外の地域団体が抱える課題についても検討していく必要がある。	育成活動推進課
事業	プレーパーク活動支援事業（再掲）	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、活動を担う人材の養成への支援及び普及啓発のための取組を行います。				○	-	(1) (2) (3)	子育て世帯へ向けた普及啓発を目的とし、普及啓発講演会の中で参加者の意見交換の時間をとるなどして、子どもの意見を聴取し、次回以降行う講演会実施内容に反映させている。 普及啓発講演会全3回実施のうち1回は中野区役所1階スペースにて実施し、子育て世帯や区役所利用者が気軽に参加ができる仕組みとした。 プレーパーク普及啓発講演会の参加者から、「あそびをあそびの目で見るということについて、いかに自分が「大人の常識」の目になっているか思い知った」などの意見をいただいており、子育て世代がプレーパークを知ることで、子どもがプレーパークに親しみやすい環境をつくることができると考えている。	子どもも含めた区民のニーズを把握し、より効果的な講演内容にしていく必要がある。また、広報周知に力をいれ、より多くの参加が実現できるようにする。	育成活動推進課
	児童館における子育て活動支援の機能強化	子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図ります。				○	-	(1) (2) (3)		基幹型児童館が地域における子育て支援の拠点となり、個人や団体を支援するとともに連携を強化していく必要がある。	育成活動推進課
	子育て支援地域づくり啓発助成金事業	青少年育成地区委員会による、地域での子育て支援活動、健全育成事業等の情報を発信することを目的とした広報紙等の発行に係る事業に対して、助成します。				○	-	(1) (2) (3)		活動団体員の高齢化に伴う新たな担い手の確保や人材育成など経費助成以外の地域団体が抱える課題についても検討していく必要がある。	育成活動推進課
	地域施設の有効活用（再掲）	区民活動センター等を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、予約方法の見直しや集会室の空き状況の可視化などにより、利便性の向上を図ります。				○	-	(1) (2) (3)	地域で活動する子育て支援団体等の要望の一部を取り入れながら、オンラインによる施設予約システムの構築に向けて、予約ルールの見直し等の検討を行っている。新しい施設予約システムは、令和7年度中に運用開始する予定である。 集会室の空き状況の可視化について、引き続き実施した。また、施設予約システム構築に向けて、子育て支援団体をはじめとする地域団体にとってより利用しやすい仕組みにできるよう検討を進めた。 改築を予定している昭和区民活動センターにおいて、「中高生の居場所」としての区民活動センターのあり方について、地域（運営委員会）主導で議論を進めた。	オンラインによる施設予約システムの本稼働により、施設に足を運ばなくても予約や支払いができるようになり、子育て支援団体を含む地域団体の利便性が一層向上する。 システムについて、理解を深めていただくため、説明会等で適切かつ効果的な周知を図る必要がある。	地域活動推進課
	子ども食堂への支援（再掲）	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。				○	-	(1) (2) (3)	- 各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。 視察した子ども食堂では、親子で会話を楽しみながら、ゆったりと過ごす様子を伺うことができた。また、中学生の子どもが友人と利用する姿も見られ、気軽に利用できる場所になっていることが感じられました。	令和7年度は食堂数が大幅に増える見込みであり、団体に対し必要な支援が行えるよう、予算規模の拡大に取り組む。	子育て支援課
	学習支援団体への支援（再掲）	子どもたちの学びを支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。				○	-	(1) (2) (3)	子どもソーシャルワーカーが学習支援団体を訪問、視察し、活動が参加している子どもたちにどのように広がっているかを確認した。 - -	訪問、視察で団体から出た意見を踏まえ、団体や活動の情報発信に取り組む。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
主な取組②地域における子育て支援ネットワークの強化（計画冊子：P.127）											
重点事業	児童館における子育て活動支援の機能強化（再掲）	子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図ります。	地域と連携して行った事業の件数（1児童館あたり）	39件 （令和3年度）	46件	55件	各児童館で、子育て支援活動を行う地域の団体や個人と協力し、工作、卓球、おまつりなど、様々な遊びやイベントを実施した。	(1) (2) (3)		基幹型児童館が地域における子育て支援の拠点となり、個人や団体を支援するとともに連携を強化していく必要がある。	育成活動推進課
事業	地区懇談会の充実	中学校区ごとに、子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や地域の連携について協議します。				○	-	(1) (2) (3)	地区懇談会に中学生を招き意見を聞くことで、地域の大人の考えと当事者の考えが共有できた。 児童館や学校に地区懇ニュースを配架することで、子どもが手に取りやすくした。 当事者である中学生が地域の大人と直接意見交換し、中学生が提案したボランティア活動を地域団体が受け入れている。1度だけでなく、継続的にボランティア活動を受け入れており、「卒業後も継続したい」との声が聞かれた。	ヤングケアラーなど顕在化しにくい子どもと家庭の課題解決について、地域や学校との連携を図りながら取り組む必要がある。	育成活動推進課
	地域の団体と児童館との共催事業	地域状況に応じて育成団体と児童館が共催で事業を実施し、交流や連携を進めます。				○	-	(1) (2) (3)	地域団体との共催事業を行うにあたっては、乳幼児親子や子どもの声を踏まえて、実施するイベント等の内容を決めている。 チラシや児童館のおたよりにより、乳幼児親子や子どもへイベントの情報をわかりやすく発信している。 児童館が育成団体等と共催で実施するイベント等には、多くの子どもや保護者が参加しており、地域において子どもたちが楽しめる場の提供ができていることがうかがえる。	今後児童館の委託化が進む中で、これまでと同様に地域の団体と連携して事業を実施していく必要がある。また、基幹型児童館においては地域の子育て支援の拠点として、役割を強化していく必要がある。	育成活動推進課
	次世代育成委員の活動支援	定期的な全体会実施による情報共有の機会の提供や研修会実施による活動支援を行います。				○	-	(1) (2) (3)		ヤングケアラーなど顕在化しにくい子どもと家庭の課題解決について、地域や学校との連携を図りながら取り組む必要がある。 また、CS（コミュニティスクール）が幼稚園を含む区内学校全校に設置されることに伴い、当該委員の役割について整理していく必要がある。	育成活動推進課
	青少年育成地区委員会の活動支援	代表者会や研修会・部門会の実施や政策助成、子育て支援地域づくり啓発助成金事業により、活動を支援します。				○	-	(1) (2) (3)		活動団体員の高齢化に伴う新たな担い手の確保や人材育成など経費助成以外の地域団体が抱える課題についても検討していく必要がある。	育成活動推進課
	地域施設の有効活用（再掲）	区民活動センター等を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、予約方法の見直しや集会室の空き状況の可視化などにより、利便性の向上を図ります。				○	-	(1) (2) (3)	地域で活動する子育て支援団体等の要望の一部を取り入れながら、オンラインによる施設予約システムの構築に向けて、予約ルールの見直し等の検討を行っている。新しい施設予約システムは、令和7年度中に運用開始する予定である。 集会室の空き状況の可視化について、引き続き実施した。また、施設予約システム構築に向けて、子育て支援団体をはじめとする地域団体にとってより利用しやすい仕組みにできるよう検討を進めた。 改築を予定している昭和区民活動センターにおいて、「中高生の居場所」としての区民活動センターのあり方について、地域（運営委員会）主導で議論を進めた。	オンラインによる施設予約システムの本稼働により、施設に足を運ばなくても予約や支払いができるようになり、子育て支援団体を含む地域団体の利便性が一層向上する。 システムについて、理解を深めていただくため、説明会等で適切かつ効果的な周知を図る必要がある。	地域活動推進課
	ファミリー・サポート事業（再掲）	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		利用者が必要な時に利用できるためには十分な協力会員数の確保が必要である。このため、協力会員が増える、今会員である人が無理なく続けられるという視点での事業見直しを検討する。	子育て支援課
	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組（再掲）	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。				○	-	(1) (2) (3)	地域団体が行う活動に参加する子どもの声を子どもソーシャルワーカーが聞き取り、主催している団体と必要に応じて共有した。 - -	これまで地域で活動する団体を中心に情報収集や共有、活動の助言支援などを行ってきた。今後は関係機関と地域団体を繋げ、連携体制の構築に取り組む。	子育て支援課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） （1）「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） （2）「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） （3）「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
取組の方向性（2）子育て世帯が住み続けたくなる環境の整備											
主な取組①子育てしやすいまちづくり（計画冊子：P.129）											
重点事業	子育て関連店舗の登録促進、情報発信	子どもや子育て家庭が利用しやすい店舗やサービスなどの充実を図るため、区内の店舗や施設等に対して「子育て応援とうきょうパスポート事業」の活用を促すとともに、子育て家庭に向けた情報発信を行います。	子育て応援東京パスポート事業　協賛店等数	79店舗 （令和4年4月1日）	165店舗	○	社会全体で子育てを応援しようとする機運の醸成を図るため、協賛店として登録していただけるよう。声掛けを行った。また、窓口に事業リーフレットを置くなどにより周知した。	（1） （2） （3）		中野駅周辺の再開発により新しくできた店舗や、その他区内のより多くの店舗が、事業の趣旨について理解していただき、協賛店登録していただけるよう、周知・広報していく。	子ども・教育政策課
事業	子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信	区が実施する子育て支援の情報や子どもと子育て家庭が利用できる施設など、区内の子育て環境の魅力を区ホームページやSNS等により発信します。				○	-	（1） （2） （3）		今後区が主催するイベントなどで中野区子育てサイト「おひるね」の周知、子育て支援ハンドブック「おひるね」を配布することで、様々な子育て支援サービスや役に立つ子育て情報を広く周知していく。	子ども・教育政策課
	子育て支援住宅普及促進	子育て世帯に適した立地、居住面積や子育てに資する施設・サービスを備えた住宅を誘導し、子育てしやすい住まいの供給を促進します。				○	-	（1） （2） （3）		「子どもすくすく住宅」について、さらに周知の強化を図る必要がある。	住宅課
	居住支援体制の推進（再掲）	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。				○	-	（1） （2） （3）		・住宅部門と福祉部門の相互理解の促進と連携強化のため、住宅確保要配慮者とオーナー双方に対する情報提供を強化していく。 ・各関係機関に対して、協議会の取組みの周知を進める。に対して、協議会の取組みの周知を進める。	住宅課
	公園再整備（再掲）	時代やニーズの変化に対応し、あらゆる世代のだれもが利用しやすい魅力的な公園を整備します。整備にあたっては、子どもの意見を取り入れた幼児用トイレや幼児用遊具の検討を行います。				◎	令和3年度策定の公園再整備計画に基づき、令和5年度に実施設計を行った大和公園について、整備工事を実施した。 近隣小学校での出張授業やワークショップ等によって寄せられた意見を踏まえて、南台公園、上鷺東公園については実施設計、丸山塚公園、中央公園、中央西公園については基本設計等を実施した。	（1） （2） （3）	ホームページや現地での意見募集に加え、近隣の小学校・幼稚園・保育園に周知、アンケートを実施し、公園ごとに200～300件ほどの回答を受けた。その内容とオープンハウス、ワークショップでの意見を踏まえて遊具などを選定した。 （例：R5.6年度に設計業務を実施した上鷺東公園では、複合遊具やバスケットゴール、ジャングルジムが欲しいというような意見を踏まえフィードバック資料を作成、住民参加型の話し合いの中で、計画に反映した。） ホームページのみでなくチラシを近隣小学校等に配布して再整備の検討状況の周知を行った。子どもたちに分かりやすいようにアンケートや資料にはルビを付した。 近隣小学校で出張授業を行い、自分たちの造りたい公園を話し合ったことにより、区の再整備計画に興味を持ってもらえた。再整備公園のワークショップに小学生の参加があった。 （例：R5.6年度に設計業務を実施した上鷺東公園では、ワークショップ参加者12人中1人の子どもの参加があった。）	子どもをはじめとしたあらゆる世代の意見募集を行い、時代やニーズの変化に対応し、だれもが利用しやすい魅力的な公園の整備を進めていく。	公園課
	ユニバーサルデザイン推進	中野区ユニバーサルデザイン推進条例、推進計画に基づき、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。				○	-	（1） （2） （3）	- ユニバーサルデザインサポーター養成講座では、区報やホームページのみではなく、作成したチラシを関係課窓口、児童館や図書館などに配布することで、子どもも含めた多くの人が目につくよう工夫した。また、すべての人がアクセスしやすいよう電話だけでなく、インターネットでの申込みも受け付けている。 ユニバーサルデザインの普及啓発事業の一環として実施したパネル展のアンケートでは、10歳未満の子どもから「理解が深まった」「困っている人がいたら声をかけたり手助けしようと思った」といった回答があり、ユニバーサルデザインに対する理解や行動意識の変化につながった。	難しい言葉ではなく、誰にでも分かりやすい言葉を使用する等、工夫しながら広報・周知を行っていく。 また、アンケートで子どもの意見を取り入れて、子どもにとって効果的な普及啓発の方法を検討していく。	企画課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
	ジェンダーギャップの解消	ジェンダー平等や女性の社会参画推進のため、関係機関と連携を図りながら普及啓発事業等を行います。また、ジェンダーギャップ解消の一環として、生理用品無料配布システムを区役所各階の女性トイレに設置しています。				○	-	(1) (2) (3)		ジェンダーキャップの解消に向けて、子どもを含め、区民、事業者へより広く普及啓発するために、事業内容の検討を行っていく。	企画課 子育て支援課 子ども・教育政策課
	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた区民、事業者向け事業を実施します。				○	-	(1) (2) (3)		ワークライフバランスの実現に向けて、子どもを含め、区民、事業者へより広く普及啓発するために、事業内容の検討を行っていく。	企画課
	女性の再就職支援	子育てや介護と両立して働き続けたい女性を支援するため、再就職イベントを実施します。				○	-	(1) (2) (3)		関係機関との連携を強化し、多様なニーズに即したイベントを開催するとともに、必要な情報が適切に届くよう、広報活動の充実を合わせて進めていく。	産業振興課
	教育・保育施設確保（再掲）	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。				○	-	(1) (2) (3)		今後の保育需要等を踏まえた上で、適切に定員管理を行うことにより、待機児童ゼロを維持していく。	保育園・幼稚園課
	学童クラブ整備・運営（再掲）	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。				◎	・学童クラブの需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を実施した。 ・日常的に医療的ケアを必要とする児童が学童クラブを利用できるように看護師を配置し、必要な医療的ケアを行った。	(1) (2) (3)	子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。 学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。 看護師を配置することで医療的ケア児も学童クラブで過ごすことができており、医療的ケア児からは「学童は楽しい」「テンションが上がる」という声を聴くことができた。	今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	育成活動推進課
主な取組②子どもの安心・安全の確保（計画冊子：P.131）											
重点事業	犯罪防止・交通安全	青色灯防犯パトロールカーの運行、地域の防犯パトロール団体への支援や中野区安全・安心（防犯）メールの配信を行います。また、子どもの帰宅を促すための夕方の音楽放送、新入学児童に対する防犯ブザー等の配付や小学校低学年を対象とした交通安全教室を実施します。	子ども（中学生以下）の交通事故件数	44件 （令和3年度）	減少	28件	小学校、学童クラブ、児童館などの子ども関連施設や公園周辺を青色灯防犯パトロールカーで巡回し広報活動を行った。地域の防犯パトロール団体など、学校・家庭・地域や関係機関が連携して子どもの安全を守る活動に取り組んだ。	(1) (2) (3)	- 自転車の安全利用に不慣れな小学校低学年の児童が自転車のルールを楽しく身につけられるよう、裏面にクイズを掲載した啓発用リーフレットを配付した。 子どもたちが、様々な見守り活動が行われていることを認識し、地域での生活に安心感を持っている。 交通安全講話、自転車運転の実技指導等を通して、交通ルールやマナーを身につけることができた。	子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動や小学校PTA連合会による子ども110番の家事業の支援など、さまざまな取組みを継続していく。 子どもを交通事故の脅威から守るため、引き続き、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援が必要である。	防災危機管理課
	通学路の見守り	全区立小学校の通学路上の危険と思われる箇所に通学路児童見守り交通安全指導員を配置し、登校時及び下校時の児童を見守り、安全を確保します。				○	-	(1) (2) (3)		-	学務課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 （重点事業のみ）	計画策定時点の現状値（重点事業のみ） ※（　）内は現状値の該当年度	令和9年度 目標値 （重点事業のみ）	令和6年度実績 （重点事業は成果指標の実績値を記載、事業の場合は◎、○、△、×を選択）	令和6年度の取組内容等（「重点事業」は取組内容を記載、「事業」については、○以外のものについて取組内容や予定どおり実施できなかった理由等を記載）	子どもの権利の視点での自己評価（以下3つの視点に基づいて記載） (1)「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか） (2)「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか） (3)「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）		今後の課題・改善点 （子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する）	担当課
事業	情報モラル教育（再掲）	自他の権利や情報社会における行動に関する教育や犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための教育を推進します。				○	-	(1)	児童・生徒の意見を取り入れながら、SNS学校ルールを各校が策定している。また、そのSNS学校ルールを踏まえて、各自が自分自身の言葉で実現可能なSNS家庭ルールを考え、取り組めるようにしている。	一人1台端末の活用が浸透してきている中、有効的な活用と危険性の両面があることやオンライン上の犯罪等も刻々と変化していることについて、発達の段階や状況に応じた指導が必要である。	指導室
								(2)	セーフティ教室や各教科等の授業の機会を通して、児童・生徒が自分事として捉えることができるようにしている。また、学校公開日にセーフティ教室を実施することで広く周知を行っている。		
								(3)	「家でルールを決めていたが、これからもインターネットを使う際には気を付けていきたい。」「SNS上で会話をする際にも相手を意識して関わりやい」などの感想が聞かれ、情報を安全に利用するためのルールや方法について理解を深めることができた。		
	薬物乱用防止（再掲）	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、イベント等での啓発活動や、中学生からポスター・標語を募集し、優秀作の表彰を行います。				○	-	(1)	薬物乱用防止について、子ども自身が自由に考えて表現した内容を公の場で披露することができた。	今後も引き続き薬物防止について考える機会の提供、事業の普及・啓発を行っていく。	生活衛生課
								(2)	協議会指導員が地区の様々なイベントで啓発活動を行った。また、大学と協働したり、中学生向けに理解しやすい表現や構成を心がけたリーフレットを作成し啓発活動を実施した。		
								(3)	薬物の適正使用を学ぶことで、豊かな心と健やかな体の育成に寄与した。また、自身や身近な人の心と身体を大切にすることへの理解が深まるきっかけとなった。		
	セーフティ教室（再掲）	児童・生徒の健全育成の充実を図るため、保護者や地域と連携して、非行防止や犯罪被害防止教育の推進を図ります。				○	-	(1)	セーフティ教室で学習した内容を実践する際に、児童・生徒自身の言葉で実現可能な目標を立て、取り組めるようにしている。	今後も、児童・生徒の実態に応じたセーフティ教室を工夫・改善しながら計画・実施していく。	指導室
								(2)	セーフティ教室の活動を通して、児童・生徒の実態に応じた内容となっているかを確かめている。		
								(3)	「今回学んだ『いかのおすし』を守って、犯罪に巻き込まれないようにしたい。」という声が聞かれるなど、児童・生徒の健全育成、防犯教育及び犯罪被害防止の一層の充実につながった。		
	受動喫煙防止	子どもの受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。				○	-	(1)	-	本事業の子どもの意見を諮る方法を検討していく。 また、受動喫煙による子どもの健康被害を防止するために、引き続き区民への普及啓発、法や条例の理解促進を図っていく必要がある。	保健企画課
								(2)	子どもの受動喫煙防止にかかるチラシを作成、予防接種の予診票に同封することで親世代への普及啓発をはかった。		
								(3)	法及び条例に違反している飲食店等に対し指導・啓発を行うことで、子どもの受動喫煙の機会を減らすことができた。		
	保育園等の在園児の安全対策	散歩時の交通事故や不審者の施設侵入を防止するため、警察署等と連携して研修や訓練を行い、職員の意識向上と対応力強化を図ります。				◎	所管の警察署と連携し、交通安全や不審者対応訓練を行った。	(1)		訓練については、所管の警察署と連携し調整し多くの園が無理なく実施できるようしていく。 区内で起きた事故や事件の情報を、危機管理共有チャットにより各施設が早急に共有し在園児の安全確保につなげていく。	保育園・幼稚園課
								(2)			
								(3)			
	学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム（再掲）	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。				○	-	(1)		カードタッチ式の入退室管理システムを利用しているため、児童のタッチ忘れを防止するために職員の声掛けが必要な状況である。今後、システムを改修する際には児童、職員の負担軽減のため、カードタッチが不要なシステムの導入を検討する。	育成活動推進課
								(2)			
								(3)			
	避難所運営における子育て世帯への配慮	災害時の避難所運営等において、乳幼児や妊産婦を含む要配慮者への支援体制の整備を進めます。				○	-	(1)		引き続き、災害時の避難所運営等における、乳幼児や妊産婦を含む要配慮者への支援体制の整備を進める。	防災危機管理課
								(2)			
								(3)			

2 需要見込みと確保方策の事業実績

(1)幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

■幼児期の学校教育・・・・認定こども園、幼稚園

1号認定(満3歳以上)

施設 / 事業実績	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需　要(人)	3,077	2,456	△ 621	2,382	2,333	△ 49	2,119	1,958	△ 161
確　保(人)	3,851	3,851	0	3,836	3,741	△ 95	3,881	3,765	△ 116
認定こども園 幼稚園(区立2園、私立3園)(施設型給付)	504	504	0	504	504	0	549	793	244
私立幼稚園	3,347	3,347	0	3,332	3,237	△ 95	3,332	2,972	△ 360

■保育・・・・認定こども園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設

2号認定(満3歳以上)

施設 / 事業実績	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需　要(人)	3,213	3,682	469	3,658	3,720	62	3,685	3,800	115
確　保(人)	4,717	4,568	△ 149	4,586	4,585	△ 1	4,627	4,652	25
認定こども園 保育園	4,626	4,517	△ 109	4,535	4,535	0	4,576	4,600	24
認証保育所等(認可外保育施設)	91	51	△ 40	51	50	△ 1	51	52	1

3号認定（0歳）

施設 / 事業実績	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需　要（人）	842	580	△ 262	651	510	△ 141	661	505	△ 156
確　保（人）	843	758	△ 85	755	746	△ 9	749	742	△ 7
認定こども園 保育園	672	657	△ 15	655	655	0	655	658	3
小規模保育 家庭的保育等	70	56	△ 14	55	50	△ 5	49	40	△ 9
認証保育所等 （認可外保育施設）	101	45	△ 56	45	41	△ 4	45	44	△ 1

3号認定（1・2歳）

施設 / 事業実績	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需　要（人）	2,933	2,594	△ 339	2,791	2,641	△ 150	2,924	2,685	△ 239
確　保（人）	2,942	2,825	△ 117	2,897	2,886	△ 11	2,884	2,859	△ 25
認定こども園 保育園	2,543	2,533	△ 10	2,606	2,605	△ 1	2,607	2,607	0
小規模保育 家庭的保育等	210	183	△ 27	182	168	△ 14	168	136	△ 32
認証保育所等 （認可外保育施設）	189	109	△ 80	109	113	4	109	116	7

※各年度4月1日時点の数値

（2）地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

■利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（か所）	5	5	0	5	5	0	5	6	1
確保方策（か所）	5	5	0	5	5	0	5	6	1
令和6年度事業実績	合計6か所 すこやか福祉センター　4か所 子ども総合窓口　1か所 城山ふれあいの家　1か所								

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人回）	214,823	162,871	△ 51,952	204,393	181,880	△ 22,513	204,393	189,868	△ 14,525
確保方策（か所）	27	27	0	27	27	0	27	27	0
令和6年度事業実績	合計27所 団体が実施する子育てひろば　9か所 ふれあいの家　2か所 児童館（ほっとルーム）　16か所 ※ほっとルーム未設置だった児童館2箇所に、令和4年度からほっとルームを設置した。								

■妊婦健康診査

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需用見込み（人）	3,138	2,631	△ 507	2,812	2,585	△ 227	2,812	2,598	△ 214
延受診回数	40,794	34,162	△ 6,632	37,962	37,739	△ 223	37,962	37,507	△ 455
確保方策	妊婦健康診査等受診票による受診 受診後の償還払い（都外医療機関利用等） 妊婦健康診査14回、超音波検査4回、子宮頸がん検診1回								
令和6年度事業実績	妊娠届出者2,598人 平均健診回数　15.3回 （令和5年度より、超音波検査回数1回→4回に変更）								

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需用見込み（人）	2,529	2,262	△ 267	2,270	2,092	△ 178	2,270	2,070	△ 200
確保方策	区職員、訪問指導員（看護師、助産師、保健師）による出産後早期の訪問 訪問実施数 令和4年度　2,178戸 令和5年度　2,193戸 令和6年度　2,105戸								
令和6年度事業実績	区から委託を受けた訪問指導員や区職員により、4か月以下の乳児のいるすべての家庭への訪問事業を実施。ニーズに応じて適切な支援につなげた。								

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する

年度		4年度			5年度			6年度		
		計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人日）	訪問相談	235	282	47	260	304	44	260	322	62
	養育支援ヘルパー	388	282	△ 106	293	446	153	293	692	399
確保方策		①養育支援が必要な家庭の把握　②保健師等による訪問相談　③ヘルパーによる支援								
令和6年度事業実績		養育支援が特に必要と判断された家庭を保健師等が訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣して、養育環境の維持・改善を図ります。								

■子どもを守る地域ネットワーク強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う

年度	4年度	5年度	6年度
実施体制（計画）	代表者会議：原則年1回開催 要保護児童サポート会議：適時開催 実務者研修の実施 個別ケース検討会議：必要に応じて随時		
令和6年度事業実績	代表者会議　1回 サポート会議　15回 実務者研修　4回 個別ケース検討会議　延74回		

■子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人日）	423	601	178	495	596	101	495	753	258
確保方策（人日）	1,460	1,460	0	1,460	1,460	0	1,460	1,460	0
令和6年度事業実績	児童福祉施設　2施設、ショートステイ協力家庭　1家庭 0～ 3歳未満児　延354人日 3～15歳児　延394人日 ショートステイ協力家庭　延5人日								

■幼稚園における一時預かり事業

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人日）	117,939	85,684	△ 32,255	81,007	98,279	17,272	81,007	92,319	11,312
確保方策（人日）	117,939	85,684	△ 32,255	81,007	98,279	17,272	81,007	92,319	11,312
令和6年度事業実績	○幼稚園型一時預かり　延利用者　57,569人 区立幼稚園　2園 区内私立幼稚園　7園 区内認定こども園　4園 ○私立幼稚園での預かり保育　延利用者　34,750人　10園								

■一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

〇一時保育、短期特例保育
　乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって日中の保育を認可保育所等において行う
〇トワイライトステイ
　夜間の時間帯において、子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる
〇ファミリー・サポート事業
　子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（協力会員）が会員になり、助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う

年度		4年度			5年度			6年度		
		計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人日）		28,482	9,966	△ 18,516	28,240	11,827	△ 16,413	28,240	11,683	△ 16,557
確保方策（人日）		28,567	29,031	464	30,984	23,625	△ 7,359	30,984	21,833	△ 9,151
	一時保育	17,400	17,864	464	19,720	19,056	△ 664	19,720	17,313	△ 2,407
	ファミリーサポート（未就学児童）	10,874	10,874	0	10,971	4,276	△ 6,695	10,971	4,227	△ 6,744
	トワイライトステイ	293	293	0	293	293	0	293	293	0
需要見込み	ファミリーサポート（就学児童）	1,426	1,313	△ 113	1,296	730	△ 566	1,296	1,108	△ 188
確保方策（人日）		1,454	1,454	0	1,454	730	△ 724	1,454	1,108	△ 346
令和6年度事業実績		〇一時保育、短期特例保育 延利用者数　6,129人 専用室15園（区立保育園2園、私立保育園等14園） 欠員利用8園（区立保育園8園） 〇児童館における一時預かり 延利用者数　107人 南中野児童館及び城山ふれあいの家で実施（満1歳～就学前児童） 〇トワイライトステイ 延利用者数　112名 児童福祉施設で実施（3歳～小学校6年生まで） 〇ファミリーサポート事業 未就学児童延利用者数　4,227人 就学児延利用者数　　1,108人 利用会員　1,183人、協力会員　145人、両方会員　22人								

■延長保育事業

　就学形態の多様化等やむを得ない理由により、通常の利用時間以外に保育園等で保育を実施する

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人）	2,461	831	△ 1,630	1,149	808	△ 341	1,149	808	△ 341
確保方策	2,813	2,738	△ 75	2,862	2,809	△ 53	2,862	2,809	△ 53
令和6年度事業実績	認可保育園、地域型保育事業等で実施								

■病児・病後児保育事業

子どもが病気やけがにより集団保育等が困難な時期に、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する

年度		4年度			5年度			6年度		
		計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み		2,677	314	△ 2,363	627	480	△ 147	627	385	△ 242
確保方策（人日）		3,108	2,742	△ 366	3,108	2,799	△ 309	3,108	2,791	△ 317
	病児・病後児保育	2,684	2,318	△ 366	2,684	2,673	△ 11	2,684	2,695	11
	ファミリーサポート（病児対応）	424	424	0	424	126	△ 298	424	96	△ 328
令和6年度事業実績		○病児・病後児保育　延利用者数385人、病院内保育室1園、保育園1園、乳児院1施設 ○ファミリーサポート事業（特別援助活動【病児対応】） 延利用者数　96人 6か月～小学校6年生までの病児対応を実施								

■放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等で昼間家庭にいない就学児童に対し、児童厚生施設などで放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、就学児童の健全育成を図る

年度		4年度			5年度			6年度		
		計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み		3,314	2,163	△ 1,151	2,172	2,385	213	2,172	2,437	265
	低学年	2,150	2,149	△ 1	2,158	2,366	208	2,158	2,422	264
	高学年	1,164	14	△ 1,150	14	19	5	14	15	1
確保方策		2,307	2,375	68	2,375	2,388	13	2,375	2,570	195
前年度からの増減（人）		60	65	5	68	13	△ 55	68	182	114
開設数（か所）		1	0	△ 1	0	0	0	0	1	1
令和6年度事業実績		学童クラブ数　区立25か所、民設民営17か所 ○新規開設：令和学童クラブ（令和4年4月）、鷺の杜学童クラブ（令和6年4月）、ウィルキッズフィールド中野宮園（令和6年4月） ○廃止：上高田学童クラブ（令和4年3月）、鷺宮学童クラブ（令和6年3月） 学童クラブの高学年の利用は、特別な支援が必要な児童としている。（キッズ・プラザや地域団体への委託による放課後子ども教室はすべての小学生を対象としている。）								

■キッズプラザ事業・放課後子ども教室推進事業

キッズ・プラザ事業

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人）	312,000	318,790	6,790	312,000	372,139	60,139	312,000	416,322	104,322
確保方策（か所）	13	13	0	13	13	0	13	14	1
令和6年度事業実績	キッズ・プラザ事業を14か所で実施した。								

放課後子ども教室推進事業

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人）	9,064	12,588	3,524	12,798	14,208	1,410	12,798	14,978	2,180
確保方策（か所）	21	17	△ 4	18	19	1	18	18	0
令和6年度事業実績	全て前年度からの継続事業								

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者が円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援、継続的な相談・助言等の支援を行う。

年度	4年度	5年度	6年度
実施体制（計画）	①巡回支援（保育士、看護師、栄養士） ②会計処理に対する指導		
令和6年度事業実績	2事業者に対して実施		

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育施設に対して保護者が支払うべき費用の一部を助成する（令和元年10月から事業開始）

年度	4年度			5年度			6年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み（人）	375	193	△ 182	250	201	△ 49	250	176	△ 74
確保方策	①助成対象 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯の子ども及び第3子以降の子ども ②助成対象経費 副食費相当額								
令和6年度事業実績	私立幼稚園に在園し、要件を満たす保護者に対して交付（区内13園、区外9園）								

３　中野区子ども総合計画令和６年度事業実績
～子どもの権利の視点による評価・検証結果について～

中野区子どもの権利委員会

（１）はじめに

中野区は、令和４年３月に「中野区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、同年４月１日に施行しました。これにより、中野区は、こども基本法の施行前に、区独自に国連・子どもの権利条約の精神に則り、子どもに関わる事柄を決める際は、子どもの意見を反映しながら区の子ども政策を推進していく、子どもにやさしいまちづくりを進めていくこととなりました。

中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)は、条例第２２条第２項の規定に基づき、子どもに関わる取組を推進するための基本となる計画及び子どもに関する取組が、子どもの権利の視点に基づいているかを検証するため、区長の附属機関として設置されました。第１期権利委員会は、全１２回の会議を重ね、「第１期中野区子どもの権利委員会最終答申」（以下「最終答申」といいます。）を取りまとめ、令和６年５月２８日に区長へ提出しました。最終答申では、中野区子ども総合計画の各事業の取組内容について、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証を行うことを盛り込んでいます。このことに基づきまして、権利委員会は、「中野区子ども総合計画令和５年度事業実績」について、以下のとおり、評価・検証を行いました。

（２）「子どもの権利の視点」による評価・検証について

権利委員会における「子どもの権利の視点」からの評価・検証は、以下の３つの視点から行うこととしました。

①　「意見表明・参加」の視点

子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか。

②　「広報・周知」の視点

子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか。

③　「子どもの最善の利益」の視点

事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか。

（３）評価・検証の対象とする事業について

「中野区子ども総合計画」における、目標Ⅰに記載しているすべての事業に加え、目標Ⅱ以降に記載されている事業についても、子どもを対象とした事業など、子どもの権利に関わりが深い事業としました。抽出した事業は次のとおりです。

※「母子生活支援施設」、「就学相談」及び「地区懇談会の充実」については、令和６年度事業実績より追加

子どもの権利の視点による評価・検証対象事業

目標分類	事業名	事業内容	子ども総合計画 ページ位置
目標Ⅰ	全ての事業	-	P.62～85
目標Ⅱ	食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣等の普及啓発を進めます。	P.90
目標Ⅱ	運動習慣の定着・体力 向上に向けた教育	子どもに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わわせることのできる指導の工夫や食育・健康教育の取組について、各学校の体力向上プログラムに位置付け、実践します。	P.90
目標Ⅱ	子ども・若者支援 センターの運営	子ども・若者及びその家庭からのあらゆる相談を受け付け、助言や支援を行うほか、子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	P.93
目標Ⅱ 目標Ⅳ	困難を抱える子どもと子育て 家庭を支援につなぐための取組	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	P.94,97 P.127
目標Ⅱ	母子生活支援施設	生活・就労・教育住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	P.97,99
目標Ⅱ	就学相談	子どもの特性や状況から、学校生活を送る上で必要な支援や一人ひとりに応じた適切な学習環境について、就学相談専門員が保護者と一緒に考えます。	P.103
目標Ⅱ	授業のユニバーサルデザイン化	全ての子どもたちが、分かりやすい、学びやすいと感じられるように配慮された授業のユニバーサルデザイン化を推進します。	P.103
目標Ⅳ	若者情報発信事業（Twitter）	若者施策の認知度を高め、事業参加者や関与する区民等の増加を目的として、若者向けTwitterアカウントを開設し、若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信を行います。	P.116,120
目標Ⅳ	ハイティーン会議・若者会議	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代対象のハイティーン会議や大学生・社会人対象の若者会議を開催します。	P.116
目標Ⅳ	中高生交流事業	児童館において、中高生年代の活動を支援し、地域での交流を進めます。	P.116
目標Ⅳ	若者フリースペースの運営	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。	P.116,118,120
目標Ⅳ	区有施設の中高生年代の利用検討	既存の区有施設における、中高生年代の利用に向けた機能や利用方法の検討を行います。	P.118
目標Ⅳ	ひきこもり支援事業	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。	P.120,122
目標Ⅴ	地区懇談会の充実	中学校区ごとに、子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や地域の連携について協議します。	P.127
目標Ⅴ	地域の団体と 児童館との共催事業	地域状況に応じて育成団体と児童館が共催で事業を実施し、交流や連携を進めます。	P.127
目標Ⅴ	ユニバーサルデザイン推進	中野区ユニバーサルデザイン推進条例、推進計画に基づき、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。	P.129
目標Ⅴ	犯罪防止・交通安全	青色灯防犯パトロールカーの運行、地域の防犯パトロール団体への支援や中野区安全・安心（防犯）メールの配信を行います。また、子どもの帰宅を促すための夕方の音楽放送、新入学児童に対する防犯ブザー等の配付や小学校低学年を対象とした交通安全教室を実施します。	P.131
目標Ⅴ	受動喫煙防止	子どもの受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。	P.131

（４）評価・検証結果について

「１　各目標における主な取組みの各事業実績　目標Ⅰ～Ⅴに掲げる事業」のとおり

※上記のうち、「子どもの権利の視点による評価・検証対象事業」（Ｐ．６０）が対象

（５）総評について

○　第２期中野区子どもの権利委員会（第８回、2025 年 7 月 28 日）の会議において報告された「子どもの権利の視点による評価対象事業」の自己評価は、今年度で２度目となりました。しかし、昨年度と同様に、事業対象である子どもの声が十分に踏まえられていないと読める事例が多数見受けられました。

○　中野区は「中野区子どもの権利に関する条例」（2022 年 4 月施行）において、第３条（基本理念）、第４条（区の役割）、第９条（あらゆる場面における権利の保障）、第 14 条（子ども会議）に基づき、子どもに関する区の計画をはじめ、子どもに関わるあらゆる施策について、子どもの意見を求め、これを尊重することを規定しています。さらに、国においても「こども基本法」（2023 年 4 月施行）第 11 条において、国及び地方公共団体が施策を策定・実施・評価する際には、対象となる子ども、子どもの養育者、関係者等の意見を反映させるため必要な措置を講ずることが義務づけられています。

こうした社会的な転換点を踏まえ、中野区は、2024 年 3 月に『子どもの意見表明・参加に関する手引き（第 1 版）』を作成しました。手引きでは、区の各部署が子どもの意見を聴取・反映する取組を進める際の基本的な考え方や具体的な手法・留意点が示されており、このように行政自らが手引きを整備した取組は、全国的に見ても先駆的で意義のあるものです。

○　しかしながら、依然として多くの所管課の評価内容において、子どもや養育者、その他関係者の意見聴取に関する記載が見受けられませんでした。これは、国連子どもの権利条約、こども基本法、ならびに「中野区子どもの権利に関する条例」で規定される子どもの意見表明・参加が、PDCA サイクルに基づいた改善が図られていないこと、また『子どもの意見表明・参加に関する手引き』が行政内部で十分に活用されていないことが危惧されました。

○　子どもは「一人の区民であると同時に、子どもにやさしいまちをつくるためのパートナー」です。『子どもの意見表明・参加に関する手引き』第 1 章にも、「子どもに関係のある施策について子どもの意見を聴くことで、子どもの状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」と記されています。第２期中野区子どもの権利委員会は、この考え方に基づき、「子どもの権利の視点に

よる評価対象事業」の再評価と、子どもや養育者等の意見が踏まえられているかを明記するよう求めました。

○　その結果、意見聴取を実施していた所管課の事業については、子ども等の意見を反映した評価内容に修正されました。所管課が多岐にわたる中、多くの事業について再評価と修正が行われたことは、子どもの意見表明・参加を位置づける必要性を所管課が再認識する機会となり、子ども等の意見を踏まえて評価が行われた事業とそうでなかった事業が明確になった点で意義があります。

○　一方で、再評価の内容は評価可能な点に関する記述が中心であり、次年度に向けた課題の抽出が十分でない事業が多く見受けられました。この点は今後の課題であり、次年度以降は、子ども等の意見を踏まえつつ、改善すべき点についても明記するとともに、翌年度には前年度に指摘された改善点が実際に改善されたかどうかを確認・評価することが必要です。これにより、単年度評価が形骸化することなく、継続的な改善のプロセスとして次年度へ引き継がれ、子ども等の意見を反映したより良い事業の推進につながるものと考えます。

○　次年度は、今年度の経験を踏まえ、『子どもの意見表明・参加に関する手引き』が適切に活用され、子どもの権利の視点による評価・検証において、子ども等の意見の聴取・反映が確実に実行されることを望みます。

本書の内容や中野区の子ども・子育て支援施策についてのご意見を下記担当までお寄せください。

※ご意見の趣旨を正確に把握するため、できるだけ文書（郵送・E－MAIL）にてお願いします。

中野区子ども総合計画
令和6年度事業実績

発行：令和7年（2025年）10月

中野区子ども教育部子ども・教育政策課（区役所7階）

〒164－8501

中野区中野4－11－19

（直通）（3228）5605

（E－MAIL）kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp

「中野区子ども総合計画令和6年度事業実績」は中野区ホームページ（http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/）でもご覧いただけます。また、区役所3階子ども総合窓口や各図書館、各すこやか福祉センター等で閲覧できます。